

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 花 田 明 仁

副 委 員 長 長 谷 川 章 悦

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 平成 29 年 6 月 21 日(水)

開会	3
開議・審査方法	3
藤原浩平委員からの発言の申し出について	3
休憩	4
再開	4
○小豆畑緑委員（自民清風会）	4
要望	4
1 薬物乱用防止対策について	4
答弁 浦田浩美保健部長	5
再質疑	6
答弁 保健部長	6
要望・再質疑	6
答弁 保健部長	6
要望・再質疑	6
答弁 鈴木裕司総務部長	7
要望・再質疑	7
答弁 保健部長	7
要望・再質疑	8
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	8
要望	8
2 子育て支援について	8
答弁 能代谷潤治福祉部長	9
再質疑	10
答弁 福祉部長	10
要望	10
3 合浦亭のトイレについて	10
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	11

要望・再質疑	11
答弁 教育委員会事務局教育部長	11
再質疑	12
答弁 教育委員会事務局教育部長	12
要望	12
休憩	12
再開	12
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	12
1 アウガについて	12
答弁 蝦名幸悦総務部理事	13
再質疑	14
答弁 堀内隆博経済部長	14
再質疑	15
答弁 経済部長	15
再質疑	15
答弁 経済部長	15
再質疑	15
答弁 経済部長	15
再質疑	15
答弁 経済部長	16
意見・再質疑	16
答弁 経済部長	16
再質疑	16
答弁 経済部長	17
再質疑	17
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	19
意見・再質疑	19
答弁 経済部長	19
要望・再質疑	20
答弁 経済部長	20
再質疑	20
答弁 経済部長	20
意見・再質疑	21

答弁 経済部長	21
再質疑	21
答弁 経済部長	22
意見・再質疑	22
答弁 経済部長	24
意見・再質疑	24
答弁 経済部長	24
再質疑	24
答弁 経済部長	25
再質疑	25
答弁 杉田浩代表監査委員	25
意見・再質疑	25
答弁 経済部長	25
再質疑	26
答弁 経済部長	26
意見・要望	26
○天内慎也委員（日本共産党）	26
1 消防団機械器具置場の状況について	26
答弁 蝦名幸悦総務部理事	27
意見・要望・再質疑	27
答弁 蝦名総務部理事	28
意見・要望	28
2 市民バスについて	28
答弁 大櫛寛之都市整備部長	28
再質疑	29
答弁 都市整備部長	29
要望	29
3 地域医療について	29
答弁 浦田浩美保健部長	30
意見・要望	31
○工藤健委員（市民クラブ）	31
1 アウガ庁舎整備について	31
答弁 鈴木裕司総務部長	32
意見・要望・再質疑	32
答弁 総務部長	33
意見・再質疑	33
答弁 総務部長	33

要望	33
2 インバウンド対策について	34
答弁 坪真紀子経済部理事	34
再質疑	34
答弁 経済部理事	35
意見・要望	35
3 市民からの情報提供について	35
答弁 横内修市民政策部理事	36
再質疑	36
答弁 八戸認都市整備部理事	36
再質疑	36
答弁 都市整備部理事	36
要望・再質疑	36
答弁 横内市民政策部理事	37
要望	37
○山本武朝委員（公明党）	37
1 あびねすの雪むろについて	37
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	37
再質疑	38
答弁 浪岡事務所副所長	38
再質疑	38
答弁 浪岡事務所副所長	38
意見・要望	39
2 ふるさと納税について	39
答弁 横内修市民政策部理事	39
再質疑	40
答弁 横内市民政策部理事	40
再質疑	40
答弁 横内市民政策部理事	40
再質疑	40
答弁 横内市民政策部理事	40
再質疑	41
答弁 横内市民政策部理事	41
要望	42
休憩	42
再開	42
会議時間の延長	42

○仲谷良子委員（社民党）	42
1 旧駒込清掃工場について	42
答弁 小松文雄環境部長	43
意見・再質疑	43
答弁 環境部長	43
再質疑	43
答弁 環境部長	43
再質疑	44
答弁 環境部長	44
要望	44
2 労働関係法規等の講義について	44
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	44
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局理事	45
要望	45
3 青森駅を中心としたまちづくり基本計画の都市サービス施設 について	45
答弁 大櫛寛之都市整備部長	46
再質疑	46
答弁 都市整備部長	46
再質疑	46
答弁 都市整備部長	46
再質疑	47
答弁 都市整備部長	47
再質疑	47
答弁 都市整備部長	47
再質疑	47
答弁 都市整備部長	48
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
意見・再質疑	48
答弁 都市整備部長	49
要望・再質疑	49
答弁 都市整備部長	49
要望	49
○中田靖人委員（自由民主党）	49
1 立地適正化計画について	49

答弁 堀内隆博経済部長	50
再質疑	50
答弁 経済部長	50
再質疑	51
答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 経済部長	51
意見・再質疑	52
答弁 経済部長	52
再質疑	52
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	54
要望	54
2 国体について	54
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	54
意見・再質疑	55
答弁 教育委員会事務局教育部長	55
要望・再質疑	56
答弁 教育委員会事務局教育部長	56
〃 福井正樹市民政策部長	56
要望	56
○橋本尚美委員（無所属）	56
1 市民病院の医療機器の更新について	56
答弁 木村文人市民病院事務局長	57
再質疑	57
答弁 市民病院事務局長	57
再質疑	58
答弁 市民病院事務局長	58
要望	58
2 アウガ駐車場について	58

答弁 鈴木裕司総務部長	58
意見・再質疑	59
答弁 総務部長	60
要望	60
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	60
1 教育について	60
答弁 成田一二三教育長	61
再質疑	61
答弁 教育長	62
再質疑	62
答弁 教育長	62
意見・再質疑	62
答弁 教育長	63
意見・再質疑	63
答弁 教育長	64
再質疑	64
答弁 教育長	64
再質疑	64
答弁 教育長	64
意見・再質疑	65
答弁 教育長	65
要望	65
○村川みどり委員（日本共産党）	65
1 教育行政について	65
答弁 成田一二三教育長	66
意見・再質疑	66
答弁 教育長	67
再質疑	67
答弁 教育長	68
意見・再質疑	68
答弁 教育長	68
意見・再質疑	68
答弁 教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	69
意見・再質疑	69
答弁 教育長	70

意見・再質疑	70
答弁 教育長	71
再質疑	72
答弁 教育長	72
意見・再質疑	72
答弁 教育長	72
意見・再質疑	73
答弁 教育長	73
意見・再質疑	74
答弁 教育長	74
再質疑	75
答弁 教育長	75
意見・再質疑	75
答弁 教育長	75
意見・要望	75
○木下靖委員（市民クラブ）	76
1 平成28年度除排雪事業について	76
2 都市計画道路3・2・2号内環状線浜田工区について	76
3 スポーツ施設機能整備事業について	76
答弁 八戸認都市整備部理事	76
〃 横山克広教育委員会事務局教育部長	77
意見・再質疑	78
答弁 都市整備部理事	78
意見・要望・再質疑	78
答弁 都市整備部理事	79
再質疑	80
答弁 都市整備部理事	80
再質疑	80
答弁 教育委員会事務局教育部長	80
要望	80
散会	81
2日目 平成29年6月23日(金)	
開議	82
八戸認都市整備部理事からの発言の申し出について	82
○軽米智雅子委員（公明党）	82
1 学校トイレの洋式化について	82
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	82

再質疑	83
答弁 教育委員会事務局教育部長	83
再質疑	83
答弁 教育委員会事務局教育部長	83
再質疑	83
答弁 教育委員会事務局教育部長	83
意見・再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	84
意見・再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	85
意見・要望	85
○斎藤憲雄委員（社民党）	86
1 市民バスについて	86
答弁 大櫛寛之都市整備部長	86
意見・再質疑	86
答弁 都市整備部長	87
再質疑	87
答弁 都市整備部長	87
意見・要望・再質疑	87
答弁 多田弘仁交通部長	88
意見・要望	88
2 クルーズ船の受入れについて	89
答弁 坪真紀子経済部理事	89
意見・要望	90
○長谷川章悦委員（自由民主党）	90
1 浪岡地区の学校について	90
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	91
意見・要望	91
2 中世の館の今後について	91
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	92
要望	92
3 アップルヒルの今後について	92
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	92
意見・要望・再質疑	93
答弁 浪岡事務所副所長	94
要望	95
4 津軽横断道路の進捗状況について	95

答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	95
要望	96
5 花岡プラザの指定管理について	96
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	96
意見・要望	96
○渋谷勲委員（自民清風会）	97
1 流通団地・卸町町会の下水道について	97
答弁 小松文雄環境部長	97
要望・再質疑	98
答弁 環境部長	98
2 国体に向けた取組について	99
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	99
意見・再質疑	99
答弁 教育委員会事務局教育部長	100
意見・再質疑	100
答弁 教育委員会事務局教育部長	101
意見・要望	101
3 病院事業について	102
答弁 木村文人市民病院事務局長	103
意見・要望	104
4 憩いの牧場について	104
答弁 金澤保農林水産部長	104
要望・意見	105
○館田瑠美子委員（日本共産党）	105
1 水害解消対策について	105
答弁 八戸認都市整備部理事	106
要望	106
2 青森市指定天然記念物について	106
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	106
要望	107
横山克広教育委員会事務局教育部長からの発言の申し出について	107
3 生活保護費について	107
答弁 館山新福祉部理事	107
意見・再質疑	108
答弁 福祉部理事	109
要望	109
休憩	109

再開	110
○秋村光男委員（市民クラブ）	110
1 青森駅前駐車場に対する問い合わせ・要望について	110
答弁 大櫛寛之都市整備部長	111
要望	111
2 アウガ庁舎開庁に伴う公共交通の強化について	111
答弁 多田弘仁交通部長	112
意見・再質疑	112
答弁 交通部長	113
要望	113
○赤木長義委員（公明党）	114
1 都市政策について	114
答弁 八戸認都市整備部理事	114
意見・要望・再質疑	114
答弁 都市整備部理事	115
意見・再質疑	116
答弁 小川徳久財務部長	116
意見・要望	116
2 消防について	117
答弁 蝦名幸悦総務部理事	117
要望	117
3 庁舎機能について	117
答弁 鈴木裕司総務部長	117
要望・再質疑	118
答弁 総務部長	118
要望・再質疑	118
答弁 総務部長	119
要望	119
4 「がん検診のすすめ」のサイトについて	119
答弁 浦田浩美保健部長	119
要望	119
5 教育行政について	120
答弁 成田一二三教育長	120
意見・要望・再質疑	121
答弁 教育長	121
要望・再質疑	122
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	123

要望・再質疑	123
答弁 教育委員会事務局教育部長	123
再質疑	124
答弁 教育委員会事務局教育部長	124
意見・要望	124
○館山善也委員（自民清風会）	125
1 旭町地下道について	125
2 スポーツ施設機能整備事業について	125
答弁 八戸認都市整備部理事	126
〃 横山克広教育委員会事務局教育部長	126
要望	126
3 小学校への教材について	126
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	127
要望・意見	128
4 着衣泳について	130
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	130
要望	130
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	132
1 職員の禁煙対策について	132
答弁 鈴木裕司総務部長	132
再質疑	133
答弁 総務部長	133
要望	134
2 現青森駅前の整備について	134
答弁 大櫛寛之都市整備部長	134
再質疑	134
答弁 都市整備部長	135
再質疑	135
答弁 都市整備部長	135
再質疑	135
答弁 都市整備部長	135
再質疑	135
答弁 都市整備部長	136
再質疑	136
答弁 都市整備部長	136
再質疑	136
答弁 都市整備部長	136

再質疑	136
答弁 都市整備部長	136
再質疑	137
答弁 都市整備部長	137
3 農業委員について	137
答弁 梅田喜次農業委員会事務局長	137
要望	137
休憩	138
再開	138
○竹山美虎委員（市民クラブ）	138
1 サンドームの改修計画について	138
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	138
意見・要望・再質疑	139
答弁 教育委員会事務局教育部長	139
要望	139
2 アウガについて	139
答弁 大櫛寛之都市整備部長	140
要望	140
3 駒込ダムの進捗状況について	140
答弁 八戸認都市整備部理事	141
再質疑	141
答弁 都市整備部理事	141
再質疑	141
答弁 都市整備部理事	142
要望	142
○木戸喜美男委員（自民清風会）	142
1 地域企業新ビジネス挑戦支援事業について	142
答弁 堀内隆博経済部長	142
要望・再質疑	143
答弁 経済部長	143
要望	143
2 地域のプロスポーツクラブ等交流連携事業について	144
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	144
要望	144
○丸野達夫委員（新政無所属の会）	145
1 パサージュ広場について	145
答弁 堀内隆博経済部長	145

再質疑	145
答弁 経済部長	145
意見・要望	146
2 学校の統廃合について	147
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	147
要望	147
○藤原浩平委員（日本共産党）	147
1 平和事業について	147
答弁 鈴木裕司総務部長	148
意見・再質疑	149
答弁 総務部長	149
意見・再質疑	149
答弁 総務部長	149
再質疑	149
答弁 総務部長	149
要望・再質疑	149
答弁 総務部長	149
再質疑	150
答弁 総務部長	150
再質疑	150
答弁 総務部長	150
意見・再質疑	150
答弁 総務部長	151
意見・再質疑	151
答弁 総務部長	152
採決	152
閉会	153

1 開催日時 平成 29 年 6 月 21 日（水曜日）
平成 29 年 6 月 23 日（金曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

議案第 108 号 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 109 号 平成 29 年度青森市土橋財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 110 号 平成 29 年度青森市大平財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 111 号 平成 29 年度青森市野木財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	舘田瑠美子
副委員長	長谷川章悦	委員	村川みどり
委員	竹山美虎	委員	斎藤憲雄
委員	橋本尚美	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	小豆畑緑
委員	舘山善也	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒	委員	小倉尚裕
委員	奈良岡隆	委員	藤原浩平
委員	天内慎也	委員	仲谷良子
委員	工藤健	委員	秋村光男
委員	中田靖人	委員	赤木長義
委員	山本武朝	委員	渋谷勲
委員	木戸喜美男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 相馬政美
代表監査委員 杉田浩
市民政策部長 福井正樹
市民政策部理事 横内修
市民政策部理事 舘田一弥
総務部長 鈴木裕司
総務部理事 加藤文男
総務部理事 蝦名幸悦
財務部長 小川徳久
市民生活部長 井上享
環境部長 小松文雄
福祉部長 能代谷潤治
福祉部理事 舘山新

保健部長 浦田浩美
経済部長 堀内隆博
経済部理事 坪真紀子
農林水産部長 金澤保
都市整備部長 大櫛寛之
都市整備部理事 八戸認
浪岡事務所副所長 相馬紳一郎
市民病院事務局長 木村文人
会計管理者 小鹿継仁
教育委員会事務局教育部長 横山克広
教育委員会事務局理事 工藤裕司
水道部長 相馬政人
交通部長 多田弘仁
交通部理事 赤坂寛次
農業委員会事務局長 梅田喜次

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 八木澤透
議事調査課長 齋藤賢剛
議事調査課副参事 横内英雄
議事調査課主査 山田達

議事調査課主査 山内克昌
議事調査課主査 柴田聡
議事調査課主査 花田昌
議事調査課主事 高木涉

1 日目 平成 29 年 6 月 21 日（水曜日）午前 10 時開会

○花田明仁委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

私から御報告いたします。増田一副市長が体調不良のため、本日の委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 108 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 111 号「平成 29 年度青森市野木財産区特別会計補正予算」までの計 4 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第 108 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 111 号「平成 29 年度青森市野木財産区特別会計補正予算」までの計 4 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決定しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、6 月 19 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 24 人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 108 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 111 号「平成 29 年度青森市野木財産区特別会計補正予算」までの計 4 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

〔藤原浩平委員「委員長、発言を求めます」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 きょうの予算特別委員会に委員長から報告がありましたように、副市長が出席できないということが、また、市長が本来であればここに出席して審

査に加わるべきだと思いますが、どちらも出席されていない状況では質疑ができないというふうに私は思います。

よって、この対応について理事会を開催して協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○花田明仁委員長 ただいま、藤原浩平委員から市長への出席要求を求める旨の申し出がありました。この取り扱いについて、理事会で協議していただくため、この際、暫時休憩いたします。

その後、開催する理事会の開始時刻は事務局を通じてお知らせいたしますので、開始時刻になりましたら第4委員会室にお集まりください。

本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

午前 10 時 4 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○花田明仁委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から報告いたします。先ほどの理事会において予算特別委員会への市長の出席を要請する件について協議いたしました。各理事から出された意見を踏まえ、正副委員長において市長へ出席を要請したところ、諸般の都合により出席できないとのことであり、このことを理事会で確認いたしましたので報告いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会の小豆畑です。

質疑に入ります前に忘れるといけないので、要望をさせていただきます。

平成 28 年第 3 回定例会決算特別委員会において、中世の館の屋根の塗装について質疑させていただきました。そのときには会館運営に支障がないということから、他の修繕と優先度を検討し、予算計上まで至らなかったという答弁をいただきました。それに対して私は、ぜひ来年は予算要求してくださいということをお話ししましたんですけれども、その後に職員の方からさびのひどいところだけの補修でよければ対応したいという旨のお話をいただきましたので、てっきりもうされているのかなと思って、先日浪岡に行ったときに見せていただきましたけれども、残念ながらまだ補修に至っておりませんでした。何とか予算をつけていただきたいと要望を申し上げまして、それでは質疑に入らせていただきます。

最初の質疑は、薬物乱用防止対策についてです。

6月8日付の新聞報道で、「危険ドラッグ密輸疑い 青森市30代職員を逮捕」という見出しで、報道された記事が掲載されていました。薬物乱用防止指導員として、長い間薬物乱用防止のために、市民の方々のために周知啓発活動をして取り組んできた私にとって、後ろから頭を殴られたようなとても強い衝撃を受けました。本当にとっても残念でショックな出来事でした。

危険ドラッグとは、ハーブ、アロマオイル、バスソルトなどと偽って売られていますが、覚醒剤や麻薬に似た化学物質が含まれていることもあり、大変危険な薬物で、合法でも安全でもありません。また、危険ドラッグは使用のみならず、持っているだけで罪になり罰せられることになります。

この危険ドラッグに添加されている物質は体にどんな影響を与えるのかわからないというもので、決して覚醒剤や大麻より危険性が低いわけではなく、中には覚醒剤や大麻より危険な場合もあります。使用すると健康被害を起こしたり死亡するだけでなく、交通事故等で他人を巻き込む事例が多数報告されておりますことは、皆さん既に御承知のことと思います。

そこでお尋ねいたします。市は薬物乱用防止対策について、市民に対しての啓発はどのようにされているのかお示しいただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)小豆畑委員の薬物乱用防止対策についての御質疑にお答えいたします。

麻薬や覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用防止については、好奇心で使用する事の危険性や、使用した場合の心身への重大な健康被害について、広く市民に理解していただくことが重要であると考えております。

このことから市では、県や薬剤師会等と官民一体の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動において、薬物乱用防止のポスター掲示や街頭キャンペーンによるリーフレット配布を行うとともに、自生する大麻やケシの不正栽培の撲滅運動においても、ポスター等を掲示し啓発を行っているところです。

また、市ホームページにおいて、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性について正しい情報を提供するとともに、「ゼッタイに買わない・使わない・かかわらない」ことを周知し、広報あおもりにおいても、「危険ドラッグに関わらないで！」の記事を定期的に掲載し、市民へ呼びかけております。とりわけ若年層に対しましては、薬剤師による中学生への薬物乱用防止教室のほか、大学の入学式で薬物乱用防止に関するチラシを配布し、大学入学時のオリエンテーションにおいて薬物乱用防止の講話を実施しております。また、小学校のPTAの方々を対象とした家庭教育学級説明会において、薬剤師による薬物乱用防止の出前講座について紹介し、活用を御案内しているところです。

また、薬物依存や身体への悪影響等の相談について対応できるよう、危険ドラッグを初めとする薬物についての相談窓口を設置しているところです。さらに、薬物

乱用にかかわる専門機関である警察、消防、税関との合同研修会へ参加し、薬物乱用防止に関するさらなる知識の習得に努めるとともに、情報共有も図っているところではあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私は、以前中学校とか市民センター、駅などへこの薬物乱用防止のポスターの掲示をお願いしました。ですけれども、最近市内ではほとんど見かけることがなくなりました。当時の中学校の校長先生からは、張ってとお願いしたときには、寝た子を起すようなことはやめてほしいといった声も多々あったようですが、現在どのようなところに、こういうポスターの掲示とかは行われているのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。現在のポスターの掲示場所についての御質疑でした。

ポスターの掲示につきましては、県との連携のもとで掲示しているところですが、市におきましては現在、「危険ドラッグ」、「不正大麻・けし撲滅運動」、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」の3種類のポスターを元気プラザ内に掲示しているところです。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 元気プラザ内ということで、本来であればこういうものはもっと大衆のたくさん行かれる場所、駅とかそれからセンターとかスーパーとか、そういうところに掲示していただいてこそ意味があるんだと思います。一部の人だけが行くようなところではなくて。何とかそここのところを考えていただきたいと思います。

次に、DVやいじめ対策のように、公共施設のトイレなどにリーフレットやカードを置いていますが、同じように薬物乱用防止の周知のために身体に及ぼす影響についてなど記しているリーフレットなど公共施設に置いて、薬害の周知に努めてほしいと思いますがどうでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。体に及ぼす影響や薬害について、DVの周知のようにトイレなどで周知していただくのはどうかとの御提案でした。

広く市民に薬物乱用防止について周知していくということは非常に大事なことだと思います。目につくような場所だとか掲示の仕方、あるいは注意を引くような形で、リーフレットやパンフレットあるいはポスターを小さくするなどさまざまな工夫を図りながら、いろいろな場所に掲示、設置できるよう工夫をしてまいりたいと思います。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ぜひそのようにお願いします。

次に、市は職員に対してどのような取り組みをしていますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)まず、先般本市職員が、危険ドラッグに関連して逮捕された事案が発生しましたことにつきまして、この場をおかりして改めておわび申し上げます。今後事実関係及び刑事処分の内容を踏まえまして、厳正に対処することとしております。

さて、お尋ねの職員に対する薬物乱用防止策の取り組みについてですが、私ども地方公務員は、法令遵守の徹底と公務員倫理の確立、服務規律の確保が求められていますため、本市では研修の機会を通じまして、職員に対しそれらの浸透を図っているところです。

具体的には、新採用職員、採用3年目主事級職員、採用5年目から7年目の中堅職員、新任主査級職員、新任チームリーダー職員など、階層別に受講を義務づけました必修研修におきまして、カリキュラムの一つとして公務員倫理の講義の時間を設け、毎年多くの職員に研修を実施してきております。この公務員倫理の講義におきましては、演習を交えながら地方公務員法に定められた服務規律について確認し、職員一人一人に公務員としての自覚を再認識させますとともに、過去に本市で発生したさまざまな種類の懲戒処分事案について具体的に例示・解説して、いま一度法令遵守の徹底を指導しているところです。

インターネットを介しまして危険ドラッグの流通が容易になるなど、社会情勢の変化を踏まえまして、このたびの事案についても今後のこの公務員倫理の講義の中で取り上げ、薬物の危険性について注意を促し、法令遵守の徹底と再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よろしく願いいたします。

次に、保健所として市民に対して、もっと積極的にこの薬物乱用防止について啓発していくべきと思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

より多くの市民が薬物乱用防止について正しい情報に触れて、関心を持っていただくということは必要なことであると考えております。このことから、これまでも取り組んできた「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等、こういった取り組みに加えて、先ほど小豆畑委員のほうから御提案もありました方法等も含めて、市役所や市民が多く利用する市民センター等の公共施設、また市民が多く集まるさまざまなイベントの場なども活用しながら、市民の目にとまるように、また薬物乱用防止に関するポスターの掲示やリーフレットの配置・配布ということをしてまいりたいと思います。

また、薬物乱用防止については、地域で普及啓発活動を推進しておられる青森地

区保護司会の皆様、また青森県薬物乱用防止指導医の方々とともに、これまで以上に密接に連携して、ともに啓発活動を行うことや、薬剤師による薬物乱用防止の出前講座等を地域の中でも御活用いただくなど、さまざまな機会を捉えて薬物乱用防止の周知啓発に積極的に努めてまいりたいと思っております。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 そうですね。いろいろな関係団体ともっと連携を密にして取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

次は、私たちの脳は20歳ごろまで成長すると言われていています。特に、小学生、中学生、高校生の時期は心身ともに急速に発達するときです。この時期に薬物を乱用すると、脳や体の成長がストップし感情のコントロールができず、意欲がなくなり怒りっぽくなるなど、心身の発達が損なわれると言われ、この時期に小学校、中学校における薬物乱用防止教育は、どのように実施されているのかお示しいただきたいと思えます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 薬物乱用防止教育の実施状況についての御質疑にお答えします。

各小・中学校における薬物乱用防止教育については、全ての小・中学校において体育、保健体育科の学習を中心に、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを利用しながら行っているところです。

具体的には、シンナーや覚醒剤などの薬物は1回の乱用でも死に至ることがあること。薬物の乱用を続けるとやめられなくなって心身の健康に深刻な影響を及ぼすこと。そして薬物の乱用は法律で厳しく規制されていることなどを学習しているところです。

また、全ての中学校においては、各学校とも学校薬剤師や警察官などの外部講師を招いて薬物乱用防止教室を年1回開催しておりまして、小学校においても飲酒や喫煙の防止と関連づけて開催する学校がふえてきているところです。

教育委員会では今後も関係機関と連携し、学校の行う薬物乱用防止教育が一層充実するよう支援してまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 厚生労働省で作成している薬物乱用防止指導員向けの指導用テキストがあります。とても詳しく、小学校向き、中学校向き、高校向き、そしてさらには授業の配分までも記載されたものがありますので、こうしたものを活用して生徒指導に当たっていただきたいと思います。

また、保護者にも幅広く理解してもらえるように工夫をしていただきたいと思いますので、周知方よろしくお願い申し上げます。この項はこれで終わりです。

次に、「パパママゾーン」についてです。

現在、本庁舎2階の渡り廊下に設置されている「パパママゾーン」。この前、通りすがりに初めて気がついて中をのぞいてみましたら、おむつ交換台と授乳台が設置されていました。大きな商業施設や空港などでは調乳用温水器が設置されておりまして、洗面台があり使用したおむつを入れるビニール袋とおむつ交換のときに使用するシートも置かれているようです。また、奥には仕切りがあつて、母乳の授乳室もあるようです。

本市の場合はおむつ交換台と授乳のスペースがあるのみでした。寒い冬期の場合には暖房機も必要かと思えます。本市の「パパママゾーン」に調乳用の給湯や暖房機をぜひ設置すべきと思えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の「パパママゾーン」の調乳用のお湯と暖房器具についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、国の平成20年度補正予算において経済対策として創設された地域活性化・生活対策臨時交付金及び平成21年度補正予算において経済危機対策として創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、子育て中の親が安心して外出できる環境整備を目的に、市役所本庁舎及び市民センター10カ所などに、授乳やおむつがえのできる授乳室を設置したところです。また、授乳室が設置されていることが一目でわかるよう、統一した授乳室の案内表示、ステッカーを作成・掲示したところでもあります。

市役所本庁舎の授乳室につきましては、平成21年11月に2階エレベーター横に設置し、安心してゆったりとお使いいただけるよう、温かみを持った色の内装を施しますとともに、県産材や畳を使用した授乳用のベンチとおむつがえ用のベビーシート、さらには荷物置き台を備えまして、授乳・おむつがえ「パパママゾーン」として御利用いただいているところです。

この「パパママゾーン」では、そのほかに室内の備品の角や縁に丸みを持たせるとともに、ベビーシートには子どもが立ち上がった姿勢でもおむつがえができるよう、高さの違う手すりを2カ所取りつけるなど、安全性や利便性に配慮しているところでもあります。

調乳用のお湯及び暖房器具についてですけれども、まず暖房器具につきましては、冬期間、室内に電気ストーブ、セラミックファンヒーターを設置させていただいてまして御利用いただいているところです。

また、調乳用のお湯につきましては、電気ポットとか委員御紹介の調乳用の温水器の設置などの方法による提供というのが考えられますが、まずこのうち電気ポットにつきましては異物混入ややけどの危険性がありますことから、安全面を考慮して設置していないところです。また、調乳用温水器につきましても設置費用が高額となりますことから設置しておりませんが、調乳用のお湯が必要な場合には近くの

課のポットのお湯を提供することとしているところです。

授乳室につきましては、今後も関係部局と連携して、市民の皆様が安全に配慮しながら快適に御利用いただけるように努めてまいりたいと考えているところです。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 この「パパママゾーン」の周知ですけれども、本庁舎正面玄関を入ったところに設置の説明の掲示が必要ではないかと思うんですね。これについてはどう思いますか。今のままだと知らなくて——ずっと私も知らないでいたんですよ。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 「パパママゾーン」の周知といいますか、案内についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

小豆畑委員御案内のように、本庁舎内の授乳室については誘導用のポスター、ステッカーということで正面玄関と裏玄関、それと1階エレベーター横と子育て支援課の正面にこのぐらいのステッカーを張っているんですけれども、正面玄関については、のぼりと重なったりして見えなくなっているところもあったりして、そういうことから案内サインが十分とは言えないものですので、そこにつきましては今後関係部局と協議しながら、もっと誘導できるような形で周知していきたいと思っております。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 来年度アウガに引っ越しましたら、ぜひ「パパママゾーン」と、それから、今1階にありますキッズコーナー、これは1階と2階に分かれています。子連れのお母さんはやっぱり子どもを遊ばせながら、小さい子は授乳するということになると思いますので、ぜひこれは近くに置いていただきたいと思います。使い勝手がいいことだと思います。

また、調乳用の温水器は、少し高額だそうです。福祉部長がいろいろ調べてくださったんですけれども、80万円くらいかかるということで、そのほかに給排水設備が必要だということで、ぜひ新しいアウガには、これを設置していただきたいなと思います。安全・安心に利用できることですし、アウガは何よりも防災拠点になるようですので、ぜひ御一考いただきたいと思います。今の若いお母さん方は、インターネットで行きたい場所にあらかじめおむつ交換や授乳の施設があるかどうか調べてから出かけているようですので、ぜひ新町を回遊しながら役所で用事を足して、その間におむつ交換もミルクもあげることができたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。これは終わります。

次に、合浦亭への洋式トイレの設置についてです。5月に合浦公園内にある合浦亭の和室を利用させていただきました。1回目は読み聞かせを、もう1回はお茶会で使用させていただきました。和室の障子をあけると目の前に真っ白なスイセンが水面にあふれるほど咲き誇って、横に目をやると藤の花が藤棚いっぱい咲いて、

本当にかぐわしいにおいを漂わせておりました。この季節、安価な使用料でこんなにすばらしい環境に恵まれた施設を利用できることは、市民にとって本当にありがたいと幸せなことだと思います。

しかし、長時間この施設を利用するに当たって、欠くことができないのはトイレです。高齢者になると足腰が弱く、しゃがんでのトイレができない人が多く、以前から市民要望がありました洋式トイレの設置をお願いしたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の合浦亭の和式トイレの洋式化についての御質疑にお答えいたします。

文化施設の改修や維持修繕につきましては、指定管理者から提出される修繕要望や、各種法定点検の結果等に基づく修繕のほか、緊急を要するもの等について対応しているところです。

その中で教育委員会では、限られた予算で施設の改修や維持修繕を実施するため優先度を定めており、優先度の高い順に、1つには、利用者の人命にかかわるような影響が予測されるものや、各種法定点検で指摘を受けたもの。2つには、利用者に多大な影響を及ぼす可能性があり、施設の利用を停止しなければならないおそれのあるもの。3つには、トイレの配水管や換気扇の故障など、法令等の制限はないものの施設の使用が制限されるものの3つの条件を設定し、優先度の高い分類に該当する箇所から修繕を行っているところです。

現在、合浦亭の和式トイレにつきましては、故障等で使用できないといった状況ではないこと、また洋式トイレへの改修につきましては多額の費用を要することなどから、現在のところ工事の優先度としては低いものと考えており、早急に対応するということは困難と考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 わかりましたけれども、早急には申しませんのでぜひ来年度予算要求をしていただきたいと思います。

また、合浦亭を利用するに当たって、お茶の道具を運んだり昼食のお弁当の配達をお願いしたりすることがありますが、車両が公園内に入れなため駐車場から荷物を運搬するのは大変な作業になります。せめて台車でも設置してもらってこれを利用することはできないかという市民の声があります。市のお考えはいかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 合浦亭の利用に当たっての台車の設置ということで、少し前に小豆畑委員からお話がありまして、今言ったように台車を設

置することと、園内の利用に当たって、十分利用が可能かということを検証させていただきました結果、可能であると判断しました。それについて先日なんですが、既存の台車を、現在合浦亭の用具庫のほうに保管しておりますので、今後は使用することができます。

台車の利用に当たりましては、合浦亭の使用申し込みの際にあわせて利用の申し込みをいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 早速の対応に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

この合浦亭ですけれども、年間利用している団体と利用者はどのくらいありますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

合浦亭の過去3年間の利用団体数と利用者数ですけれども、平成26年度の利用団体数は31団体、利用者数は1040人。平成27年度の利用団体数が29団体、利用者数が1017人。平成28年度の利用団体数が18団体、利用者数が740人となっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 わかりました。

自然環境に恵まれて風光明媚にすぐれた合浦亭をもっとたくさんの人に利用していただけるように、もっと工夫して周知に努めるべきと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○花田明仁委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時再開

○花田明仁委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

さきの一般質問の中で、アウガについて市側の答弁の内容を改めてお尋ねしたい

ところがあります。

本日は大きく2つ。

1つ目は、アウガを運営管理してきました青森駅前再開発ビル株式会社が行った平成24年度の国と市の補助事業において、その補助事業が当初から基本的なルールが守られていなかったという疑惑を本日ここに解明、解消することが1つ。

2つ目に、平成23年度から国の税金、市民の血税が投入され続け、アウガというフィルターを通して特定の事業所、そして特定の者が国の税金、市民の血税を、経済的に適正かつ有効に公金が使われてきたのか。以上の2点。この大きく2点をお尋ねさせていただきます。

青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社と呼びますが、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業並びに平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業について、一般質問に引き続き質疑させていただきます。

初めに、消防長にお伺いさせていただきます。

補助事業でありましたスイーツコーナーについて、ビル会社から消防署へ提出した消防用設備等設置届出書の内容から、国と市の補助金交付決定前に、事前着工の疑いがあると私は市側に問いかけました。平成24年1月25日付、青森消防本部及び青森地域広域消防事務組合消防長の確認済みの捺印がされている、こちらの消防用設備等設置届出書に、着工日平成24年7月13日と記載されております。また、スプリンクラー設備試験結果報告書の試験実施日は、平成24年7月24日と記載されております。この報告書とこの届出書、当該執行機関と施工業者、そして試験調査を実施した業者との信用、信頼が成り立って存在する文書であると私は認識しております。

そこで消防長にお尋ねいたしますが、この消防用設備等設置届出書を受理した日付が平成24年7月25日と記載されておりますが、この着工日の日付、そして受理した日付、間違いがない公式文書であるかどうかの御答弁をお願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 ただいまの中村委員の消防用設備等設置届出書に記載されている日付等に問題はないのかという御質疑にお答えいたします。

消防本部といたしましては、消防用設備等設置届出書に記載された日付等の内容に何ら問題はないものと認識しております。なお、当該届出書にかかわるスプリンクラーヘッドの工事は軽微な工事でありまして、本来、スプリンクラー設備の工事に着手する10日前までに届け出なければならない工事対象設備等着工届出書が省略されていますことから、届出書に記載される着工年月日につきましては、消防用設備等設置届出書の届出日以前の日付であれば、問題ないものであります。また試験実施日につきましては、届出日以前の4日以内であれば問題ないということでありまして、

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

先ほどの御答弁から、7月25日の4日以前であれば問題ないという回答をいただきました。ありがとうございます。

次に、経済部長にお尋ねいたします。

さきの一般質問におきまして、経済部長は4月17日、5月22日、東北経済産業局及び経済産業省中心市街地活性化室から、先ほどのこの当該届出書だけでは、補助金交付決定前の事前着工とは断定できないとの答弁を私はいただきました。東北経済産業局及び経済産業省中心市街地活性化室が、当該届出書だけでは補助金交付決定前の事前着工と断定できないと判断して、市側にその理由を示した内容をお示しく下さい。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま中村委員から、国の見解の理由についてのお尋ねがありました。

先般の一般質問におきましても御答弁申し上げたところですが、青森駅前再開発ビル株式会社から市に提出されました、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書によれば、同社はアウガ1階スイーツコーナーの新設工事の実施に当たり、平成24年7月24日に国及び市の補助金交付決定を受けまして、翌25日に施工業者と当該工事の工事請負契約を締結しております。

しかしながら、先般のアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、スプリンクラー設置工事に係る質疑がなされましたことから、去る4月17日、スプリンクラー設置工事に係る届出の有無及び内容につきまして、消防本部に照会いたしましたところ、同社から消防長に提出された消防用設備等設置届出書では、当該工事の着工年月日は7月13日となっており、国及び市の補助金交付決定以前となっているほか、当該補助金の交付決定日である7月24日にスプリンクラーの設備試験が行われていることを確認したところです。

このため市といたしましては、念のためこの状況について、同日、補助事業の手続において問題がないか経済産業省東北経済産業局に問い合わせましたところ、当該届出書に記載されている内容では、交付決定前に事前着工があったとは断言できないとの回答を得たところです。

その後、去る5月22日、当該事業の財産処分に関する経済産業省中心市街地活性化室との協議の中で、東北経済産業局への質問と同様の質問を行いました。同じく、当該届出書に記載されている内容では交付決定前に事前着工があったとは断言できないとの回答を得たところです。

その理由といたしましては、当該届出書には着工年月日が記載されているが、当該工事が消防職員が現場に立ち会って直接着工を確認する必要がない工事であることから、当該届出書に記載されている着工年月日のみをもって事前着工されている

との断言はできないとのことでありまして、補助事業の事務上は問題はないと認識しているということでありました。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの東北経済産業局及び経済産業省中心市街地活性化室に、経済部長が直接問い合わせさせていただいたのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 私が直接問い合わせしたのかというお尋ねであります。

私が直接ではありませんが、私どもの職員が問い合わせしております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 改めて経済部長にお尋ねいたしますが、ほかに違った理由を職員からお聞きしたことはありませんでしたでしょうか。ほかに違った理由はなかったでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 私が報告を受けております理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、当該届出書には着工年月日が記載されているが当該工事は消防職員が現場に立ち会って直接着工を確認する必要がないことから、当該届出書に記載されている着工年月日のみをもって事前着工されているとの断言はできないとのことであり、補助事業の事務上問題はないとのことでありました。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、ほかに違った理由があるのかないか聞いたのであります。あったのでしょうか。なかったのでしょうか。お願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほど申し上げた御答弁以外に理由があったかどうかのお尋ねであります。理由についてはこの1つで報告を受けております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、何か隠していませんか。

ここに私が東北経済産業局と話した証拠があります。東北経済産業局は、私にこのように説明いたしました。この消防用設備等設置届出書に記載されている消防用設備等の名称には、フェスティバルシティアウガのガールフレンド、スイーツメモリーズリアンの2つの名称が記載されていることから、ガールフレンドが先に7月13日に工事をし、先に工事が終わってから補助事業でありますスイーツコーナーのリアンが補助事業交付決定後に工事をしたかもしれないとも考えられるので、この書類だけでは断定できないと私に説明をいたしました。このことについてなぜ経

済部長は一般質問、そして今の答弁でそれがないと言ったのか、経済部長の答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの中村委員が東北経済産業局にお問い合わせになったときに、東北経済産業局から理由として示された内容について、一部隠しているんじゃないかという御指摘であります。

私どもは東北経済産業局に確認いたしましたのが4月17日。また、経済産業省中心市街地活性化室に問い合わせたときの5月22日の内容につきまして御答弁申し上げておまして、この内容につきましては、私どもが今回答弁するに当たりまして、昨日、東北経済産業局に確認の上、この5月22日、4月17日の内容であることを確認した上で、本日御答弁させていただいたものであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私は、それこそ経済部長がお聞きになった、まずおととい、そしてきのう、経済産業局に確認して、4月17日、5月22日に市とのやりとりがあったことはまず確認いたしました。それで間違いなく私に説明していただいたのを市側に同じことを言ったのですかというのも、こちらに入っております。それではどこかでまた食い違っている答弁だと私は思いましたが、経済部長に改めてお尋ねしたいことがあります。

もし、私が経済産業局から聞いたことを市の職員が聞いて、経済部長にそれを申し合わせしなかったのは、これもまた問題だと私は思います。予算特別委員会、そしてアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、私たち委員、そして議員にはお示しすることはできませんでしたが、ガールフレンドの見積もりの明細書は今も市が持っていると思います。そのガールフレンドの見積もりに、スプリンクラー工事及び消防設備に関する見積もりの内容が記載されているかどうか、御答弁をお願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ガールフレンドの見積もりの明細書に記載があるかどうかというお話ですが、ガールフレンドの見積書そのものは、そもそも補助事業から外れているものでありまして、本来、市が保有するべきものではありません。

前回は答弁のために、ガールフレンド等の見積書を当時の経営陣の許しを得てお借りしてまいりました。その資料については、現在お返しして会社清算人等の管理のもとにありますので、ただいま私どもの手元にあるというわけではありません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長にお尋ねいたします。私の記憶しかもう当てになりませんが、見積もりの中にスプリンクラー工事はなかったはずであります。あればま

た、これは大問題。なくても、元々ガールフレンドにはスプリンクラー工事がされないはずであります。国に問い合わせるときに、このガールフレンドが記載されていたのであれば、この届出書はスイーツコーナーリアンさんのみに設置されるスプリンクラー工事でありまして、4月13日の着工届はスイーツコーナーリアンさんのみのものだと私は考えます。経済部長がその見積もりは今手元にない、そして弁護士が持っているということでもありますので、その見積もりを取り寄せたりするのはまた堂々めぐりになり時間を要するだけになります。

それでは、スイーツコーナーの工事請負契約書の締結日が7月25日。工事着工日が7月25日でなければならぬ何かがあったはずであります。交付決定日以降にしなければならない理由があるからです。それは、補助金を入手するためだと私は考えます。

しかし、7月25日から工事を着工し7月28日にスイーツコーナーをオープンさせるためには、当然、私は物理的に不可能だと思います。当時は7月2日ごろから入ったと、テナント内装業者は認めております。しかし、それを示すものがありません。工事請負契約書の契約締結日、着工日、工期及び工程表の日付、実績報告書に記載されている数多くの日付は記載誤りであり、全くの間違いだとは私は考えております。

今のこの段階での経済部長の認識をお答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 補助事業に係るさまざまな契約ですとか、工期の日付が誤りでないかというお話で、その点に関する私の認識という御質疑であります。

一般質問でも御答弁申し上げたところですが、補助事業につきましては原則的に書類でもって交付申請が行われ、完了した時点で実績報告書を提出することになっております。その提出された書類については、まず私どもとしては、真正なものであるということで受け取って事務を処理してまいっております。ですから、今のところは、先ほどの国の見解についてもそうですが、補助手続において問題はないという国と同じ認識であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 まずこの場が終わりましたら、私はすぐ国のほうに確認することがまず1つ。

そして、当時アウガには副市長が取締役で入ったと思います。さらに、今の工事の現場のほうに市の職員も確認しているはずであります。しかしながら、それを立証することもできません。当時の取締役でありました副市長も現場にいたとは私はいくらも考えております。

それでは、経済部長はどうすれば事前着工であると認めてもらえるのでしょうか。証拠があれば認めてもらえるのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの御質疑にお答えしますが、先ほど来申し上げておりますように、国も市も、当該工事の消防の届出書については、着工年月日は記載されているが、当該工事が消防職員とその書類の届出の当事者以外の第三者が現場に立ち会って直接着工を確認する必要がない工事でありますことから、当該届出書に記載されている着工年月日のみをもって、事前着工との断定はできないということでもありますので、そういう認識であります。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いや、経済部長は何かを隠しています。まず証拠はあります。この事前着工が組織ぐるみで行われていたことは明確でありました。まずそれを1つずつお示しさせていただきます。

これは、当時2012年、平成24年7月18日のアウガのホームページのトップページであります。スイートメモリーズリアン、7月18日ニューオープンとトップページに記載されております。これも今後確認していただきたい資料の中の一つであります。オープンは7月28日であるはずであります。このトップページには7月18日と記載されております。

次に、スイーツコーナーメモリーズリアンさんの隣にありました、ガールフレンドさんのこれは当時のブログです。皆さんも今でもこのブログをごらんになることは可能であります。この7月27日のブログに、4日前の什器備品が入る前ですというような写真があります。この写真にスイーツコーナーのダクトに備えつけられているスプリンクラー。このダクトも4日前にもう施工済みの写真が掲載されております。

ということは、7月25日からの工事着工、そして工事を締結する請負契約書、これが覆されます。経済部長、答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま2カ所御指摘のあったアウガのホームページ及びガールフレンドのブログについては、今、初めて聞いた部分でありますので、確認させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、まず確認だけでは済まされません。

次に、私は一般質問で見た方がいると言いました。しかし、それは見ただけの証言でありました。その方をお願いして、その証言を正義ある文章にしてくれないかというふうをお願いしましたところ、文章を陳述書に書いていただいた方がお二方いらっしゃいます。

平成24年7月24日ごろ、まずアウガの1階に出入りをしていたという店舗の方、そしてガールフレンドのスタッフの方であります。工事請負契約日が平成24年7

月 25 日。工事着工が平成 24 年 7 月 25 日。平成 24 年 7 月 28 日にオープンしたガールフレンドとリアンとありますが、隣接していたガールフレンドのテナントと同時進行で並行して工事が行われているのを見ておりました。根拠は、ガールフレンドと同じオープン日とのこともあり、また、店舗が隣接していることから記憶に残っております。平成 24 年 7 月 24 日以前に工事が着工されたことを目撃したことを証言いたしますという陳述書をいただきました。経済部長、答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの中村委員のお示ししていただきました情報について、改めて確認の上、国とも協議してまいりたいと考えております。（「国との協議は関係ない」「経済部長の意見を聞いているんだよ」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 証拠の最後であります。着工日が 7 月 25 日と契約書に記載もされており、市ではその実績報告書を信用するしかないというふうな御答弁をいただきました。しかし市の職員、そしてビル会社の方がわからないわけではないと思うんです。何かを隠しているとしか疑いを持つことしかできません。

それで、このアウガ 1 階のリアンさんにホイロというパンの生地を発酵させるための機械が納入されたはずであります。それは中古品でありまして、一番最初のスイーツコーナーのオーナーが自分で持っていたものをビル会社に、そしてビル会社がそれを購入しました。そしてそのオーナーから契約書を見させていただきましたが、一度ビル会社が購入したものをまたオーナーに 1 カ月数万円でリースしている。その文書も私は閲覧いたしました。そのホイロは、平成 21 年式であるものですから、試運転した際にうまく動かなかったそうです。社名を出していいということですので、北沢産業さんという厨房機器メーカーがあります。この厨房機器メーカー様が、平成 24 年 7 月 23 日にそのスイーツコーナーのオーナーである方から依頼を受けまして、修理に行ったそうであります。そのホイロはもう事前に設置され、通電されており、また給水排水もされていることから試運転が可能だったと。そして、7 月 23 日にはそのホイロは正常に動かすことができた、修理ができたという当時の伝票と、社判・社名の押された文書があります。

経済部長、もうここまで来れば事前着工を認めるしかないと思います。なぜそこまで隠す必要があるのでしょうか。この事前着工を経済部長が認めるのか認めないのか、答弁をお願いいたします。（「国は関係ないぞ」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先般、これも一般質問で申し上げたとおりでありますけれども、アウガ問題に関する調査特別委員会委員長報告書におきまして、委員会の意見といたしまして、「今後も市において、その権限の範囲内において、さらなる事実の解明に努め、必要に応じて適切な措置を講じることを求める」とされておりまして、これについては十分尊重しなければいけないとお答えしたところです。

このようなことから、ただいま中村委員からいただいた情報をもとに、その権限内において調査したいと考えております。

以上でございます。（「答弁になってない、全然」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 調査するのは当然のことです。今ここで認めるのか認めないのかであります。認めるのであれば、その法のもとにその罰を施す執行機関に報告するのか、認めないのであれば、私が用意したこの証拠を覆すような、7月25日以降に工事したという証拠を提出していただきたい。

認めるのか認めないのか、もう時間がありません。経済部長、答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 まずは調査させていただきたいと考えております。私ども先ほども申しあげましたように、一度提出されてこれを真正なものとして受け取りまして、事務処理を行っております。それについて新たな情報が出てきたということであれば、調査の上、判断させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いや、経済部長はごまかしている。経済部長は絶対これは知っていたはずであります。本当にわからなかったんですか。市の職員は知っていたんじゃないんですか。1カ月もかかる工事です。かかった工事です。業者も認めているんです。1階のガールフレンド、スイーツコーナーだけではありません。地下のヤマト運輸もです。ヤマト運輸周辺にかかわる工事もです。それが、市の職員もアウガの職員もたくさん見ているはずであります。もう経済部長は逃げられないはずであります。調査するのであれば簡単に済むはずであります。一般質問でも言いました。協力したその業者、何度も出てきました建築会社Aの当時の主任技術者、今でも在籍中です。確認するのであればすぐ確認できたはずであります。なぜそこまでかばいますか。なぜそこまでかばう必要がありますか。もうアウガ問題を解決しましょう、経済部長。経済部長も自分の代で解決したいとそう思っているはずであります。私もその思いは一緒であります。

経済部長、最後です。認めるのか認めないのか。この中途半端な答弁はないはずであります。調査するのは今すぐであります。認めるのか認めないのか、経済部長、答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま地下のヤマト運輸の工事の話も出てまいりましたが、市といたしましては、先ほども申しあげましたように、権限の範囲内において、さまざまな方々に協力を受けながら、調査を進めてまいったところです。その結果、施工業者の一部の方から、市に協力しないわけではないが、公平公正な司法の場で

議論したいので、市の調査に関してはこれ以上の協力はできない旨のお話をいただいて、現在に至っているわけであります。

ただいま中村委員から提示いただいたさまざまな情報につきましては、隠してたんじゃないかということですが、それは私、本日初めてお伺いした情報ですので、さらに調査させていただきまして判断したいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長はこれまで何度も業者が——今私たちのやっていることが公平公正じゃないと、あたかも私たちを悪者扱いしているような言い方をしているみたいであります。公平公正な司法の場で議論する。その前に、自分がちゃんとしっかりしていれば、私は協力できるはずだと思うんです。なぜ協力できないのか。私はまずそこが理解できません。

経済部長が今、調査すると言ったことは、経済部長は認めたということでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 認めたということかということですが、先ほど来申し上げておりますように、私どもは完了実績報告書を受領しております。それが真正なものとしてこれまで扱っております。ただいま中村委員から新たな情報を得ましたので、改めて調査した上で判断すると申し上げているところです。（「それ完了は完了だの、いつ始まったかだよ」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど後方からもお話がありました。これは補助金事業です。交付決定前に工事はしていけないことになっております。実績報告書云々かんぬんは、事前に工事が行われたという証拠であります。

調べると言いましたので、調べる内容がもう1つありますので一緒に調べていただきたいと思います。質疑を続けさせていただきます。

アウガ問題に関する調査特別委員会——以下、調査特別委員会において、ヤマト運輸のテナント内装に係るスプリンクラー工事の見積もりで計上している工事を、施工したのか施工していないのか何度も議論させていただきました。施工したのであれば、消防長へ無届けの設置工事となります。また、施工していないのであれば、架空請求の疑いがあります。

一般質問でも申し上げましたが、5月2日に市の許可を得まして、地下1階ヤマト運輸のスプリンクラーヘッドの製造年月日を全て確認させていただいた結果、地下に関しては、全てオープン当時の17年前の2000年の刻印、00と刻印されておりました。新たに増設された形跡は、私は一切確認できなかったところです。我々議員には提示されませんでした。ヤマト運輸の見積もりを市側は持っているはずであります。それもまた弁護士の方に返したのであれば、話はまた遠くなってしまう

いますが、その中に電気温水器の見積もりも計上されていたと思います。しかし現場には電気温水器は納入された形跡は一切ありませんでした。ヤマト運輸のスタッフの方も、電気温水器は最初から入っていないとお話をされました。

改めて経済部長にお尋ねしたいことがあります。市としてもう一度、ヤマト運輸のスプリンクラー工事が施工されたかどうか、電気温水器が納入されていないこと、これは架空請求の疑いを早急に払拭すべきと私は考えております。何度も依頼申し上げてきましたが、経済部長の答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ヤマト運輸の区画の工事についての御質疑であります。

見積書につきましては、一連のガールフレンドの資料等と同様、返却しております。先般のアウトガ問題に関する調査特別委員会及び一般質問でも、これも御答弁申し上げましたが、ヤマト運輸の区画につきましては、補助事業ではなく、青森駅前再開発ビル株式会社と建築会社との間の民間事業者同士の契約工事であります。したがって、本来は市が内容を把握している工事ではありませんが、去る3月29日開催の当該委員会におけます中村委員からの御指摘を受けまして、できる限りの調査を行うべく、去る3月30日、ヤマト運輸株式会社様の造作工事の内容を確認するため、青森駅前再開発ビル株式会社において、市の職員同席のもと、同社の社員が検査報告書などの資料を探したものの、発見することができなかつたところです。

このため市は消防本部に対しまして、当該工事の消防設備等に係る届け出の有無について問い合わせいたしました。届け出がなされた事実を確認することができなかつたところです。その後、3月31日に工事の施工業者の代表者に対しまして、工事内容を電話で確認いたしましたところ、市への協力をしないわけではないが、公平公正な司法の場で議論したいので、市の調査に対してこれ以上の協力はできない旨のお話をいただいたところです。

このため、スプリンクラー設置工事が行われたかどうかにつきましては、現時点におきましては、現場の状況の目視と確認した見積書しか判断する材料がないことから、判断ができない状況です。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、今の答弁を胸張って言えますか。

補助金に関係ないと今おっしゃいましたが、先輩議員がクリスマス議会に2億円を融資した公金が含まれていて、見積もりに計上されているが、実際に工事がされていないかもしれない。そして、納入されていない事実があるにもかかわらず、補助金だから関係ないと胸を張って言う経済部長の答弁が、私はとても許せません。

先ほど来、その見積もりがない、だからわからないと。であれば、このスイーツコーナーの見積もりは皆さん持っていらっしゃると思います。この補助金事業の最後の見積もりについてお尋ねいたします。

6月13日に私は、アウガに立ち入り調査させていただきました。そのスイーツコーナーは現在解体されております。その解体現場を見て私は気づきました。この見積もりの中にガス工事が計上されております。しかし、実際の現場はガス工事がされておりました。私は不思議になって、その株主である青森ガス株式会社にお伺いして、お話を伺いました。もともとこのスイーツコーナーは、洋食屋さんが入っていたそうでありました。その洋食屋さんでは、確かにガスは使っておりました。しかし、その洋食さんが撤退し、アパレル系の洋服店にかわった際に、ガスは全部撤去したそうでありました。ガス工事はされておりました。そして私はさらに図面で確認いたしました。設置されている什器備品は全て電気式であります。

過去に建築会社Aがビル会社へ提出した見積もりを時系列に調べてみました。平成24年2月7日、公募申請の際の見積もりに、ガス工事代として10万円、スイーツコーナー合計税込435万円。平成24年5月21日——これは、国に交付申請をした際に添付されていた見積もりですが、日付が平成24年5月21日であります。ガス工事代として10万円、税込435万円は変わらずでありました。

しかし、不自然なのがここからであります。平成24年6月7日、実績報告書に添付されている見積もりが税込720万円に、まず上がっている。そして、ガス工事代として25万円計上されておりました。以前から、見積もりの計上の仕方が非常に不自然であると、私は何度も市側に質問させていただきました。

不自然なのがもう1つ。平成24年5月上旬には設計図ができ上がり、以前も出てきました某設計業者から、平成24年5月上旬には、建築会社Aに設計図が渡っているはずなんです。そうすると5月上旬には、この什器備品に、どのような電気が必要なのか水道が必要なのか、排水が必要なのかガスが必要なのか、わかっていたはずであります。配置図もしっかり載っておりました。それなのになぜ、また中古備品、その利用する明細書も見積もりに記載されております。ガス工事代として10万円から、実績報告書の段階で25万円に金額を上げてきた、この不自然な計上の仕方。そして、一括請求を上げて、この建築会社Aに振り込みされております。私は念のため、もう一度青森ガス様に確認しましたところ、スイーツコーナーの跡地に実際のガス工事はされていないと、青森ガス様の営業の方より6月14日に回答をいただいております。

以上のことから、これは見積もりの計上の仕方が意図的であり意識的であり、これは作為をもって見積もりが操作されたと疑ってしまうのが私は自然ではないかと思えます。

これまで何度も、スプリンクラー工事が行われたのか行われていないのか、いろいろな什器備品が納入されたのか納入されていないのか質問した際に、経済部長は、追加の工事があったかもしれない、その相殺だというふうに答弁を逃げてきました。でも、もうこの見積もりの計上の仕方は、もう逃げることはできないでしょう。この25万円の差額の追加工事があったというその証拠をお示しすることができま

すか。ガス工事をやらなくなって、ほかに工事をやることになったので相殺したというような証拠を経済部長はお示しすることができますか。もしできないのであれば、これは明らかに架空請求の疑いを意味するものであります。実際に見積書もこちらにあります。現場も今動かずにそのまま残っているはずであります。経済部長、答弁をお願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま中村委員から、見積書の積算の内訳についての御指摘がありました。

この前の特別委員会等で申し上げてきたことでありますが、まず見積書そのものは、いわゆる入札書の札にかわるものということで、合計金額を書いた紙が見積書であります。それに添付されている内訳とは、あくまでも、その見積もりを積算するために会社が積算した内訳であって、見積書の添付書類というわけではありません。見積書の内容をもって、それがそのまま工事の内容だと言うことはできないことですので、その内容について、事実であるかどうかについては、詳細に調査等確認が必要なものと考えております。

以上でございます。（「実績報告書はどんなの、そうすれば」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、厳しい答弁ですよ。だって、この2社の見積書も出ておりますが、たしかガスの見積もりは計上されておられません。本当に公平公正な見積もりがされて、札だけで決まったというんですか。内容はどうでもいいんですか。だって、実績報告書の中にいろんな見積もりをする業者を集めて、いろんなことを設計当初に説明して見積もりしたと言ってるんですよ。

先ほど来、実績報告書をもとに答弁をしているんですよ。全部覆されるじゃないですか。うそばかりじゃないですか。初めてうそという言葉を使わせていただきましたが、「経済部長、謝罪だ謝罪」と呼ぶ者あり）経済部長、もうアウガ問題、解決しましょうよ。経済部長が調査すると言ったということは、認めているということですよ。

先ほど来の見積書、そして工事について、そして事前着工と調べるものがたくさんあります。経済部長、いつ調べるんですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま調査の時期について御質疑いただきました。

速やかに調査に取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 調査して、私たちにいつ報告していただけますか。もう時間がありません。いつ調査して、いつ報告していただけますか。それだけで結構です。御答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま調査の時期、結論を出す時期、報告の時期について御質疑をいただきましたが、まず調査の方法等について、あるいは相手方をどこまで考えて調査を広げるかという問題もありますので、今ここですぐに時期を明確に御答弁することはできません。

以上でございます。（「いいのか、そういう答弁で」と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これは特別清算が終わってしまうと調べられないんですよね。代表監査委員にちょっとお聞きしていいですか。だめ……（「いい、いい。美津緒君やって」と呼ぶ者あり）

市は調査する決定というのは与えられていないんでしょうか。ないから、ずっとこのまま時間ばかり経過して、逃げようとしていませんか。

○花田明仁委員長 答弁できますか。代表監査委員。

○杉田浩代表監査委員 ただいまの中村委員の御質疑ですけれども、代表監査委員に対する質疑ということなんですけれども、これは市のほうに調査依頼するとか、私のほうから答弁できる内容ではないかと思えます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 代表監査委員、知識不足で大変申しわけございませんでした。

それでは経済部長、調査すると今おっしゃいました。しかし、業者は公平公正な場でなければ申し上げられないと言っております。それでは、市は市で業者から協力を得られるような形をとるべきだと私は思いますし、議会は議会で調査を得られるような、議会の、私たちがすべき行動もあると思います。そういった中で、時間ばかりが過ぎることは、私はもう許すことができません。

経済部長、今本当に、いついつまでに調査するというのはできない、言えないと言いましたけれども、できるはずであります。やる気があれば、本気があれば。経済部長の本気を見せてください。最後に。今もう、私たちの代で解決しましょう。調査できるような権限のある委員会を設置しましょう。経済部長も市も調査をすべきであります。経済部長、答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま中村委員から、議会も市も調査できる場を設置しようという話がありました。

市といたしましては、まず権限が限定されている、市ができるものというのがあります。ですから、当然にしてその権限内で、市は調査する必要があると。議会につきましては、議会のほうでのそれなりの対応ですとか、お考えがあるものと考えますので、それについての私からの言及は控えさせていただきます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今ここは、市の代表で経済部長は立っているんですよね。経済部長、私を見てもう1回言ってください。経済部長、調べましょうよ。調べるのか調べないのか、それだけで結構です。最後の答弁をお願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほど申し上げましたように、市においてはその権限の範囲内で、アウガ問題に関する調査特別委員会の委員長報告書にもあるとおり、市において、その権限の範囲内においてさらなる事実の解明に努める、それによって必要に応じて適切な措置を講じるということを求められておりました、それについては尊重して、私どもも真摯に対応していきたいと考えております。

議会側でどのような検討組織をつくってということかは、やはり市長部局から申し上げる話ではありませんので、立場上、私からは、それについての発言は控えさせていただきます。

○花田明仁委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 アウガがオープンして17年間続いてきましたこのあしき組織と疑われるこのきずなを、私たちの代で断ち切るべきであります。私たちの代で解決しなければなりません。経済部長もそう思っていると思います。職員もそう思っているはずでございます。

今後市は、アウガ問題に対して、市の姿勢を改めて明らかにすべきでございます。議会は議会のやり方で、市民に対して疑惑をなくし、疑義を全て消し去り、市民により丁寧な説明責任を私たちはここで果たすべきだと私は考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）アウガ問題を徹底的に改めて調査すべきと切に願ひまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

3点質疑しますが、まずは消防団の機械器具置き場のトイレの水洗化の状況について質疑します。

本市の消防団機械器具置き場も市の公共施設に入りますが、平成19年度に包括外部監査から指摘を受けたのが、浪岡の北中野公民館です。そこから全庁的な調査が始まり、結果的に84の施設について、排水設備の接続がされてきたというのが経緯であると思います。あともう一方では、環境部のほうが主となって、汚水処理施設の整備も行ってきていますが、公共の下水道事業と農業集落排水事業で進めていく地域もあります。

そういった要因も考えながら質疑しますが、まず消防団機械器具置き場の数に対するトイレの設置数と、トイレ設置数に対する水洗トイレの設置数の現状についてお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 ただいまの天内委員の消防団機械器具置き場のトイレの現状についての質疑にお答えいたします。

消防団は地域防災のかなめといたしまして、中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で、機械器具置き場は火災・水害などあらゆる災害に備えて、消防団車両や資機材を配備しておく地域の防災活動拠点となる重要な施設でありますことから、これまでも設備・機能等の充実強化に努めてきたところであります。

現在青森市消防団には、108 棟の機械器具置き場が配置されておりますが、トイレが設置されている機械器具置き場は 78 棟となっており、そのうち水洗トイレを設置している機械器具置き場は 50 棟となっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁がありましたけれども、108 棟の置き場数に対してトイレが設置されているのが 78 棟、浪岡は 17 分団があつてトイレは全部設置されていますが、水洗になっていないのが 6 つです。それで、青森のほうが少ない。30 棟に設置されていない。そして、その中身は 5 つが資材置き場になっていて、当然倉庫なのでトイレはないと。25 棟にトイレが設置されていません。

その要因として、私も 25 棟全部を歩いて調べたわけではありませんが、聞くところによれば、場所が狭い、つくる場所がない、人が集まる場所がないということで、車両だけを置くということだと思ふんですが、そういうさまざまな要因があるということだと思ひます。

それともう 1 つ言っていましたけれども、機械器具置き場の隣にコミュニティー施設があるからいいんだという話もしていました。果たしてコミュニティー施設が隣にあるからといって、使いたいときに鍵が常時あいているのかとか、そういう問題もあると思ひます。本来、人が集まる場所にもやはりトイレが当然必要なのではないかなと私は思ひますし、推測もされます。

実際に、それぞれの地域によって実情は違うと思ひているんですけれども、ちょっと聞いたんですけれども、例を挙げれば、原別の分団は 1 班と 5 班にトイレがありません。その 1 班と 5 班のそばにはコミュニティー施設がないということですから、話の聞いた限りだとどうなっているのかなと、困っているんじゃないかなと思ひています。先ほども言いましたけれども、立地条件もあるし、建物が狭いというところは、やはりつukれない状況なので、それはわかるんですけれども、条件はクリアしているんだけどまだトイレがないというところがあるとしたら、早く環境を整備してほしいと思ひます。

次の質疑ですけれども、トイレが設置されているんだけど、水洗化になっていないところです。その要因は、公共下水工事とか農業集落排水施設の進捗状況などにもよるものだと思ひます。集合処理工事の見通しがつかず簡易水洗化を進め

ていく個別処理工事事業、いわゆる合併浄化槽に補助を出していく地域がありますけれども、変更した地域もあると思いますが、そうしたところも機械器具置き場の簡易水洗化を進めていくべきだと思いますが、お示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 ただいまの天内委員の再度の御質疑ですけれども、トイレの設置数に対しての水洗トイレの設置数が少ないということで、その理由ということでよろしいでしょうか。

[天内慎也委員「トイレの水洗化になっていないところがあって、合併浄化槽に補助を出すところもあったりして、そういうところは進めていくべきではないかという質疑です」と呼ぶ]

○蝦名幸悦総務部理事 ただいまの天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

現在、青森市内の置き場には、老朽化による外壁及びホース乾燥台修理のほか、優先的に維持修繕が必要な置き場が多数あることなどから、限られた予算の中で各事業を進める上で、現在、下水道管が整備されていない地域においても、くみ取り式のトイレを簡易水洗トイレに改修することは現段階では考えていないところです。

しかしながら、天内委員もおっしゃっていましたが、今後におきまして、下水道未整備区域に下水道管が布設された場合には、速やかに水洗化してまいりたいと考えておりますし、また、老朽化等に伴う置き場の建てかえの際には、水洗トイレの設置を視野に入れ、関係各局と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市の方向としては進めていっているんですね。環境部としては、環境をきれいにしようということです。そうした流れに乗っていけばやっぱり進めていくべきだと思います。

最後、要望にとどめておきますが、今回資料ももらいましたが、消防署職員は、たしか電話で調査したと思うんです。ここの現場を見て、本当にコミュニティー施設があるのかどうか調査してほしい。そして、ないところはその優先順位に並べてつけていってほしいということを要望して、消防団への質疑は終わります。

次に、大釈迦經由浪岡線市民バスについてお聞きします。青森駅発の最終が午後2時30分にあるんですけれども、何人かの利用者から、出発時刻を午後3時以降に変更することができないか要望がありました。理由は、青森駅周辺や他の公共施設に浪岡からバスに乗って会議に来てるんだそうですけれども、午後3時まで大体やるそうです。そうなればバスがないということで、どうか午後3時以降に変更できないかということですが、答弁を求めます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 天内委員から御質疑のありました市民バスの運行時刻について、お答えいたします。

市民バス大釈迦経由浪岡線の現在の運行時刻につきましては、本格運行の前に実施いたしました社会実験における利用状況の検証及び寄せられた利用者の声や浪岡自治区地域協議会の御意見を伺いながら作成したところです。当該路線の利用者数ですが、本格運行2年目を迎えた平成28年度におきまして、若干ながら増加していることから、広く市民の皆様にご利用いただいているものと認識しているところです。

委員お尋ねの市民バス大釈迦経由浪岡線の運行時刻の変更についてですが、現在の運行時刻で御利用いただいている方への影響が懸念されることや経費の増加につながる可能性もあることから、慎重に検討することが必要と考えているところです。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 慎重に検討するという話なんですけれども、このバス路線再編のとき、平成26年第3回定例会一般質問で質問しました。合併したときは空港経由と大釈迦経由で16.5便走っていましたが、赤字だということで市営バスが市民バスになって6往復。民間の弘南バスが6往復。計12往復というのが、現在の便数になります。そのとき私は、地域の利便性が向上しますと言って合併したのにあんまりだと言いましたが、当時の都市整備部長は、社会実験を見きわめながら、浪岡自治区地域協議会にも丁寧に説明をしながら進めていきたいと答弁もしています。

私の今回の質疑内容は——いつだったか、浪岡自治区地域協議会を傍聴しているんですけれども、そのときにも浪岡自治区地域協議会の委員から出されてきました。丁寧に対応、調査していくと言っていますので、再度利用者の声を確認するなり実際に職員が乗り込んだりして、乗っている人の意見も聞いて確認して進めていってほしいと思いますが、どうですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市民バスの運行に当たりましては、地域の皆様の御意見を伺いながら、これまでも運行計画を作成してきたところですが、今後につきましても、利用者の皆様からの御意見等を伺いながら、運行してまいりたいと考えているところです。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 そのようにお願いします。これで市民バスの質疑は終わります。

次に、地域医療ですけれども、4月27日に会派の視察で、以前から勉強したかったところなんです。宮崎県延岡市の地域医療を守る条例の制定の経緯を勉強してきたので、その延岡市の経緯を簡単に紹介しながら質疑したいと思います。

延岡市がなぜ地域医療を守る条例をつくったかといえば、医療崩壊の危機に直面したので条例をつくったということなんですけれども、延岡市は宮崎県の北部にあって延岡を含めた医療圏の中核が県立延岡病院で、許可病床数は460床で医師が58名。市民病院と大体同じ規模だと思いますが、三次医療については、宮崎大学医学部附属病院と熊本大学附属病院がドクターヘリで搬送して連携体制がとられている

ました。

医療崩壊の原因は、夜間・休日救急患者数の増加で、平成5年度2842人から平成19年には夜間・休日の患者が9237人と3倍にまで増加したことにあります。そのことによって、医師が次々と過重負担で退職しています。平成14年には麻酔科5人退職、平成18年眼科休診、平成19年精神科休診、平成20年消化器内科休診、平成21年神経内科休診という危機的な状況になったと。

そこで行政が動き、県や医師会、市、延岡病院、住民が一致団結して協議しました。実行したことは、安易な時間外受診抑制の住民啓発と、初期救急医療体制の整備をして医師の負担軽減を図ったと。そうした取り組みの中で、さらに腎臓と神経内科医の医師が6人もまた退職したという事態になっていました。そんなどん底の状態になっていましたが、やはり行政にも限界があるということで、さらに商工会やさまざまな市民団体と力を合わせて署名を集めて、1カ月で15万1907人の署名が集まったんです。県に提出をして医師6人の補充に成功しているということです。

こうした厳しい経験もしてきていますが、この取り組みを継続していかなければならないということで、平成21年9月に全国の市町村で初めてとなる地域医療を守る条例が制定されたということであります。内容としては、地域医療を守る、健康長寿を目指すという理念になってはいますが、私が特に大事に思ったことなんです。市の責務と市民の責務、医療機関の責務という3つの責務を明確にして、力を合わせて取り組んでいるところです。特に、市民は医師に信頼と感謝をする、医療機関は患者の立場の理解と信頼関係の醸成に努力するというお互いに感謝し合うということです。

こういう内容も踏まえて質疑しますけれども、本市でも市民に対する意識の啓発活動が大事だと思いますけれども、取り組みをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 天内委員の地域医療についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員からも具体的に御紹介がありましたけれども、延岡市地域医療を守る条例は、宮崎県立延岡病院において、医師の退職が相次ぎ複数の診療科が休診せざるを得ない状況となり、地域医療の崩壊危機に直面することとなったことから、その対応として、行政、地元医師会、医療機関、地域住民が団結し、課題解消に向けた取り組みを進めたことに端を発し、さらに地域医療を守る取り組みを継続するために制定されたものと承知しております。

当該条例には、地域医療を守るための市民の責務として、1つには、かかりつけ医を持つよう努めること。2つには、診療時間内にかかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるよう努めること。3つには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手が市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。4つに、みずからの健康長寿を推進するため、検診及び健康診査を積極的に受診するとともに、良好な生活習慣に留意し、

日頃から自己の健康管理に努めることの4項目が規定されております。

委員お尋ねの本市の市民における意識啓発についてですが、本市におきましては、市民への意識啓発のための取り組みとして、まずかかりつけ医につきましては、かかりつけ医を持つよう周知チラシを作成・配布するとともに、在宅医療・かかりつけ医相談窓口の紹介、また、各種検診についてもかかりつけ医での受診を勧奨するなど周知啓発を行っております。

また、医療機関の適正利用につきましては、市のホームページへの掲載や、毎月1日号の「広報あおもり」及び救急医療施設の適正利用の特集記事による呼びかけ等により啓発しているところです。さらには、日ごろの健康管理や各種検診の受診について、チラシやポスターを配布し、市民や事業者に対し積極的に呼びかけているほか、対象となる方への無料受診者証の送付や個別に繰り返し受診勧奨するなど、生活習慣病等の早期発見・早期治療の必要性、重要性について啓発しているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろいろと今、延岡市でやられていることが、本市でも重なってやられている部分もあると思いますが、学ぶべきところもあると思います。それと、延岡市みたいにまでは、医師が退職したとか不在とかは、本市はまだそこまではいいていませぬけれども、やはり学ぶべきところは取り入れていくべきだと思います。

私は本市の市民病院と浪岡病院について、浪岡に住んでいるので浪岡病院のことはいっぱい耳に入ってくるんですけども、市民病院のことはあんまり入ってこないんです。市民病院に対して医師がどうたらこうたらということは、私は余り聞いたことがないです。そんな苦情はないのかなと思うんですけども、ただ浪岡病院については、予算特別委員会でも何度か紹介してきました。もう退職した人に対して悪口言うのも何ですが、院長先生の口が悪いとか、そういう住民からの苦情も聞いてきましたし、ここでも紹介しました。延岡市でやられていることは、そういうことも大事なんだけど、それをもっと大きな視点に立って、お互いに理解し合いながら地域医療を守るんだという条例の取り組みなんです。相互理解というんですか、信頼関係を築いていくということです。

今回市長は、病院改革をすると発信していますが、私は市民が医師を信頼する、医者は患者さんを信頼して尊重するということも、地域医療を守るために、やっぱり発信して行ってほしいなと思う次第であります。そのことを要望として質疑を終わります。

ありがとうございます。

○花田明仁委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ工藤健です。よろしくお願ひします。

アウガの庁舎整備から質疑なんです、アウガの新庁舎の2階、男女のトイレが

設置されるとのことですので、御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、青森市つどいの広場「さんぽぽ」ですけれども、やはり2階に移動することになるんですが、場所が今までは奥の方でしたけれども、そのあたりに入る窓際ということです。それもエレベーターのすぐ前になりますので、お母さんと子どもがよく利用している6階の市民図書館の児童書コーナーも、エレベーターを介せばそんな距離ではないというふうに、アクセスしやすくなったと思います。

いくつか確認させていただきますが、まずアウガの新庁舎で1階から4階までのうち、土日・祭日の、いわゆる平日以外も市民対応する部署というのはどういうところになるのか教えてください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 工藤委員のアウガ庁舎整備についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針でお示ししておりますアウガ1階から4階に配置する部局等のうち、市民課につきましては現在も土曜日の午前9時から午後5時まで開庁しておりますが、アウガへの総合窓口の開設に伴いまして、市民サービスの向上などの視点から、土曜日のほか日曜日や祝日に開庁できないかなど、現在開庁日を拡大する方向で関係課等と協議、検討しているところであります。

また、青森市つどいの広場「さんぽぽ」は、現在土曜日、日曜日及び祝日も午前10時から午後4時まで開設しているところであります。

市といたしましては、市民サービスの向上に加え、アウガ周辺のにぎわいを維持できるよう、引き続きアウガ窓口等の開庁日や開庁時間について、関係課等と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。2階のさんぽぽについては最低今までどおり、それ以外は日曜・祝日の開庁も含めて今検討中ということですね。

2階はさんぽぽがありますから、ほかに出入りをしませんので、多分そうなりとトイレも利用するということにもなるんだと思います。一部開庁ということになると、もちろんほかのやっていない部署もありますので、セキュリティーというのはこれから考えていく必要があるかと思います。その2階のトイレですけれども、さんぽぽに来る方、利用する方というのは、小さなお子様連れのお父さんもいますけれども、大体はお母さんが来ます。そういう方が日曜・祭日、そのフロア自体は多分さんぽぽ以外はほとんど閉まっていると思うんですけれども、トイレは結構奥の方にありますので、その途中の防犯もきちんと考えていただきたいと思います。

では次に、以前に質疑ありましたけれども、庁舎内で手続してる間の託児について、これはどのように検討が進んでいるのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガに市役所機能移転後の託児所の設置のお尋ねであります。

以前御質疑ありまして、さんぽぽを6階から2階に移してということで、そのさんぽぽの活用も含めて検討中ということでありまして、現在のところはまだ結論としては出ていませんので、検討中ということです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。さんぽぽで対応するとなると、多分手続の間でしょうから、もちろん無料なんだと思います。預かるとなると、保育士も必要になるということになると思います。

1度話は次に行きますが、アウガの立地自体、新町商店街に面しております。さらに青森駅前ですので、もともと商業ビルとして年間少なくとも400万人が訪れたということで、そういうロケーションにある場所です。庁舎としての利用ということにはなるんですけども、そのほかにも土日・祭日の対応も含めて、もちろん観光客の方もいらっしゃいますので、この庁舎の立地のメリットと効果——あそこの、あの場所にという。それを何か生かすことを考えているのかお伺いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガの立地のメリットをどう生かすのかという趣旨のお尋ねであります。

アウガの場所は青森駅前にありまして、従来、商業テナント施設という、まちのにぎわいに関しては非常に恵まれた、かつ責任のある場所を占める建物と考えています。その1階から4階について市役所機能に移転するというので、基本として、現在の改修工事というのは、庁舎機能の整備のための工事をしております。アウガが場所として、にぎわいの創出のために非常にいい立地であると認識はしております。これまでアウガの1階エントランス部分等について、さまざまな催事をやっていますけれども、それらの取り扱いについて今後も従来の取り扱いと同じような対応をしたいと考えております。

市として、庁舎ということを主眼において整備はいたしますけれども、立地についての認識は先ほど申し上げたとおり、にぎわいに貢献できる場所であると認識しています。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

もちろん中心市街地、駅前商店街含めて、あのエリアのにぎわいにぜひ引き継ぐ形で進めていただきたい。エントランス部分は、NPOとかいろいろ市民活動の方とかいらっっしゃいますので、幾らでも使っていただける形はあると思いますし、アウガの前は今、駐輪場になっています。ひよっとするとこのままいくと、そのスペー

スはそのまま駐輪場になるのかもしれませんが、ちょっともったいないですよ、あのスペースも。あそこにもいろんなにぎわい、人が集ってそこで何かをするようなスペースになれば、大分アウガ庁舎というのも外から見ばえのするところになるのかなと思います。ぜひ、中心市街地活性化の一助になるように進めていただきたいと思います。この件は終わります。

次に、インバウンド対策についてであります。特に外国人観光客の受け入れ環境整備についてお伺いたします。ことしの5月、市から提供されました外国語コミュニケーションシートの作成と活用について、利用者の方の声、また、周知方法をお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 工藤委員の外国語コミュニケーションシートに関する御質疑にお答えいたします。

市は急増する外国人観光客の受け入れ態勢の強化を図るため、ホテル及び飲食店等の従業員の方々が外国語を話せなくても外国人観光客と意思疎通できるよう、指で文章を指して会話する外国語コミュニケーションシートをこのたび作成したところです。このコミュニケーションシートは、飲食店でやりとり、温泉の入り方、浴衣の着方、トイレの使用方法、宿泊施設のルール、体調が悪いときの対応の6種類となっており、英語、韓国語、中国語の簡体字、台湾向けの繁体字の4カ国語で作成し、それぞれ日本語を併記しております。このシートは市のホームページからダウンロードできるほか、各事業者みずから自分たちの使い勝手がよいよう工夫して使えるよう、加工用のデータもあわせて掲載しております。

シートの周知等につきましては、市のホームページへの掲載のほか、5月上旬に市内の宿泊施設を初め、129の事業者などへコミュニケーションシートの使用方法等のお知らせを行い、あわせて「広報あおもり」5月15日号においても周知を行ったところであります。

シートを実際に利用している事業者の方からは、新しいツールとしてとても役に立っている、多言語音声翻訳アプリと併用することで、より効果的な案内が可能となったなどの感想を得ているところです。今後は個人旅行者のさらなる増加も見込まれますことから、宿泊施設のみならず飲食店等での利活用や翻訳アプリなど他のコミュニケーションツールとの併用など、より効果的な活用方法の周知を図りますとともに、利用された事業者からの御意見を踏まえながら、よりよい受け入れ態勢の充実に努めてまいります。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

私も、助かっているという声は聞いています。イラスト対応なので、コミュニケーションをとる一番最初の部分もやりやすいということです。

内容を見ますと、飲食店、あとはホテルや旅館対応のものが多いんですけども、

物販対応のシートについてはどうなのでしょうとかという要望があるんですけども、それはいかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

物販等ということではありますが、実は青森商工会議所もこのシートをつくっておりまして、免税店での利用のパターンというのをつくっています。今後、青森商工会議所や青森観光コンベンション協会の方々からも意見を聞きまして、必要に応じて考えてまいりたいと思います。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

コミュニケーションシートについては、県が作成しているもの、コンベンション協会、あと観光協会とか調べますと、ほかの自治体でもつくっているところがたくさんあって、いわゆる会話コミュニケーションというのは、ある程度固有名詞さえすりかえると、ほとんど対応可能なものが多いので、そういう意味では市で調べるにはそういう素材はととてもたくさんあるんだと思います。

先ほど、音声翻訳ツールというのもあるということでお伺いしましたが、一部事業者の方はうまくそういうアプリをダウンロードして使っています。そういうのはやはり現場の知恵なんですけれども、市のホームページがありますよね。外国人観光客インバウンド対応のあたりにそういう情報が入っていると思いますが、そこにそういうものを全て載せてあげるといいんだと思うんです。

その物販についてもこれからある程度つくるということでありますけれども、ほかの団体でつくっているものもありますし、音声翻訳アプリという便利なものもあります。あとは高校生がつくった挨拶シートというものもあります。その高校生と一緒につくった現場の値切りに対する会話術みたいなものも、言語に達者な方が現場対応でつくっているものもあるんです。別に開放しても構わないということですので、そういったものをどこかを見るとそういう情報、いわゆるインバウンド対応でいろいろお店屋さんとかが観光客に対して、コミュニケーション、会話ができるようなツールとしてそろっているようなページに、ぜひしていただきたいと思います。これは要望ですので、これで終わります。

最後に、市民からの情報提供についてなんですが、先日、高齢者の方から電話がありまして、公園で子どもたちがよく遊んでいる木材の遊具があつて、一部が朽ちていてささくれのようになっていてちょっと危ない。子どもがよく遊ぶ人気のある遊具だそうでして、全てを撤去されると困るので、危険なささくれ部分だけ取り除いてほしいと。その状況をメールで市のほうに伝えようとしたんだけど、結局今の市民の声というのは、テンプレート自体、文字だけです。その状況を画像とかを添付してお知らせすることができないので、何とか伝えてくれというので私のほうに来て、私を経由してお伝えしたところなんです。その方は自分の年齢を考えて

去年早めに免許証を自主返納された方ですので、そういう方もいらっしゃると思います。市民から市へ情報提供する手段というのはどういうものがあるのか、現状をお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 市民の皆様が情報提供する手段という御質疑でありました。

その手段といたしましては、電話、郵便、ファクス、市役所本庁舎や各支所、市民センターなどに設置している市長への手紙ポストへの投函、市ホームページからの市民の声の提出のほか、雪に関する市民の相談などにつきましては電子メールも可能としているものもあります。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 そうなんです。一番手っ取り早いのはメールなんですけども、市民の声はメールに画像添付ができない構造になっています。同じページに都市整備部で雪に関する市民相談窓口のメールアドレスがあります。

それで1つお伺いしますが、これまで雪に関する情報等で画像添付のある情報提供というのはどのくらいあるのかお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 工藤委員の画像や動画が添付されている情報提供された事例は、どれくらいあるのかという再度のお尋ねにお答えいたします。

昨冬における雪に関する市民相談窓口へのメールによる情報提供につきましては、画像が添付された事例が全メール受信件数 193 件のうち 101 件でありました。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 半分以上画像添付があったと。もちろんその状況を伝えるためには、一番手っ取り早い方法ですが、では、受けた側としては画像添付による情報というのはどうでしょうか。有用でしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 工藤委員の再度のお尋ねにお答えいたします。

市民からの情報提供などがあった場合、あらかじめ画像による情報があることにより、現地の状況把握が容易になるなど、一定の効果は認められるものと考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

やはり市民からの情報提供はやっぱり言葉だけでは限りがあるので、その内容によりますけれども、画像あるいは動画も今は送れます。確認はしないともちろんだめだと思えますけれども、そういう状況を画像の情報から一定の判断というか想定

が可能になりますので、ぜひそういう構造にさせていただきたいと思うんです。

その市民からの通報、情報提供は、台風、災害という緊急時ももちろん含まれてきますので、情報把握のためには画像あるいは動画が添付できるように、スマートフォンからのものも含めて、そういう対応をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 市民が市に情報提供をする際に、画像や動画を添付できるようにしていただきたいといったことであります。

最近のスマートフォンなどの普及を踏まえますと、画像や動画での情報提供につきましては、先ほど八戸都市整備部理事からもあったように、現場の状況把握に有効な手段と考えます。

しかしながら、画像等による通報の運営に当たりましては、今年度から——これは実は雪に関する市民相談メールも一部当てはまることになるんですが、インターネットリスクへの対応として、県内市町村が利用している県のセキュリティークラウドシステムでは、受信した全ての動画及び画像の一部が削除される仕組みとなっております。これを復元するために、別途ウイルスチェック作業が必要となることや所管課とのファイルの受け渡しなど、運用上の課題があります。したがって、今後画像等での通報導入に向け、その対応については検討してまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 もちろんセキュリティーの問題はあると思いますが、市民からの情報提供とどちらをとるかということではありませんが、やはりぜひ進めていただきたいと思います。これによって、職員の皆さんの業務的な負担というのかなり軽減します。それは雪の相談窓口のほうでも実証済みだと思いますので、これはある程度市のほうからも、率先してセキュリティー問題をクリアして進めていただきたいと思います。要望して終わります。

○花田明仁委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。早速質疑に入らせていただきます。

最初の質疑は、平成 28 年度の包括外部監査において、青森市浪岡交流センター「あびねす」の低温熟成施設の活用実績について、活用実績が規模と比較して少ないことから、改善を求める意見が指摘されています。市は低温熟成施設のさらなる活用について、どのように考えているのか示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 山本委員の低温熟成施設のさらなる活用についての御質疑にお答えいたします。

低温熟成施設につきましては、これまで直営あるいは指定管理者によりまして、雪室及び完熟試験庫に貯蔵したリンゴの糖度・酸味データの計測を行うとともに、

東青地域県民局からの依頼によりまして、カブの長期保存の実証実験などを実施してきたところです。

しかしながら、平成 28 年度の包括外部監査におきましては、低温熟成施設の規模に比して活用実績が少ないと感じられるとともに、試験データも実績として芳しいとは言えないことから、市は施設の活用方法を指定管理者に提案させるだけでなく、市としても広く活用方法を募り実行してほしいとの御意見をいただいたところです。

このことから、市といたしましては今後、施設の設計事業者や農作物の研究機関等からも御助言をいただきながら、施設の有効な活用策を検討、実施してまいりたいと考えております。また、指定管理者が行う新たな商品開発などにつきましても、積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 それでは、指定管理者から今年度提案があったのかどうか確認したいんですけども、地元農産物を活用した新たな商品開発など、具体的なものをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者から提案のあったその内容ですけれども、指定管理者からは、平成 29 年度におきましては、浪岡産のトウモロコシを低温熟成施設——雪室になりますけれども、そちらのほうに一定期間貯蔵し、広く一般の方からもレシピを募集して、トウモロコシを使った料理を創作したいということでした。また、その成果を新たな商品開発につなげていきたいということでした。

以上でございます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

浪岡ですからね、バサラコーンですね。雪室に入って糖度が増えていますという検証がされるのかと思いますので、それは期待いたします。

次に、答弁にもありましたけれども、この低温熟成施設の雪室は、試験研究施設です。ここで保存した農産物等に関して、販売することは可能であるのか示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 再度の御質疑にお答えいたします。

低温熟成施設で保存した農産物は販売できるのかというお尋ねでしたけれども、市が指定管理者に示しております浪岡交流センターの管理運営業務仕様書というものがありますが、そちらでは指定管理者みずからが農産物等を販売目的で低温熟成施設に貯蔵することは、原則的にしないことといたしておりますけれども、一般の

方が、例えば農産物に付加価値をつけてブランド化を図るために試験的に低温熟成施設のほうに農産物等を持ち込みまして、それを試験が終わった後に販売するということは可能といたしております。

ただ、公の施設ですので、使用の公平性を確保する観点から、貯蔵の申し込み状況に応じて、貯蔵量の調整というのはさせていただくということにしております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁は了解しました。

指定管理者みずからが販売できないのはもちろんであります。ただ、農産品を提供した一般の農業者は、その試験が終わってから返していただいて販売できるということで、せっくなので道の駅アップルヒルじゃないですけども、このあびねすとかの前でちょっと販売していただいたり、雪室の施設のPR効果もありますので、そういう利用があるのかなと思っております。

最後に要望を述べます。もう一度包括外部監査の指摘を読もうかと思ったんですけども、答弁にありましたので、まずしっかり指摘されておりますので、活用策をしっかり管理者ともども、市もアイデアを出していくことを要望して、この項は終わります。

2つ目の質疑に入らせていただきます。2つ目はふるさと納税について。

本市のふるさと納税による寄附金が年々ふえております。先日も常任委員会で報告、また、つい昨日、地元紙にも報道があったところですが、平成27年度は1億2230万円、昨年度、平成28年度は約1億8580万円と、年々着実に増加してきているわけですけども、市はどのような取り組みを行ってきたのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 ふるさと納税をふやすための市のこれまでの取り組みという御質疑でした。

平成28年度の青森市ふるさと応援寄附制度による寄附金の実績は、1万2740件、約6億8580万円となっております、1件5億円の寄附がありましたので、その分を除いても平成27年度と比較して、件数は1.3倍、金額は1.5倍に増加しており、毎年順調に増加してきております。

寄附額増加に向けた取り組みについてですが、当該制度はふるさと納税を通じて本市のまちづくり等に応援していただくという趣旨でありますことから、応援していただきたい事業や、寄附金を活用して実施した事業について、写真と解説を加えホームページで公開するなど、寄附される方にわかりやすく紹介してきたほか、各地の県人会や都道府県等でのイベント等でのパンフレットの配布により、PRに努めてきたところであります。

また、平成27年1月から、ふるさと納税として本市へ1万円以上の寄附をしていただいた方に、返礼品として、本市の魅力をアピールするために特産品等を進呈し

ておりますが、平成 28 年度は、その種類を前年度の 72 種類から 155 種類へと充実させたことも、寄附件数、金額の増加につながったものと考えております。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

着実に平成 27 年度から伸びていると。件数は 1.3 倍、金額も 5 億円を除いても 1.5 倍だということ。

それでは、ふるさと納税をしていただいた方の中で、先ほども触れていましたけれども、1 万円以上からということ、おそらく圧倒的に多いのは 1 万円だと思います。1 万円の納税者は何件か、また、納税者に対する割合もお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 寄附金額が 1 万円の平成 28 年度の件数ですが、1 万 1192 件。全体の約 88%となっております。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

全体の 88%ということ、大半が 1 万円の寄附者で、しかも進呈品、返礼品をいただくということで納税されるんだなという、数字の上でもはっきり出ているわけです。

さて、総務省は今年 4 月 1 日付の通知で、進呈品の調達用の寄附金額を 3 割以下にするよう全国の自治体に要請していますが、本市における寄附額に対する進呈品の調達費用の割合をお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 寄附額に対する進呈品の調達費用の割合についてであります。

本市では、返礼品の進呈を開始した当初から、寄附額に対する進呈品の額を基本的に 3 割以内とした価格で調達してきたところです。その結果、寄附額全体に対する進呈品調達額の割合につきましては、平成 27 年度が 21.3%、平成 28 年度は 5.8%ですが、このうち 1 件 5 億円の寄附分を除いた計算でいきますと、22.1%となります。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

本市は返礼品の割合、金額の調達費用の割合は、二十一、二%であるということがわかりました。

さっき寄附者への進呈品——先ほども一昨年度が 72 品種から昨年度 155 品種と、ラインナップも充実しているわけですがけれども、この進呈品の提供事業の事業者の選定に当たり、公平性をどのように保っているのか、その取り組みをお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 進呈品選定における公平性を保つための取り組みにつ

いての御質疑でした。

寄附者への進呈品として取り扱う商品は、4カ月ごとに入れかえを行っております。その商品の選定は、庁内関係部局や関係団体からの提案があった商品のほか、事業者、生産者からも提案を募るなどし、行っております。

これらの商品につきましては、市内事業者により、市内で生産、製造または加工したもの、もしくはこれらを原料とした商品、あるいは市内で提供されるサービスという条件に適合するかどうか。また、衛生面に問題がなく、寄附者からの申し込みに速やかに対応できる出荷体制となっているかどうかという条件のほか、今年度からあおり産品の販路拡大とPR強化のため、あおり地域ビジネス交流センター「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」への出展も条件としており、これらの条件を満たしているか確認の上、公平公正に審査、選定を行っております。

なお、事業者、生産者に対しましては、市のホームページで広く提案を呼びかけており、昨年度はサクランボやミニトマトなど、農家の方などから提案のあった商品を選定しており、今年度も、若手農家の方からの提案により、新品種のリンゴを進呈品に加えたほか、現在、夏からの進呈品追加に向け、野菜や果物など、商談を進めているところです。

今後につきましても、広く市内の事業者、生産者の皆様からの御提案をいただくことにより、公平性を保ちながら寄附された方に喜んでいただける商品の提供ができるよう、進呈品の充実を図ってまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

基本的に商品は受け付けると。ただ、さまざまな条件が今あるということで。今年度から「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」も出展が条件だということで、赤坂のほうでもさまざまな商品を探して大変なので、その条件はありがたいなと思っております。

進呈品の上位10社の欄が、この間も常任委員会でお示いただいたそうですけれども、1位リンゴ、2位リンゴジュース、3位お米。活ホタテ、サクランボとずっと続いているんですけども、やっぱり圧倒的に1位2位でリンゴ、リンゴジュースで66%ということで、青森市はやっぱりリンゴなんだなあという思いでいっぱいあります。

そこで最後に確認いたしますが、この中にサクランボが挙げられています。実は大変傷みやすいものです。これらリンゴ、サクランボなどの生の農産物出荷発送に関して、品質管理、クレーム対応は、生産者としっかり打ち合わせすべきだと思いますが、その対応はどうなっているのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 ただいまの再質疑にお答えする前に、答弁の訂正をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、各地の県人会や都道府県等でのと申し上げましたが、正しくは各地の県人会や首都圏等でのイベントでありますので、謹んでおわびし訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

再度の御質疑は、農水産物の品質管理とクレーム対応について生産者としてしっかり打ち合わせをすべきだといった御質疑でした。山本委員御指摘のとおり、商品に傷んだものがある場合など、市にクレームが寄せられることがあります。そのため、進呈品の調達、配送及び品質管理を委託しておりますヤマトホームコンビニエンス株式会社と定期的な打ち合わせをしており、商品については細心の注意を払ってお届けするよう依頼しております。

なお、クレームが寄せられた際には、市から寄附者におわびの御連絡をした後に、ヤマトホームコンビニエンス株式会社と商品提供事業者、生産者に伝達し、代替品を発送するなど、速やかに対応しているところです。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 以上で質疑を終わりますが、ふるさと納税、1億2000万円、去年は1億8000万円と、徐々にふえております。本市のさまざまな事業を支える大事なふるさと納税ですので、納税者が喜んでいただけるようしっかり取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○花田明仁委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

○花田明仁委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、申し上げます。本委員会の開催要領では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、あらかじめ会議時間を延長したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。

質疑を続行いたします。

次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子です。

3点質疑いたします。

1点目は、旧駒込清掃工場について質疑します。

平成19年3月末に廃止した旧駒込清掃工場について、現在どのように管理して

いるのか示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 旧駒込清掃工場の管理についての御質疑にお答えいたします。

平成 19 年 3 月をもって廃止した旧駒込清掃工場につきましては、常駐する職員がいなくなることから、敷地内への進入を防止するための防護柵の設置や、建物内への進入を防止するための 1 階窓への合板の打ちつけを行いました。

現在、当該施設の日常的な施設管理といたしましては、定期的——大体 2 カ月に 1 回程度ですが、定期的な施設周辺の見回り、年 1 回の敷地内の草刈りの実施、屋上にたまった雨水の水抜き等を実施しております。また、敷地内の樹木が大きくなりすぎ電波障害の原因になっているほか、大量に発生する落ち葉の片づけが大変であるという近隣住民からの御意見を踏まえ、平成 27 年度には、当該樹木を伐採したところであります。

市といたしましては、当該施設が近隣住民への迷惑にならないよう管理しており、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 年 1 回、草取りをしているということでありますけれども、私いつもあそこを通るたびに非常に見苦しいです。草がすごく高く生えてしまって、大変見苦しい状態なんですけれども、現状のままの管理を続けていくのか、お尋ねいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 旧駒込清掃工場の跡地につきましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づいて、検討していくこととしております。市としての方向性が決まるまでは、現状の管理を続けていくこととなります。今後、当該施設は年々老朽化してまいります。今後とも、近隣住民に御迷惑がかからないよう、引き続き適切に対応してまいります。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 以前、大分前になりますけれども、私にも電話があって、子どもたちの野球の練習場にお借りしたいというお話もありました。市として、それは貸し付けができるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 土地の貸し付けに関しての再質疑ですが、現在、旧駒込清掃工場内の土地は普通財産として管理しており、地方自治法第 238 条の 5 の規定により、貸し付けができる土地であります。貸し付けする場合は、青森市財務規則第 203 条の規定により、貸付料を徴収しなければならないこととなっております。仮に、平成 29 年度において貸し付けする場合は、1 平米あたりの貸付単価が、1 年間約 588 円。1 日当たりの貸付料は、面積を乗じて得た金額の 365 日で割り返したもの

となりますが、1 平米当たり約 1.6 円ぐらいになります。例えば、清掃工場内にあるテニスコートとゲートボール場の面積が 1920 平米ありますので、この場合 1 日当たりの貸付料は約 3100 円と算定されております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 私にお電話くださった方は、草取りもみんなやるから無料で貸してほしいとのことだったのですけれども、金額を多分聞いたので、お借りしないことになったのだらうと思います。

もし建物を解体するとしたら、解体費用は幾らぐらいかかるものなのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 再質疑にお答えいたします。

平成 24 年度に一度試算しておりますが、この試算では旧駒込清掃工場の建屋の解体にかかる費用として、約 3 億 1200 万円を見込んでおりましたが、5 年経過後の現時点においては、労務単価が上昇していることにより、これを上回るものと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 解体も相当のお金がかかる。約 3 億 1200 万円もかかるということなんですが、現在、優先順位でいくと、あれを利用するということがないということで、今のところはどうにもできないことだらうと思います。担当職員の方には大変申しわけないんですけれども、今、年 1 回草刈りをしているということで、春と秋ぐらいに、年 2 回ぐらい草刈りをするともう少しいいのかな、草の伸び方もいいのかなと思いますので、ぜひ理解していただけるように私から要望といたします。この項はこれで終わります。

次に、労働関係法規等の講義についてです。

現在、労働関係法規等について、中学生にどのように教えているのか現状を示していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 仲谷委員の中学生の労働関係法規等の学習状況についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、将来、社会に出て働く子どもたちが労働関係法規等について学ぶことは、労働の意義や労働者の権利について学ぶだけではなく、労働関係のトラブルから身を守るために大切なことであると考えております。

各中学校では、学習指導要領に基づいて、労働時間や賃金などの最低限度の基準を示した労働基準法。労働者が労働条件を改善するために労働組合を結成できることなどを定めた労働組合法。そして、労働者と雇用者の間に立って、意見の調整などを行うことを定めた労働関係調整法のいわゆる労働三法について学習しておりま

す。指導に当たっては、過酷な労働により過労死に至る事例、そして、労働環境の問題から起こる事故の事例など、近年社会問題となっている労働災害に係る具体的な事例について触れることとしております。

教育委員会としては、これらの学習に資するよう、関係機関から提供された資料及びリーフレット等を配布したり、学校訪問等において、その活用方法について指導、助言したりしているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 6月18日、つい最近の新聞に、「中高生向け労働法講義、制度利用 本県低迷」と東奥日報に書かれております。それを見ましたら、中学生、高校生を対象に、労働局の担当者が労働関係法の内容について講義する厚生労働省の講師派遣制度なんだそうです。2011年から運用を始めているということです。厚生労働省が費用を負担するということでありますが、本県は2014年度から2016年度は高校が1校だけ、本年度は中学校、高校それぞれ1校の申し込み。これも青森県の労働局が、余りにも少ないために何とかということ呼びかけて、1校ずつ申し込みになったということを書いております。私も以前にブラック企業、それからブラックバイトについて、高校生でも非常にそれに巻き込まれることがあるので、学生時代にきちんと理解が必要だというようなことも聞きました。

この講義を、ぜひ中学生に対しても行うようにしたらどうかと考えますが、見解を示していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 中学生の労働関係法規等の講義について、教育委員会の認識についての御質疑にお答えいたします。

厚生労働省が行っている労働関係法規等の講義は、経験豊富な職員が働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説する内容となっております。そのため、現在キャリア教育の一環として職場体験をしたり、社会科学習において、労働の意義や労働者の権利について学んだりしている中学生にとっては、大変有意義な講義であると認識しているところです。

教育委員会としては、厚生労働省が行っている労働関係法規等の講義について、今後も学校訪問や各種研修会などを通して、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ぜひその取り組みを進めていていただきたいと思います。

この質疑はこれで終わります。

ありがとうございました。

続きまして、青森駅を中心としたまちづくり基本計画の都市サービス施設につい

て質疑します。都市サービス施設計画は今後どのようにするのか示していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 仲谷委員から御質疑のありました都市サービス施設についてお答えいたします。

青森駅周辺の整備につきましては、昨年7月1日に本市、青森県、JR東日本の3者間におきまして、青森駅自由通路整備等に関する基本協定を締結し、その後、昨年度末まで基本設計を行ってまいりました。現在は、今年度行う実施設計のための協定締結に向け、JR東日本等と協議を行っている状況です。

都市サービス施設につきましては、平成24年2月に策定いたしました青森駅を中心としたまちづくり基本計画において、官民の連携により多様な都市サービス施設の整備に取り組むことを位置づけているとともに、先ほど申しあげました基本協定におきましても、市とJR東日本が協力して検討することとしているところです。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 第1回定例会で中田議員が、都市サービス施設について一般質問いたしました。金子前都市整備部長が、まちづくり基本計画を踏まえまして、検討を進めさせていただきたいと考えていると答弁していますが、今後進めていくと考えていいのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 御質疑のありました都市サービス施設につきましては、先ほども申しあげましたとおり、JR東日本と締結をいたしました青森駅自由通路整備等に関する基本協定の内容を踏まえるとともに、現駅舎撤去後の工事着手となりますことから、それまでの期間を活用しながら、今後協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そういたしますと、検討を進めさせていただきたいと考えているということは、私はこの答弁を聞いたときに、検討を進めさせていくということは進めることだと思ったんですが、今の都市整備部長の御答弁ではまだ何も決まっていないということなんですけれども、前の都市整備部長との整合性がとれないんじゃないですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、基本協定におきまして、東口駅舎跡地の有効活用策につきましては、青森市とJR東日本が協力して検討するという事になっておりますので、これに基づきまして、今後検討を進めていきたいと考えているということです。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 検討を進めていきたいというのは、都市サービス施設について検討を進めていくというふうに捉えていいのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

東口駅舎の跡地の有効活用策については、青森市及びＪＲ東日本が協力して検討することと基本協定ではなっております。また、先ほど申し上げましたまちづくり基本計画におきまして、都市サービス施設についても位置づけられているということです。これについて、今後協議、検討を進めていくということですが、これから青森駅自由通路の整備の実施設計を行っていくということですので、現駅舎撤去後の工事着手となりますことから、まずは自由通路の実施設計等を着実に進めてまいりたいと考えています。

○**花田明仁委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** それでは、中田議員に答弁したことでないということを受けとめてもよろしいのでしょうか。まちづくり基本計画を踏まえまして——何度も中田議員は聞いているんです。都市サービス施設について、本当にやるのかということで、何度も質問しています。それで検討を進めさせていただきたいと考えているということは、私はこの都市サービス施設を進めていくものだと受けとめたんです。でも同じ答弁でしょう。今、何度も質疑したって同じ答弁でしょう。

変えます。やるかやらないかわかっていないんだと、まだ進めていくかどうかかわからないんだということ。でもいろんなこちらの疑問がありますのでお聞きします。

まず、どこが主体で都市サービス施設を建設するのか。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

都市サービス施設について、どこが整備をするのかという御質疑ですが、それも含めましてＪＲ東日本と協議、検討を進めていくこととあります。

○**花田明仁委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** ＪＲ東日本と青森市しかないですよ——青森県は入ってはいませんが、施設の主体になっていくのはどちらかじゃないですか。

それでは、管理していくということも、どこかわからないということでしょう。主体がどこかわからないから、管理はどこがしていくのかと聞いても答えられないですよ。聞き取りのときにほとんどかみ合わないでしょうと言われたんですが、一方的に言わせていただきたいと思います。

これまで、商業サービス施設と公共公益施設の複合化として整備すると計画されていましたが、アウガに窓口部門がほとんど入ることになりましたが、公共公益施設はどのようなことが考えられるのか質疑します。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

御質疑で公共公益施設について、どのようなものが入るのかということですが、具体的な内容につきましては、今後ＪＲ東日本と協議、検討していくこととしているところです。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ほとんどかみ合わないのですが、私は、市長が 10 階建て 100 億円の新庁舎を建設する余裕は青森市にないと。これは選挙期間中も言ってきたことだし、選挙後も言ってきたことです。だから 3 階建ての新庁舎にし、アウガにも窓口部門を置いて、改装費も極力切り詰めてきたと。私はこれまでも質問してきました平和大使のことも、わずか 127 万 1000 円の平和大使事業も多額の経費がかかっていると廃止したことなどから考えて、都市サービス施設にかかる財政的な余裕があるのかどうかお聞きします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

都市サービス施設にかかる財政的な余裕があるのかという御質疑ですが、先ほども申し上げましたとおり、何をつくるのか、誰が整備するのかということも含めまして、今後ＪＲ東日本と協議、検討していくということですので、現時点で整備費等もお示しできる段階ではありませんので、財政的な余裕があるのかということについてもお答えできないという状況であります。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 100 億円もかける余裕がないと言いながら、もしこの施設をつくるとしたら、私は何のために切り詰めてきたのかなと思うんです。つくるとしたらですよ。まだこれは全然決定されていないということになっておりますので、まだ決まっていないんだと受けとめます。

もし、市には庁舎に 100 億もかける余裕がないんだ、だからさまざまなものを切り詰めていかなければいけないと言いながら、都市サービス施設をつくるのだったら、私は市民に対して本当に言いわけできるのかなと思うんです。都市サービス施設をつくるために新庁舎の予算を切り詰めたと思えないんです。もしつくるとしたらですよ。ここでは予算を聞いても答えないと思って聞きませんでしたけれども、予算だってさまざまな予算がこれくらいかかるんじゃないかというのも、これまで言ってきたことなんです。30 億円かかるかもしれない、もっとかかるかもしれない、100 億円近いんじゃないかとそんな臆測が随分出されてきました。

だから、どれくらいかかるかわからないということが——つくるかつくらないかも今のところではわからないという、今後もそうやってずっといくんだろうと思いますけれども、もしそれをつくるのだとしたら、きちんとした説明責任が市にはあると思います。こんなに切り詰めた予算をつくって、庁舎も 10 階から 3 階建てにしたと。アウガにもギリギリとみんな入れたということで、それについて私は、今後

それが整備するという事になったときの市民に対しての説明は、本当にきちんとしたものでなければならないと思います。

決定する前に予算を含めて、市民の意見を聞くべきだと思いますが、どのように考えますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

都市サービス施設を整備するに当たって、意見を踏まえるべきではないかという御質疑ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、都市サービス施設につきましては、基本協定の内容を踏まえまして、今後JR東日本と協議、検討していくこととしているものですので、現時点でそういった手法等についてお答えできる状況にはないというところです。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうですね。前の都市整備部長は、市民の意見もきちんと聞くと答弁しています。ですから、それはきちんと私はやっていただきたいと思います。

例えばの話で、市民の意見を聞くとしたら、どんな場が考えられますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどから御質疑いただいております都市サービス施設につきましては、具体的な内容をこれから協議、検討していくということですので、どのようなことがあるかということについてはお答えできないところですが、例えばということですので、一般的な話といたしまして、例えば、現在整備しております青森駅自由通路につきましては、市民参加のワークショップなどを利用しているところです。

○花田明仁委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 要望であります。この都市サービス施設を整備するときは、本当にきちんとした市民に対しての説明責任が市にはあると思っています。市長に投票した人でも全てをお任せしたわけではないんです。ここだって3階建てにつくると言ったのは、市長が選挙のときに言ったわけではないでしょう。ただ、10階建てにもお金がそんなにかけられない、100億円もかける余裕がないと市長はそう言ってきたけれども、誰も3階建てなんて思わなかった。アウガに全部入るなんて思わなかったわけです。ですから、そのときは、市民に対してはうそ、偽りのない説明をこれからきちんとしていただきたいと要望いたします。終わります。

○花田明仁委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 自由民主党の中田靖人です。

それでは款項目、第8款土木費第4項都市計画費第1目都市計画総務費及び第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費に関連して、質疑してまいります。

一般質問でも取り上げておりますけれども、中心市街地活性化基本計画、それから立地適正化計画について質疑してまいります。

まず、第2期青森市中心市街地活性化基本計画の策定過程は、これまでどういった経緯を経て策定されてきたのか、お示しいただけますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 第2期青森市中心市街地活性化基本計画の策定経過についての御質疑にお答えいたします。

中心市街地活性化基本計画に係る国の認定につきましては、計画の方針や、活性化を実現するために重要となる事業等を整理した上で、国と事前相談、調整を行うこととされています。

そのため、第2期計画の策定に当たりましては、第1期計画と継続した平成24年度を始期とする計画の認定を目指しまして、国と事前相談、調整を行いました上で、平成23年10月に新たな計画を策定することについて国の了解を得まして、12月には計画素案を取りまとめております。

その後、平成24年1月の市民並びに関係機関等からの意見聴取を経た後に、2月に国へ認定申請を行い、3月29日に認定を受けたところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の経済部長の答弁で、平成23年10月、国の了解を経て12月に素案をまとめ、平成24年1月、市民及び関係機関からの意見聴取を行って、2月に国に認定の申請をしたと。そして平成24年3月29日、国から正式に認定を受けたという経緯が示されました。第2期青森市中心市街地活性化基本計画の策定までに、少なくとも約半年の期間を要していたということがわかりました。

一般質問でも指摘しましたがけれども、来年の4月に切れ間なく、第3期青森市中心市街地活性化基本計画を策定していくということにするのであれば、既に準備を始めなくてはならないと思いますけれども、新規計画の策定において、具体的にどのようなことが求められるのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 来年4月に切れ間なく中心市街地活性化基本計画に取り組むためには、新規計画の策定においてどのようなことが求められるのかという御質疑であります。

国の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルによりますと、基本計画の策定に先立ちまして、現行の認定基本計画について検証を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められているところです。

また、新たな基本計画の策定に当たりましては、中心市街地活性化協議会等が組織され、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画に掲げる事業等が厳選されたものとなっていること。基本計画に掲載された事業等が円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、それらの事業等の実施が中心市街地の区域の活性化に相当程度寄与することが合理的に説明されていることなどが、基本計画認定の要件

として示されております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の答弁で、第2期の検証、反省を踏まえて、第3期においては3つ検討する項目があると。1つには中心市街地活性化協議会との協議、そして理解を得るようにすること。そして事業の裏づけがとれること。事業が確実に実施されていく見込みがあること、合理的に説明されていること。これらが求められるということでした。

この3つのうちの中心市街地活性化協議会とは現時点でも協議が進められているのか、ちょっとお示しいただけますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中心市街地活性化協議会との協議が進められているかというお尋ねであります。

中心市街地活性化協議会におきましては、定期的に会議を開催しておりまして、その中で継続的に具体的に計画づくりというところまでは至っておりませんが、中心市街地の活性化については常々協議を行っております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の経済部長の答弁で、中心市街地活性化協議会とは定期的に会議を開いて、常々協議しているという説明でした。

ということは、中心市街地活性化協議会については、第3期策定に向けて市は動いているというふうに認識していると思えますけれども、市の見解はどうでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 第3期の中心市街地活性化基本計画に関する市の認識ということですが、一般質問でも答弁申し上げましたが、市としては第3期青森市中心市街地活性化基本計画につきましては、現在検討を進めております立地適正化計画の策定過程において、人口減少社会における今後の国との施策の方向性や中心市街地における民間のまちづくりの動向など、さまざまな環境変化を見きわめながらその必要性も含め検討をする必要があると認識しているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと角度を変えますけれども、中心市街地活性化基本計画の認定と連携した経済産業省の支援策にはどういったものがありますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中心市街地活性化基本計画と連携した経済産業省の支援策にどのようなものがあるかという御質疑であります。

経済産業省におけます認定と連携した支援策の一例といたしましては、まちなかの商機能の活性化、維持を図る先導的・実証的な商業施設等の整備への補助金であります地域・まちなか商業活性化支援事業補助金や、あるいは中心市街地活性化に関する課題について、専門知識等を有するアドバイザーを派遣する中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業などがあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の経済部長答弁で出ております地域・まちなか商業活性化支援事業補助金、それからアドバイザーを派遣する中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業、ほかにもあると思いますけれども、こういったものがあると。

先ほど、私がこの質疑をする前のほうで、一般質問でも御答弁いただきましたけれども、立地適正化計画のほうの策定段階で第3期青森市中心市街地活性化基本計画の策定の必要性も含めて検討していくというふうな御答弁でした。今の質疑もそういうふうな御答弁でしたけれども、中心市街地活性化基本計画だから担える補助金というのがあると思います。それは先ほど聞きまして、経済産業省のほうの例えで出していただきましたけれども、私から見るとソフト的な部分が大きいのかなと。立地適正化計画というのはどちらかというとハードで、全体的な総論になっていくのかなと思っております。

ただ、一番最初に聞きましてけれども、中心市街地活性化基本計画の策定には約半年かかるとなると、物理的に間に合わなくなるんじゃないのかなというのが懸念されております。1年間の延長を第2期のほうですべてしておりますけれども、この期限というのが来年の3月までということになっております。となると、やはり今の段階からもう第3期青森市中心市街地活性化基本計画の策定に向けての準備は、進めなくてはならないのかなと思っておりましたが、立地適正化計画を優先順位としていくのであれば、中心市街地活性化基本計画のほうがその策定過程において必要がないとみなされた場合には、もしかしたら第3期がないということも言葉を裏返せばあるのかなと思います。

ちょっと1点、経済産業省の補助金を活用している事業というのはありますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 現在の第2期基本計画に位置づけている事業の中におきましては、今年度においては経済産業省所管の補助金を活用している事業はありません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 新規計画を策定しなければ、認定と連携した支援策が活用できなくなるとは思いますけれども、市の見解をお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 新規の計画を策定しないと、認定と連携した支援策が活用できなくなると思うがどうかというお尋ねであります。

中心市街地活性化基本計画の位置づけが必須となっている国の支援策につきましては、確かに活用できなくなるのですが、現在のところ経済産業省所管の補助事業を活用する具体的な民間の取り組みの予定については把握していないところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほどの中心市街地活性化協議会との協議の中で、今後新規事業が立ち上がる可能性というのはないのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中心市街地活性化協議会の中の議論で、今後補助事業を使うような事業の議論がないかということですが、現在のところは具体的に経済産業省の補助を使うような、いわゆる基本計画への位置づけが必須となっているようなもので経済産業省の事業を活用するものについて、事業の具体的な検討は特になく聞いております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 来年の3月までに第3期青森市中心市街地活性化基本計画の策定が間に合わないとなった場合、第3期青森市中心市街地活性化基本計画は一旦停止して、準備が整い次第、再度、国とやりとりして策定するということは可能なのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中心市街地活性化基本計画についての策定の基本的な考えですが、まず市としては、1つに、青森駅を含む中心市街地につきましては、今後はビジネスを起業し、雇用を生み、さらには新たな産業を育成するスタートアップの場としての潜在力を生かしていく必要があると考えています。2つには、基本計画に位置づける事業への国の支援のあり方が見直されてきておりまして、その動向を見きわめる必要があること。また3つには、アウガへの市役所窓口機能の移転等を契機とした民間のまちづくりの気運の高まりや事業熟度を見きわめていく必要があること。これらを総合的に判断する必要があると考えておりまして、策定の必要性も含め、時期を定めずに検討してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 私が聞いたのはちょっと違うんですけども、来年の3月までに第3期青森市中心市街地活性化基本計画の策定が間に合わなかった場合、そのときには必要性も含めて検討していくということでしたけれども、例えば1年後とかに

第3期を策定しますということが可能なのか。要は間があいてしまうということが可能なのか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 来年度、第3期青森市中心市街地活性化基本計画の策定が間に合わなかったときに、その後、1年か何年かで策定することは可能なのかというお尋ねですが、制度上は可能であると考えられます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 制度上可能であると。そうすると間があいても、もう一度第3期を策定することは可能であるという今の経済部長の答弁でしたので、仮に立地適正化計画策定段階で間に合わなかったという場合にも、中心市街地活性化基本計画というのは進めていくということも可能性としてあるということが示されました。

それでは、時間がないので立地適正化計画については私のほうからお話しして終わりたいと思います。

中心市街地活性化基本計画との連携をしていくと。これを庁内で各計画とも整合性がとれるように連携しながら、速やかに取り組んでいただきたいということを要望して、この項については終わりますけれども、先ほど仲谷委員から出ておりましたが、現在、中心市街地活性化基本計画の中には、青森駅を中心としたまちづくり基本計画も策定されております。また、青森駅まちづくり有識者会議、市民とか有識者の方が入っての会議も存在しております。こういったもろもろのところともしっかりと意見を聞きながら、第3期に向けた策定を速やかに進めていただきたいということを要望して、この項については終わります。

次に、第10款教育費第6項保健体育費第1目保健体育総務費に関連して、一般質問でも取り上げましたけれども、青森国体について確認していきたいと思います。

国体が2025年の8年後ということ——あすなる国体のころは余り記憶がないんですけれども、これまで私も今は面影ないんですけれども陸上選手でした。大分痩せておりました、高校3年間それから大学2年間出て、5回青森県代表として出場しております。沖縄、京都、札幌、山形、あともう1カ所どこか出ておりましたけれども、それが青森で開催されるということで、これを成功に導くための取り組みをやっていただきたいと思っております。

青森市では、国体の開催地について、昨年実施した開催希望協議意向調査で本市では14競技希望して、そのうち11競技が選定されているということでしたけれども、第一次選定で会場地が選定されていない競技をお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 中田委員の青森国体において会場地が選定されていない競技についての御質疑にお答えいたします。

青森国体の各競技会場につきましては、本年4月19日、県準備委員会第2回常任委員会において、本市開催競技11競技を含む29競技が県内各市町村を会場地とし

て選定されました。

しかしながら、本市開催競技として選定されていたボクシング競技につきましては、青森国体ではクレール射撃とともに隔年実施競技とされており、去る6月16日、公益財団法人日本体育協会の国民体育大会委員会において、青森国体の隔年実施競技がクレール射撃に決定したことにより、実施しないこととなりました。この結果、現時点におきまして、本市開催競技は10競技を予定しているところです。

青森国体における正式競技及び特別競技のうち、第一次選定として選定されていない競技は、水泳、ボート、ホッケー、セーリング、軟式野球、馬術、ライフル射撃、山岳、銃剣道、クレール射撃の10競技であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ボクシングがなくなったということは、青森産業会館で開催予定だったけれども、青森市のほうで開催競技が1つなくなったということですね。

済みません、ちょっといろいろあったんですけれども時間がないので、国体開催の本市負担のことも一般質問で取り上げましたけれども、この件に絞っていきたいと思います。

青森国体開催のための経費をどのようにして今後、青森市として捻出していくのかということが、大きな課題になってくると思います。他都市——これまで開催してきた先催都市の費用捻出方法を、どのように取り組んできたのかということをお示しいただきたいと思うんですけれども、聞き取りの段階で、福井県の取り組みのことはお話しさせていただきました。ふるさと納税を活用する方法で、寄附金を募っていくという方法については私は傾聴に値すると思っておりますが、そのほかにどういった例があるのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 中田委員の他都市での国体に当たっての財源の捻出方法についての御質疑にお答えいたします。

本市と同規模の先催都市の状況ですけれども、平成28年の盛岡市と、平成26年の長崎市では開催年の運営費を一般財源から一括で支出しているというのがあります。ただ、平成27年開催の和歌山市ですけれども、開催の4年前に国体開催のための基金を設立しまして、平成23年には4億円、平成24年には2億円を積み立てして、国体開催の財源としております。

そのほか、県の取り組みですけれども、ことし開催の愛媛県ですとか、今、委員から御紹介ありました平成30年開催の福井県ですけれども、それも国体開催に係る基金を設立するとともに、県民及び企業から募金、協賛金を募って国体の財源としております。本県におきましても、今年度国民体育大会の開催基金を設立したと聞いております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほど、公明党の山本委員のふるさと納税の件でも示されておりましたが、平成28年で1万件以上の寄附があつて、総額6億8000万円、5億円は特別ですけれども、それを引くと1億8000万円です。だいたい1.3倍から1.5倍くらいに膨らんできているということでした。

国体を契機として、青森市をPRしていく1つのツールにもなり得るし、青森市出身の県外にいらっしゃる方々で、青森市の国体を大きく成功に導いていきたいということのPRをしていただきたいと思います。そのあたりは、早めに策定していただきたいと思いますということを要望します。

それで1つ確認なんですけれども、仮にふるさと納税で寄附が募られた場合に、それは開催年度まで積み立てしていくことは可能なのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税の積み立てが可能かということですが、私その財政的なことは余り明るくないので、それについては申しわけないのですが、もし財務部のほうでわかればお答えを。

○花田明仁委員長 答弁できますか。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税で市のほうに受け入れしたものににつきましては、活用までの間、基金のほうに積むことになっています。どういう形で活用するかということについて決まれば、基金から繰り出してということは可能だと思いますので、その辺は今後どういうふうに活用するかということが決まれば、そこは柔軟に対応できるものと考えております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 一般質問でもお話ししましたがけれども、愛媛県とかは平成17年度から条例化して、大分長い期間かけて企業、それから一般市民の方々からの寄附を募りながら、その財源に充ててきたということもあります。

単年度でいきなり8億円から10億円捻出するというのは、財政調整積立金のほうに積み立てしていても大変な財政負担になると思いますので、私は1つの方法としてふるさと納税を活用して、今の市民政策部長の話ですと、基金のほうに積み立てという形でやっついこうと思えば、ふるさと納税で積み立てできるということだったので、十分検討していただきたいと思いますということを要望して終わります。

○花田明仁委員長 次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 無所属、橋本尚美です。どうぞよろしく願いいたします。

2つ質疑がありますが、最初は市民病院の医療機器の更新、胃カメラについての質疑です。

青森市公立病院改革プラン 2016—2020 には、急性期病院としての機能強化を主

な取り組みとして、医療機器の更新や最新機器の導入による高度医療提供体制の維持とありますが、消化器内科の胃カメラの更新はどのようになっているのかお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 橋本委員の市民病院の医療機器の更新についての御質疑にお答えいたします。

市民病院の医療機器につきましては、急性期機能の維持強化を図り、地域の中核病院として地域医療の確保と安心できる良質な医療を提供するため、医療機器の必要性、採算性及び緊急性等を考慮し、毎年度更新しているところです。

お尋ねの消化器内科で使用しております胃カメラにつきましても、平成 28 年度に上部消化管汎用ビデオスコープを 3 本更新しており、いずれもその時点で最新型のものとなっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

私は全くの素人ですので、専門的な知見はないので、インターネットなどでいろいろ調べておりました。検索しますと、まず真っ先に苦痛の少ない胃カメラということで、最近は特に、太さが讃岐うどん程度で 5 ミリメートル程度のもの、そしてさらに性能も非常によいというものが開発されております。青森市内の個人病院でも 13 件、ずらりと出てまいります。私も実際に行った個人病院ですと、待合室に写真、ポスターが張ってあって、鼻からでも口からでも、どちらからでも希望に応じて選択できると紹介もありました。

このように、細いものが主流になっているようですが、市民病院にちょっと聞きましたら、昨年度購入した 3 本は全部太いんです。最新の細さに比べて倍くらいの太いものなんです。実際に検査した方の印象ですと、やっぱり随分負担がなくなって楽になったと聞いておりますが、なぜ前年度購入した最新のタイプのものであっても、3 本とも全て太いタイプの機種を選んだのか理由をお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 外径が細いタイプのスコープより、外径が太いスコープを選んだ理由といたしましては、まず 1 つに、解析度が高いということがあります。2 つに、定期検査にも使用でき、かつ治療や処置にも利用可能であるということ。3 つに、ズーム機能が搭載されていることなどによるものです。

当院を受診する患者さんにおきましては、個人病院からの紹介状により、当院を受診し検査を受けられております。そのため、何らかの症状である患者さんであったり、処置を要する患者さんの検査が多いという状況にあります。そのようなことから、検査、治療及び処置等をより確実にを行うため、従前と同じ太さの胃カメラを選定したところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 確かにズームですとか解析の度合いですとか、専門的なところでは理由があつての選択かと受けとめました。性能の向上や高画質の進歩が目覚ましいということをお聞きしたりすると、できれば負担が少なくて細くて、さらに性能もいいものを購入できないものかなと勝手ながら思ってしまうところがあります。それで、現在13本ある胃カメラの一覧も手元にいただいているんですけども、1本が5ミリメートルで鼻用となつていまして、処置用というのが2本あつて、あとは空欄なので備考のところでもどういふものに使うかわからないんです。一般的な検査であれば、最新型の細い5ミリメートル程度のものでも検査可能ということだと思います。市民病院で、例えば念のためにやりましようとか、紹介されて何か発見があつて検査する患者さんでなければ、全く何も処置をしないで胃カメラを飲むということもいろいろあると思うんです。それであつてもやっぱりこの太いので検査しなければならぬとなると、ちょっとそこところで患者負担が大きいのではないかと私は思うのですが、そういった点でどのように受けとめていますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 まず先ほども御答弁を申し上げたとおり、市民病院の役割というのが、いわゆる検査とかそういう簡単な治療ということでの役割を担っている病院ではなくて、急性期の医療を提供するという担いがありますので、その担いに見合った医療器具の購入をしていくということになるかと思つたので、処置であつたりとか治療であつたりとか、そういうものも可能な太めな胃カメラを導入しているところです。

○花田明仁委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 私も昨年度、盲腸で入院して、念のために胃も腸もやっておきましようねということでの検査も受けるんです。そうすると、何の異常もない場合もやはりこのように検査を受けるので、できましたら今後更新する際にはそういった患者負担を考えて、一般的な検査にも十分可能である最新の細いタイプも購入してほしいと要望いたします。市民病院の件は以上です。

ありがとうございました。

次は、アウガの駐車場の質疑です。

来年1月にいよいよ総合窓口が開設となつてオープンします。3月、4月など繁忙期には駐車場の混雑が心配です。駐車場の出入り口付近や、また駐車場の流れをスムーズにするために、混雑時を想定した料金所での精算方法を考えておいたほうがいいのかと思つていますが、市の見解をお示しくください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ駐車場についての料金所の精算方法についての御質疑にお答えいたします。

アウガ駐車料金の精算に当たりましては、駐車場の出口に料金所を2カ所設置しており、通常時は1カ所を開設しているところです。ねぶた祭を初め、土日・祝日など中心市街地でイベントが開催され、駐車場利用者の増加が見込まれる際には、2カ所とも開設し、駐車場の出庫をスムーズにできるよう対応してきたところです。

今後、アウガへ市役所庁舎機能が移転した場合においても、多くの利用者が見込まれる際には、これまで同様、料金所を2カ所開設することで対応してまいりたいと考えております。

なお、アウガへの移転後において、駐車場利用に関して、利用者に御不便をおかけするような事態がある場合には、速やかにその対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

イベント時でさらに転出・転入などで市民課がにぎわう季節は、私も今から本当に心配するところなのですが、迷惑があるような場合には速やかに対応という御答弁ですと、やっぱり今から何らかの対策を備えておく必要があるのではないかと思います。

それで私なりに考えていたんですけれども、これまで事前精算機が3台アウガにありました。2台はもう撤去されていて、1台は5階の駐車場のところに故障中という張り紙があって、まだ置かれていたかと思います。その実績をデータでいただきましたが、丸々年間通じてデータ化されているのが平成27年度なんですけれども、まず2階の事前精算機は、全体の駐車場の台数に占める割合は、わずか1.9%。5階の事前精算機は3.5%。また地下の駐車場は5.1%と、いずれにしても余り機械での精算が使われていなかったということになります。

私は、よく5階でこの機械を使って便利なものだなど実感していましたがけれども、現実問題余り使う人がいないのだなど受けとめました。それで、今現在は全く事前精算機が使えない状況にありますので考えたのですが、実際に料金所で大きなお札しかないということに気づいたりですとか、また慌てて駐車券を探したりですとかトラブルがあったりなどして、長蛇の列ができるのではないかなということも懸念されます。

それで例えばですが、総合案内インフォメーションなどのところで現金扱い、つり銭なども済ませてしまって、実際に料金所に行ったときには、無料と言いますか、お金を介さないでただただ駐車券を差し出すだけで、スルーできるような状況に持っていければ、スムーズに駐車場が流れるのではないかなとイメージしているんです。もちろん全ての人がそのような手続をとるということは考えられませんので、何割かの人でもそれを率先してやっていただければ、多少なりとも流れがよくなると考えたのですが、このアイデアに関しましては市はどう考えますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

駐車場に関するさまざまな精算方法がありまして、橋本委員御提案の方法もそのうちのひとつだとは存じます。現在、市の施設を使った場合の方と、そのほかに近隣の商店街の利用券をお持ちの方、さらに地下の市場で買い物した方、複数の場所で複数の割り引き、いわゆる駐車料金が無料になるというような券の発行をしています。それらを1つに合わせてということになりますと、結局のところ料金所は人での確認というほうが効率的な場合もあります。

したがって、さまざまな料金の精算方法はいろいろと考えられますけれども、今後ともよりお客様に迷惑のかからないように、速やかな精算ができるような方策については今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

聞き取りの際も数種類の駐車券があるということで、やはり全体的に人での確認が必要だということは私も理解しました。料金所でのやりとりで渋滞が生じるのであれば、先ほど紹介したような形で、そこに行く前に精算ができていればまた違うかなと考えますので、もし実際に頻発して車が列をなしたりする場合は生じましたら、御一考いただければと思います。

今回は駐車場内部での渋滞と言いますか、混雑を想定して質疑しましたが、以前からたくさん議員の方々も周辺道路の渋滞を懸念していますので、事前の対策としても考えておいていただければと、道路のこともよろしく願い申し上げまして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会、小倉尚裕です。

いじめについて、質疑いたします。

いじめを訴えて自殺をした、青森市立浪岡中学校2年、葛西りまさん、当時13歳を無料通信アプリLINE上で中傷したとして、青森南署と青森県警少年課が同校の女子生徒10人弱を侮辱や名誉毀損の疑いで調査し、児童福祉法に基づいて児童相談所に通報した。そして、青森県警幹部によると、子どものいじめ問題をめぐり、警察がLINEなどのインターネット上の中傷を通告するというのは、全国でもない、異例だと言う。通報された生徒10人弱は、いずれも中傷した疑いのある時期に12歳から13歳で刑事上責任を問われない触法少年、いわゆる14歳未満に該当する。したがって、青森県警は生徒たちに専門機関による指導が必要だと判断して、児童相談所に通告した。青森県警はこれまでに葛西さんに関係するLINEの履歴を調べる一方、同校の生徒数十人から任意で事情を聴取した。葛西さんが1年、2

年、いずれもLINE上や学校生活で、今回通告された生徒たちから事実無根のうわさを流されたり、また、容姿を侮辱されるなど、中傷を受けたとみて、慎重に調べを進めてきた。捜査関係者によると、中傷が書き込まれたとされる当時、LINE上は多数の生徒が閲覧できる状態であった。青森県警はこの点を踏まえ、いわれのない批判が他の生徒に広がるおそれが十分あり、刑法が定める侮辱罪や成立に必要な必然性を満たしているとの見方を固めた。

今回の問題は、やはりいじめはあったということであります。大人が子どもたちに、改めていじめというのは罪である、そしてまた罪は罪、罰は罰であるということをお教えるべきではないかと感じます。したがって市議会も、まずはいじめがあったということをお前提にして、議論していかねばならないものと思います。

まず初めに、浪岡での重大事態を受けて、今後、新たな委員による審議が進められるものと思います。進捗状況をお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 小倉委員の新たな委員による審議に向けた進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市いじめ防止対策審議会は、昨年9月以降、浪岡中学校における重大事態に係る調査・審議を進め、その結果を報告書案としてまとめ、3月26日及び4月11日の2回にわたって御遺族に説明しております。その後、4月23日に御遺族及び代理人弁護士から要望書が提出され、対応を検討するためのいじめ防止対策審議会連絡会を複数回開催したところであります。要望書には、県外からの新たな委員による再検討を求める事項等も含まれておりましたことから、青森市いじめ防止対策審議会としては、報告書案は一定の完成を見ているとする一方で、現段階での報告書の提出は困難であると判断し、5月31日、御遺族に対して再度の説明を行い、この日をもって全員の任期が満了となったものであります。

現在、御遺族との確認作業を経て、新たな委員を職能団体に推薦していただく手続を行っているところであり、推薦が得られ次第、御遺族に確認し速やかに審議に入れるよう進めてまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の問題において、市長がいじめ防止対策審議会の調査中に委員の交代や再調査を公言しました。遺族は、審議会で議論されていた思春期鬱の件に反発をしておりました。市長はその思いに寄り添い、速やかに修正、また対応すべきとの判断で、市はあくまで市長が代表である、したがって教育委員の任命者でもある。判断するならば早めにするべきである。仮に判断を誤ったと考えるならば、早めに修正すべきであるとの判断のもとに、市長は今回委員の交代等を述べました。この市長の発言について、教育委員会はどうのような認識でしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 市長の発言についての教育委員会の考えについての御質疑ですが、市長と私はその都度、情報交換しておりまして、市長にもかなりの頻度で報告をしておりますし、市長からも市長のお考えを伺っております。また、教育委員会としての考えも市長のほうには十分に伝えているところです。

市長の発言については、民意を代表するものとしての市長の発言であって、私の捉えとしては、スピーディーにこの事案の解決に向けて取り組むようにというような意思を表したものだと考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私も先月の25日——命日が8月25日であります。したがって月命日の25日、私も何度か慰霊に線香を上げております。その中で、遺族の方と話をしたときに、やはり今回のこの問題はどこにあったのか、遺族にどのように情報を伝えていたのか、この点が遺族からすれば最も不信感を持っていると思うとのことをお話をお聞きしました。当然後ほどお聞きしますけれども、思春期鬱の発言の問題があります。

まず、御遺族にこのように意思の疎通が速やかでない状況がある。今後どのように情報を伝えていくのか、これは最も大きな点であると思います。この点についてお考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 御遺族に今後どのように情報を伝えていくかとの問いでしたけれども、教育委員会としては3月に示された新しいガイドラインに沿って重大事態の審議を行っておりますので、その経過について適宜、審議会が開催される折に触れて、進捗状況を経過報告という形で伝えてまいりたいと思っておりますし、今現在は、委員の選任について推薦団体、さらにはどういう者がいるのかということについても、御遺族に情報を伝え、確認しているところです。

また、御遺族のほうからは再発防止についての要望もありましたので、新たに教育委員会が取り組む再発防止策、さらには当議会や委員会での答弁の内容等についても適宜伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ただいま教育長からもありましたけれども、私は今回の市長の発言の判断、これは適正であったものと思っています。やはり今回の審議会において何が一番の問題であったのか。報告書の中で示された思春期鬱という表現であります。これがどういう形で遺族に伝えられたのか、当然誰が考えても13歳の少女が自分の命を絶つ、それも列車に飛び込んで命を絶つということは、当然通常のもとでは考えられない。

では、そのような状況になったのは何が原因であったのか。それが仮に自分たち

の身で考えて、自分たちの子どもがそういうふうになったならば、その審議会の間報告において、この子どもが、少女が、自分の娘が自殺をした。飛び込んだ原因が思春期鬱という、その年代にあり得ることが原因であると仮に言われたならば、当然家族が思うのは自分たちがそれを防ぐことができなかつた、この思いが当然大きいはずであります。

私も御遺族のお話を聞く中で、当然時間がたつ中で、初めはいろいろなじめた方に対して思いがあった。でもだんだん時間がたつにつれて、あのとき自分たちがこういうことができなかつたのか、そういう思いがだんだん大きくなってきますという中で、その報告書の専門的な意見の中で、自殺の原因は思春期鬱という、その状況に問題があったのだというふうに言われれば、家族からすればその問題は自分たちにあったのではないか、そういう思いが起きてくるというお話を聞いて、今回の発言は、私は適正ではない。あくまで思春期鬱というものも、当然いじめというものがあって初めてそのような精神状態にあった。そのような発言であれば、私は思春期鬱という表現もその一つにはあるだろうと思いますけれども、思春期鬱があつて自殺の原因であるとなれば、なぜ言った専門家の方はその生徒の診断もしたこともない、会ったこともない、その状況の話だけでそれが判断できるとは思いませんという家族の話を聞いて、私も当然だと思ひます。

思春期鬱、この表現についての認識をお尋ね申し上げます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 思春期鬱についての認識ですけれども、審議会のほうからは、今回の重大事態で中学生が亡くなったことについては、いじめがかかわった死であるというような認識を審議会は示しております。ただ、報告書案の中には思春期鬱という部分が出てまいりますし、御遺族のほうからはその部分に納得できないというようなお考えも何回にもわたってお伺いしております。

これについては、このたび新しく審議会の委員が選任されて、その中で引き続いて審議が継続してまいりますので、委員の選任に際しては、その段階で既に推薦依頼をかける際には、思春期鬱というようなことで御遺族からの納得が得られていない部分があるということもお伝えした上で、推薦していただくという手順になっておりますし、また今後委員が選ばれた後にも、このことは十分に御遺族が考えていらっしゃることを、御遺族のお気持ちを十分伝えた上で継続して審議に入っていくよう伝えるということを考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私はそういうふうな意味で、ある意味で全く認識がない中で、新たな委員、例えば青森市での関係団体からの推薦とかではなくて、全くしがらみのない判断をしていただく委員の選任というのが今回は適正ではないか、そのような方にいろいろ判断をしていただきたいと思います。私は思うのであります。

まず、関係生徒への再度の聞き取り、この調査は行うのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 関係生徒への再度の聞き取りがあるかという問いですけれども、現在学校が行った基本調査並びに、その後に行った詳細調査によるかなりの数のデータが蓄積されておりますし、また審議会そのものがおよそ100人に及ぶ聞き取りもしております。したがって判断材料となるものについては、相当量あると認識しております。

ただ、新しく選任された委員の皆さんがどういうふうに判断されるのかというのは、今ここで私のほうから確定的に申し上げることはできませんが、資料となるものは相当数ありますので、その資料を使えば、子どもたちに対して再度また——新たにかかなりの数の子どもが聞き取りを受けるといようなことはないだろうというふうに今考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の児童相談所に通告された、これも異例のことです。この通告された生徒には、やはり罪は罪、罰は罰である、この認識を改めて認識させる必要があります。

学校はどのような指導を行ってきたのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 この児童相談所に通告された生徒も含め、それ以外の関係した子どもたちに対しましても、まずは学校としては、学級担任を中心に個別に面談することに加えて、青森市の教育委員会にいる指導主事も数度にわたって個別に面談をしております。その中で自身の言動だとか、自身の振る舞いについて振り返らせるというような指導をこれまで何回もしてきているところでありまして、さらには電話連絡も家庭訪問も通して、今お話ししたような指導を徹底するということに努めてきたとは考えております。

これに加えて、今回児童相談所に通告された、もしくは関係しているというような形で対話というか、聞き取りを受けた子どもたちだけでなく、浪岡中学校の子どもに対しては、いじめはひきょうな行為であって、これは絶対に許されない行為なんだということを繰り返し学校は指導しているところです。また、そうならないためにどうするのかという取り組みも、現在スタートしているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 新たな審議会が立ち上がります。今回の重大事態に対し、今後教育委員会はどのように対応していくのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 今後、新たな審議会が立ち上がって、教育委員会はどのよう

に対応していくかということですが、まずは今回の重大事態に至る要因と考えられるいじめの行為が——いじめがあったということは既に審議会が認めておりますので、いつごろから行われ、どのような対応であったのか、そしてこのいじめを生んだ背景や子どもたちの人間関係、どの辺に問題があるのかということ、さらには学校の教員がどう対応していればそれを防ぐことができたのかということについて、まずは可能な限り明確にしたいと考えております。その上で、こういうことが二度と起こらないように対応策というものを十分に実効性のあるものとして考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回のケースは、やはりさまざまな要因が重なって最悪の事態を招いたものと思います。たまたま、担任の先生も一生懸命であったけれども、なかなか経験のない先生が担任であった。その中でも一生懸命にやったんですけれども、このようなことが起きてしまった。さまざまな要因が重なって起きたものと思っています。

最後に、現在浪岡中学校が行っている取り組みについてお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 浪岡中学校が今行っているいじめ防止というか、いじめ撲滅に対する取り組みについて御説明させていただきます。

まずは全ての子どもがいじめに向かわないという視点で、浪岡中学校は昨年度から生徒会が中心になって、定期的に言葉遣いや思いやりについて考えさせる思いやり集会というのを実施しております。そして、その中で子どもたちが話し合い活動を通して、自己有用感や充実感を持てるような取り組みに力を入れているというふうに学校からは報告を受けております。

また、今後新たに子どもたちが地域の店舗等を回って、浪岡中学校の子どもたちが地域の中で活動していくということをアピールするという取り組みも計画されていると伺っておりますので、子どもたちが地域の中でいわゆる評価される子どもたちになっていく、それを実感する子どもたちになるというような取り組みに学校が今後取り組むという計画があるということを御説明させていただきます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 最後に、やはり私は浪岡地区の住人として、浪岡中学校はおらほの中学校です。何としても地域で守っていきたいという思いであります。

どうぞよろしく願い申し上げます。終わります。

○花田明仁委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

教育行政について、いじめ防止対策審議会と市教育委員会の対応について質疑し

ていきたいと思ひます。

浪岡中学校当時2年生の葛西りまさんが、夏休み明けの始業式の翌日8月25日、北常盤駅のホームで命を落としました。あれから、はや10カ月がたとうとしていす。しかし、いまだに死亡に至る原因が何であったのか特定されず、いじめ防止対策審議会からの報告書は現在、宙に浮いた状態となつていす。

先日私は御遺族にお会ひし、お話を聞くことができました。きょうこれから話す内容は、全て御遺族の了解を得ているものです。御遺族の方のお話の中で、娘が残した言葉は、いじめをなくしてほしいだった。しかし今は、そのことよりも審議会や市教育委員会と戦うことになつていすことが非常につらい、残念だ。さらには、今誰を何を信じればいいのか、もうわからなくなつてきましたと、このように話されていす。今、ここまで御遺族を苦しめていす現状に、果たして市教育委員会や審議会は気がついているのでしょうか。私は、これまでの市教育委員会や審議会の対応を検証していくという立場で質疑していきたいと思ひます。

まず最初に、市教育委員会はこれまで遺族に寄り添つてきたと認識しているのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 村川委員の市教育委員会は御遺族に寄り添つてきたと認識しているのかとの御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、平成25年10月に文部科学省から示されたいじめの防止のための基本的な方針に基づき、御遺族に寄り添いながらさまざまな取り組みを重ねてきたところでありす。

まず、審議会につきましても、会長・委員を含めた組織の状況、詳細調査の方法や調査対象のほか、審議会の臨時会における審議結果等について、その都度説明してきていすものでありす。

また、教育委員会定例会において協議されたいじめ防止対策の内容、議会でのやりとり等についてもその都度御遺族に報告してきておりす。さらに、御遺族が要望する再発防止策につきましても、各小・中学校に対する青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針の策定や「フレンドリーダイヤル743-3600」の設置、浪岡地区教育環境充実プロジェクトチームの活動状況、子どもの危機に向き合う緊急支援チームの設置等、本市のいじめ防止対策の取り組みを説明してきておりす。その上で、審議会の新委員の選出に当たっては、御遺族の要望を受けとめ、全国組織の職能団体等に推薦依頼を行つていすところであり、推薦された委員につきましても御遺族に確認することとしておりす。

今後におきましても、これまで同様御遺族に寄り添うべく努めてまいりす。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまで同様寄り添っていくということは、寄り添つてきたと

いうふうに認識しているということだと思います。しかし先ほども言ったように、御遺族は市教育委員会や審議会に不信感を増幅させています。私は御遺族のお話を聞いていて、これほどまでに市教育委員会や審議会に対し、信頼を失っている原因に向き合って、そして寄り添って解決に向かわなければいけないというふうに思いました。

そこでまず、これまで市教育委員会や審議会が行ってきたアンケート調査結果の開示について質疑します。

御遺族は、再三にわたって審議会に対して原本を見せてほしいと要望してきました。それなのになぜ、パソコンで打ち直したもののしか御遺族に開示しないのでしょうか。当然、個人名の部分は黒塗りした上で、私は原本を開示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 この原本を開示するかどうかについては、自殺があったときの調査の指針というもののの中に例として、書いたまんまの字であると個人が特定されるというようなことも懸念されるので、もちろん黒塗りしたりそれから打ち直しをしてというようなことが書かれてあったわけで、教育委員会としてはそれにしたがって開示したということでもあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 調査の指針にしたがって個人が特定されるから打ち直して開示したということでした。

これまでの経緯はこのようになっています。

昨年 11 月ごろ、審議会に対し御遺族からアンケート結果を見せてほしいとお願いしました。最初、学校も審議会もそのことに対しては消極的だったんですけども、その後審議会では、できる限り見せたいと言い、その後見せたいと思っている、検討はしていると言い、その後審議会は、見せませんと御遺族に説明してきました。そして御遺族にそのアンケート結果が明らかになったのは、年明けの 1 月下旬ごろだったと御遺族は記憶していると。しかもパソコンで打ち直したものを見せられたということでした。個人名はもちろん黒塗りにはなっていたんだけど、そのほかに接続詞なども黒塗りになっていて、全く意味がわからないものだったと言っています。

先ほど御遺族に寄り添ってきたと言っていますけれども、御遺族から個人名を削除したそういう原本を見せてほしいとお願いされ、そして要望に応えたいと言いながらも結局は見せてもらえなかったというふうに不満を募らせています。

やはり私は御遺族に開示するべきだと思います。先ほど個人が特定されるからということを行いました。しかし筆跡を見る鑑定士でもないわけですから、特定されるわけではないと思います。今後、御遺族に原本を開示する考えはありませんか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 教育委員会としては、あくまでも指針にしたがって指針に書かれているように打ち直し等というようなことをもとに、今の段階では考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市教育委員会は御遺族に、なぜ見せないのかと聞かれたら、このパソコンを打ち直したものは一語一句すべてそのままです、とにかく信じてくださいというふうに言ったそうです。その信じてくださいという証拠もなければ、何を信じていいのかわからないと御遺族は言っています。

こうしたまず、この審議会や市教育委員会に対する不信感がここから始まったんじゃないかなと私は思っています。御遺族は真実が知りたい、ただそれだけなんですと、自分たちの思いどおりに審議会を動かしたり市教育委員会を動かしたり、思いどおりにしてくれと言っているわけではなく、学校で一体何があったのか、その真実だけを知りたいというふうに強く願っているんです。指針のとおりとかそういうことではなくて、御遺族が知りたい真実が何なのかということにもっと市教育委員会は寄り添うべきだと思います。

あくまでも指針どおり行くということですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 重大事態に至る原因が何で、どのようなことがあってこういう重大事態が起きたのかということについては、今後御遺族に丁寧に説明してまいりたいと考えておりますけれども、今この段階で、子どもたちが書いた原本をそのままというような考えを持ってはおりません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私はこのアンケートの開示問題にきちんと向き合わない限り、先に進めない課題だと思っています。このアンケートの原本の開示、公表を拒む明確な理由とその根拠を示さなければ、また教育委員会は何かを隠蔽しているということを公にすることになると思います。遺族に包み隠さず伝えるとともに、遺族が願っている真相の解明に遺族も参加することを、もっと保障するべきだと私は思っています。

加害者の子どものプライバシーの保護ということを理由に遺族の知る権利を認めない市教育委員会の姿勢は、改めるべきだと指摘したいと思います。

次に、審議会の委員の解任問題について質疑します。

御遺族は昨年9月、審議会が調査を開始した当初から医師の交代を要望していました。それは事実ですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 医師の交代については、私も今ここに資料がないので、審議会がスタートした直後だったか 11 月ごろだったか、その辺だったというふうには記憶しておりますけれども、そういう要望があったのは事実であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 御遺族は審議会が立ち上がった 9 月に、市教育委員会に対してこの医師の交代を要望していました。なぜその御遺族の要望に応えなかったのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 委員として推薦された医師は、青森市の医師会が推薦してきている方です。その段階で解任するための理由は、設置条例にありますように適格性を欠くという部分だとなっております。その段階で市の医師会から適任ということで推薦を受けた医師に対して、御遺族が要望しているので解任しますというような判断はなかなかできかねるものがあったということでもあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 医師会から推薦されたということでした。

私、さっきのアンケートの開示問題もそうだし、遺族が 9 月の時点で委員の交代を要望しているということに伝えてこなかったと。ここからやっぱり不信感が始まっているんだというふうに思っています。それが先ほど質疑した小倉委員のことにもつながってくるんですけれども、一番の問題となっている思春期鬱の問題につながってくると思っています。

この遺族が交代を要望した医師は、八戸北高校で起きたいじめ自殺の際に審議会の臨時の委員として入っています。結局、この医師が臨時の委員として入り、八戸北高校で起きたいじめ自殺は、本人の素因である摂食障害であったというふうに結論づけたのがこの医師です。最終的には、県の審議会によってこの摂食障害によるものだという主張は覆されたわけですが、御遺族は 9 月の時点で自分の娘も結局病気のせいにされるのではないかと、そもそもそういう医師を審議会のメンバーに入れることに疑問を感じていたと言います。そして、審議会の会長である櫛引会長にも病気にされることはないですよと確認したら、病気にされることは絶対にありませんと言っていたそうです。しかし、報告書の原案には直前まで思春期鬱というものはなかったのに、最終的に出てきたのが思春期鬱と書かれ、家庭の事情などいじめという単純なものによる死ではないと結論づけられたそうです。まさに、御遺族が審議会発足当時に最初に心配していた事態が起こったということです。

この医師は、先ほど医師会の推薦により審議会のメンバーになったということでしたけれども、私が調べた結果、この医師は医師会には入っていません。医師会のメンバーにはなっていません。その事実は、教育長は御存じですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 医師会が選んできた医師が医師会に入っていないというのは、今、ちょっと私も初めて聞きましたので、その事実がどうかというのは、ちょっと今私は承知しておりません。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は調べました、医師会員。そしたら、医師会にも所属していないし、他のお医者さんが加盟する組織にも加盟していないということもわかりました。考えようによっては、なぜ医師会がこの人を推薦してきたのかということを考えずにはいられないわけです。八戸北高校でこのように自殺を病気として結論づけたこの医師を、青森市の審議会のメンバーに送り出してきたその意図は何なのかと考えずにはいられないわけです。

私は、最初に遺族が最初の段階で交代の要望に、なぜ青森市がきちんと調査せずに応えなかったのか。今となっては、大変悔やまれることです。そして、先ほどのアンケートのこともありましたし、審議会委員のこともありました。その結果が今、市教育委員会と審議会に対して深い溝ができてしまったのではないかというふうに思っています。

遺族から市教育委員会に対する審議会委員の解任要望書にも、冒頭でこのように述べています。以前から私たち遺族は、この医師に対する不信感がありました。このことについて、市教育委員会の方々も御存じだと思いますとつづられています。こうした当初からの遺族からの要望があつたにもかかわらず対応しないというのは、やはり遺族に十分寄り添ってこないとしか私には見えません。

先ほど、青森市いじめ防止対策審議会条例第5条で、解任には情報を漏らしたりだとか、あるいは適格性を欠くことがあった場合、解任すると定められています。御遺族が主張してきたとおり八戸北高校の審議会で後に覆されたんですけども、八戸北高校の子どもは、こう結論づけています。この子の症状は、摂食障害によるものであり、死にたくなったり万引きしたり、男に走ったりする。このように言っているそうです。万引きという事実もなければ、男に走るというのも普通の女の子たちが先輩や同級生を格好いいと言っている程度のものです。自責の念に駆られている御遺族に、さらに追い打ちをかけるものだというふうに語っています。こうした不安な思いやこの医師の判断に不信感を訴えている御遺族の思いを受けとめようと思えば、私は、調査開始当初の審議会委員の適格性を欠くという解任理由に十分なり得るのではないかと思います。御遺族から要望があつたのにもかかわらず、結局この医師は審議会の委員として来たことが、今回の思春期鬱という病気という結果になったと私は思っています。

御遺族は4月11日の会見で、会ったことも診断したこともない人に勝手に診断される、私たちにとっては2度殺される思いだと語っています。私は、この言葉の重みはどれほどのものだろうと思うと、私たちが想像できないくらいの悲しみの中

にいるんだろうなというふうに思うことしかできませんでした。

先ほど、医師会が推薦してきたから、その人を遺族からの要望があったからといって解任できないと言っていますけれども、何度も言うように、私は八戸北高校の審議会での委員として果たした役割などを見れば、十分適格性を欠く理由に当たるのではないかと思っています。そしてこの5月末、任期満了という形で、曖昧な形で終了させてしまったということになってしまいます。そして、結局いまだに思春期鬱と判断した根拠も、そして報告書原案にはこの思春期鬱という言葉が残った形で終了したことになってしまいました。

そこで、先ほどの質疑ともかぶるかもしれないんですけども、市教育委員会は、報告書にある思春期鬱について納得できるものだと認識しているのか、お尋ねいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 お答えする前に、村川委員のおっしゃるのは先ほど9月の段階ですか、医師の交代の要望があったのは事実というふうに私申し上げましたけれども、正確には医師をどのようにして決めたのかという質疑を受けたということでありました。ただ、その後、医師の交代要求は出てくるわけでありますので、早い段階での御遺族の問いかけはそうであったということであります。

それから今、御質疑のあった思春期鬱を市教育委員会は認めているのかということでありますけれども、解任要求というのが出ておりますけれども、我々教育委員と私で教育委員会の会議を構成しておりますが、その中で判断されたのは、条例に照らし合わせて適格性をこの医師が欠いているかということなわけで、先月の下旬に審議会からそのことについての説明は受けておりますが、その中では資料等を提示され説明を受けたところであります。その中で、それが本当かどうかということについては、高度な専門性を要することでありますので、教育委員としては、その説明を聞く中でこの医師が適格性を欠いているんだというような判断にならなかったということであります。

以上でございます。

[村川みどり委員「思春期鬱について聞いたんですけれども」と呼ぶ]

○成田一二三教育長 ですから、思春期鬱を教育委員会がそれは正しいと思っているかどうかということではなくて、そこのところは高度に医師という専門性を要求される部分での判断ですので、我々が説明された中で、この医師に適格性を欠くような状況を感じるということがなかったということを申し上げているわけであります。

ですから、教育委員会が思春期鬱を正しいとかというようなことを言っているわけではなくて、よって新しい精神科医も入れて、再度それをこれから検証していくということであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、市教育委員会が報告書に思春期鬱と書いていること、そして、その高度な専門性を持っているという人に説明されたことに対して、市教育委員会は納得できるものだったんですかと聞いたんです。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 我々が判断したのは、解任要求に対する判断ですので、その説明の中で適格性を欠くような部分を感じたかということをお答えさせていただきました。その中で、適格性が欠いていると判断できるものではなかったということでもあります。

ですから、教育委員会が思春期鬱が正しいんだというような判断をしたということではありませんので。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと納得できないですね。

御遺族の方が再三にわたって思春期鬱と診断した、判断した根拠は何かと審議会に対して聞きました。そしたら何と言ったかという、この子は昔からそういう素養があった、色つきのリップを塗っていた、服装が肩の出ているものを着ている、眉毛が半分出ている、そういうことを根拠として示されたそうです。さらには、新聞記事でも書いていたでしょうとか、そういう話もしていたそうです。さらに、参考書に載っているからだと言って示してきた医師の参考書も見せてもらいましたが、これに書いている思春期鬱というのは、確かに一般的な思春期鬱の話を書いているだけの話で、りまさんが思春期鬱だという根拠は全く示されていないわけです。これでは、小倉委員も言っていましたけれども、到底納得できるものではないと思っています。

話は、報告書の扱いについて伺います。

まず、市教育委員会の対応の問題点を指摘しますが、5月22日午後6時過ぎ、御遺族に対し市教育委員会から電話がありました。きょう自宅にお伺いしてもいいかと言ったら、葛西さんはその日は用事があったので断ったら、何時に帰ってくるんだ、その用事何時に終わるんだとしつこく食い下がったとおっしゃっていました。しかも、夜の6時といえば夕食時だし、何て失礼で非常識なんだろうと思ったそうですけれども、それで仕方なく葛西さんは、その用事をキャンセルして市教育委員会の方を自宅に呼ぶことにしたそうです。

こういう小さいことなんですけれども、私はやはり一般常識に欠けるようなこういう市教育委員会の行動一つ一つが、遺族に対する信頼を損ねているというふうに思っていますけれども、教育長はどう思いますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 ただいま村川委員が紹介されたケースにつきましては、5月の上旬に教育委員会が、審議会の委員から5点の要望が出ておりますけれども、こ

れについての説明を受けたと。さらに中旬に御遺族のほうから委員の選任について、どのような委員でというような要望がっております。それを受けて、教育委員会として判断するという段になったときに、重要な問題でもありますので全員の委員が全部そろそろ日ということで選んだのが、今御指摘のあった日でありました。その中で、1つは解任のことについて、もう1つは新たな委員をどういう形で選ぶのかということ話し合ったわけでありまして、昼から話し合いが始まって、たしか終わったのがもう6時を回るくらいだったと思います。そういう段階で結論が出たと。そこで御遺族には、その結論は一刻も早くお伝えしたいということで、先ほどお話をされたような対応になったということでもあります。

また、翌日常任委員協議会が予定されておりましたので、前日にその重大な方向が決まったわけでありまして、その場で委員の皆さんにもお伝えする必要がありますかということで、急なことで大変失礼なことだったと思いますけれども、できるだけ早くお伝えしたかったということでそういうことになったわけで、今後できるだけそういうふうな形にならないようには注意したいなと思っております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そういう重要な会議があって、その後御遺族にもお話ししたいんだというのであれば、事前にこの日こういうことがあるから、そして決まった結果はこの日お伝えしたいからと、事前に言うておくことだってできるわけですよ。私はこういう一つ一つの常識が欠けるような行動が、やはり信頼関係を損ねる1つの要因になっていると思います。また、常任委員会が次の日、23日あるからということですけども、御遺族に関してはそんなことは関係ありませんよね。なのにそれがあからということ、何か向いている方向が違うんじゃないかなと私は思います。

ちょっと時間もなくなってきたので、それでは原案について。

そのときのやりとりの中で、御遺族は、じゃ今、この思春期鬱と書かれている報告書の原案は残るんですかと聞いたら、市教育委員会は残ると答えました。そしてどういう扱いになるんですかと聞いたら、次の委員の資料にすると答えました。それじゃ、審議会のための審議会になるんじゃないですかと言ったら、まあそういうことになりますと答えていますけれども、教育長も同じ認識でよろしいですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 審議会のための審議会というのは、前の審議会を検証する審議会だよということでもありますか。

私は、今ある膨大な調査資料と、それから既に報告書案としてまとまっているもの、それも全て含めた上で新しい審議会が審議すると捉えておりますので、単なる資料というような形で考えているものではありません。

よろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃ、やっぱりその原案というのは、審議会のための資料として、審議会のためのものとして使われるということですね。いいです、もう時間がなくなってきたので。

私はさっき言ったように、根拠も全く示されない、思春期鬱ということが記載された報告書原案をもとに新たな委員の資料にするということは、結局結果は変わりませんよというふうに言われているようなものだ、これは御遺族もこのような心境を語っています。

先ほど言ったように、思春期鬱と書かれて、私たちは2度殺されたようなものだというこの御遺族の気持ち、市教育委員会は本当にわかっているでしょうか。事実でないこの報告書原案が、あたかも真実のようにこれから扱われていくわけです。さらにこれから裁判になった場合は、この報告書が真実として扱われてしまうということにもなります。

市教育委員会はこの原案について、これまでどのようにマスコミに語ってきたのかということなんですけれども、まず5月12日の地元紙によると、現委員のもとでは報告書の答申は見送り、新たな委員のもとで原案の内容が見直される見通しであると市教育委員会は語っています。それから、違う日の地元紙には、櫛引会長が語っているのは、報告書原案の取り扱いについては、市教育委員会からは明確な回答がないというふうにしています。この原案の扱いをどういうふうにするかというのは非常に重要なことだと思っているんですけれども、先ほど小倉委員にも答弁していましたよね。

私はやはり——いいです、もう答弁は——新たな委員としてやはり再度の調査を行って、御遺族に全て開示して、そして事実を明らかにしていくということが私は新たな審議会には求められていると思います。何度も言ってきたとおり、御遺族は自分たちの思いどおりに報告書を書いてくれとは思っていません。きちんと説明し、そしてその根拠を示してくれと。そして何よりも事実を知りたいんだと、学校で一体何が起こったのかということを知りたいんだと、そして遺書にもあったように、いじめをなくしたい、これが遺族の一番の願いなわけです。そのことにもっと市教育委員会として寄り添わなくてはいけないと思います。

最後に、先ほど小倉委員が聞いたので重なる部分もあるんですけれども、児童相談所に通告された子どもたちについて、質疑します。

児童相談所に通告された児童・生徒に対し、市教育委員会はどのような対応をしてきたのかも一度お聞きします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 児童相談所に通告された子ども、さらにはその子ども以外にも今回の事案に関係している子どもについては、学級担任もしくは学年主任等の浪岡中学校の教員、さらには、それに加えて定期的に指導課の指導主事も面談をして

おります。その中で自分の言動を振り返るですとかそういうような指導をしてきているところでは、また、いじめは絶対に許されない行為だというようなことについては、この子どもたちだけでなく中学校の生徒全てに対してそういうような指導も繰り返し行っているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 すごくその子どもたちに対するケアというのは、今後非常に大事になってくるんだと思うんですけども、まず聞くところによると、その児童相談所に通告された子どもたちは、またいじめを行っている、それからその子どもたちが生徒会の役員になったり部活動の部長をやっている、このように聞いていますけれども、それは事実でしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 ただいまの質疑については、その子どもたちがまたいじめをしているというようなことについて、私のほうからお答えするのは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

また、確かに運動部の部長をしている子どもがいるにはいますけれども、これはもう既に、この事案が発生する前にそういう状況があったわけですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私はケアの仕方としてはちょっと間違っていると思います。

御遺族も校長先生に聞いたそうです。なぜいじめを行った子にそういうふうに対応しているのかと聞いたら、その子どもたちにも居場所が必要だからというふうに言ったそうなんですけれども、教育長もそういうやり方でいいと認識していますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 どういうやり方が望ましいとおっしゃっているのかですけども、学校教育において子どもを罰するというような考え方というのは恐らく学校では持っていないというか、この子どもたちをどうやって正しく伸ばしていくかという視点で対応しているんだと考えております。ですので、学校はこれまで精いっぱいこの子どもたちについての対応を、できる限りのことをしてきていると考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は決して罰を与えるということを言っているつもりはありません。子どもたちがこれからどう立ち直るのかと、それが今回の児童相談所に通告された、このときがやはり1番のチャンスだったと思っています。そしてその子どもたちが児童相談所に通告されたということはどういうことなのか、そして自分たち

がやってきたことを振り返るチャンス、向き合えるチャンスだったと思っています。その上で学校が、その子たちにどういうふうに向き合ってきたのかということが問われているということです。

私たちは、いじめ防止対策推進法が策定される際に、罰則規定を設けましたけれども、そのことに対しては一貫して反対を貫いてきました。罰則を子どもたちに科して、子どもたちが教育を受ける現場で成長するはずがないと思っています。私たちは、児童相談所に送られた子どもたちがLINEによる言葉の暴力で一人の子どもたちが命を断ってしまったということに対して、しっかりと子どもたちがそのことに向き合って自分たちのしたことに反省して、やはり遺族に対してきちんとした謝罪をする、そのことが立ち直るきっかけになるのではないかと考えています。

あれこれ市教育委員会がいろんなことをやってきたと言って、それを否定するものでもありませんし、ぜひこれからも強化していただきたいと思えますし、さらなる子どもたちの立ち直りのために全力を注いでほしいということをお願いして、私の質疑を終わります。

○花田明仁委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下でございます。私からは、3点質疑いたします。

まず、平成28年度除排雪対策事業費の内訳をお知らせください。

次に、都市計画道路3・2・2号内環状線浜田工区について、整備の進捗状況をお知らせください。

3点目、スポーツ施設機能整備事業について、冷温水配管の劣化により、冷暖房設備に支障が生じている盛運輸サンドームについて、冷暖房設備の更新を行うための経費として、3277万8000円が補正として提案されています。この補正予算が可決されるという前提で質疑いたしますけれども、サンドーム空調設備改修工事の内容及びスケジュールをお示しくください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 木下委員の平成28年度除排雪事業についての御質疑にお答えいたします。

昨冬は、青森地区においては最大積雪深が56センチメートルとなり、平成27年度の100センチメートルに比べ51センチメートル少なく、また累計降雪量が474センチメートルとなり、平成27年度の553センチメートルに比べ79センチメートル少ない状況でした。また、浪岡地区におきましては最大積雪深が65センチメートルとなり、平成27年度の79センチメートルに比べ14センチメートル少なくなったものの、累計降雪量が520センチメートルとなり、平成27年度の420センチメートルと比べ100センチメートル多い状況でありました。

除排雪の実施状況につきましては、昨冬は寒気が入り込んでも長続きせず、青森・浪岡地区ともに平均値を下回り少雪でしたが、降雪・積雪状況に応じてパトロールを行い、町会や市民からの相談内容を確認しながら、除排雪業者と連携し適宜除排

雪を実施したところでは、

平成 28 年度の除排雪対策事業費につきましては、現時点での見込み額ですが、青森地区におきましては、生活道路等のシーズン契約分の除排雪委託料が約 13 億 2800 万円。幹線、補助幹線等の単価契約分の除排雪委託料が約 8 億 2000 万円。その他、防雪柵設置撤去、人力除雪、凍結防止剤の購入や除雪機械の点検整備などの経費が約 1 億 500 万円、合計約 22 億 5300 万円となっております。

また、浪岡地区におきましては、除排雪委託料が約 2 億 5800 万円。その他、防雪柵設置撤去、人力除雪、凍結防止剤の購入や除雪機械の点検整備などの経費が約 2300 万円、合計約 2 億 8100 万円となっております。

青森・浪岡地区を合わせて約 25 億 3400 万円を見込んでおきまして、平成 27 年度の約 29 億 9800 万円と比較して、約 4 億 6400 万円減少したところでは、

続きまして、木下委員の都市計画道路 3・2・2 号内環状線浜田工区についての御質疑にお答えいたします。

都市計画道路 3・2・2 号内環状線は、一般国道 7 号青森環状道路の桑原地区から浜館、浜田、三内地区を経由してフェリー埠頭に至る市街地の東西を結ぶ骨格的な道路として、交通ネットワーク上重要な路線であり、全長約 12 キロメートル、幅員約 30 メートルの環状道路です。

このうち浜田工区は、主要地方道青森浪岡線の見性寺付近から一般国道 103 号の浜田小学校付近までの約 620 メートルの区間であり、平成 15 年度から用地買収等を進めてきたところでは、

当該路線の進捗状況についてですが、平成 28 年度末での事業進捗率は、事業費ベースで約 39%であり、このうち用地買収の進捗率は、事業費ベースで約 51%となっております。今年度は、引き続き用地買収 5 件を進めるほか、一般国道 103 号側から東側へ約 80 メートルの区間におきまして、歩道整備を含む道路改良工事を実施しており、平成 29 年度末での進捗率は約 41%となる見込みであります。

市といたしましては、今後も引き続き用地買収等を進め、着実に事業の進捗を図ってまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 木下委員のサンドーム空調設備改修工事の工事内容及びスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

サンドームの空調設備は、暖房用温水配管からの漏水のため、昨年 11 月下旬から暖房運転を停止しており、以降は、トレーニング室などの施設内の各部屋に代替の暖房器具を設置し、施設の利用には支障が生じないように対応してきたところでは、

本定例会に予算案を提出しておりますサンドーム空調設備改修工事の内容でありますけれども、配管を交換する工事とした場合には、漏水箇所以外にも劣化している配管全体の交換が必要となり、多額の費用と長期の工事期間を要することになり

ます。そのため、空調設備を温水方式から、配管を使用しない電気エアコン方式に更新する内容としたものです。

工事のスケジュールにつきましては、本定例会において予算案の御議決をいただきましたならば、速やかに工事の進め、この秋には復旧する予定としております。なお、工事に伴いトレーニング室等の使用を一定期間中止する必要があることとなりますが、利用者の皆様には、使用中止期間について事前に館内掲示やホームページなどでお知らせし、できるだけ御迷惑がかからないように配慮の上、復旧に努めていくこととしております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。順次、お尋ねしてまいります。

まず、除排雪対策事業費ですけれども、平成 28 年度約 25 億 3400 万円、平成 27 年度に比べて約 4 億 6400 万円減ったと。確かに降雪量自体が少なかったの、これは納得できるところだなと思います。ただ、雪の量というのは当然年度によって違って、雪が少なければ苦情も少ないし、事業費も少なくて済むということなんですけれども、青森市における冬期間の雪の課題というのは恒久的なものがあると思います。

そこで、年度が新しくなりまして、除排雪事業者に対するヒアリングですとかされていると思います。また、かなり件数は減ったようなんですけれども、市民による雪の相談窓口への苦情等を経まして、青森市の除排雪対策事業における課題、問題点等、市が認識しているものをお示しく下さい。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 木下委員の再度のお尋ねにお答えいたします。

昨年度の除排雪の検証や今年度の除排雪体制の維持のために、業者ヒアリングを毎年実施しております。ことしは5月中旬に実施したところでして、ヒアリングの中では前年度が少雪であったことから、市民生活に直接かかわる除排雪作業において大きな問題はなかったということを確認しているところです。

また、除排雪体制の維持に関しましては、今後予想されますオペレーターの高齢化や除雪機械の老朽化、維持費の増加などの状況については、大多数が現時点では維持体制に影響はないという認識でした。

一方で市民からの相談につきましては、昨冬はまとまった降雪後に気温が上昇し、道路がぬかるみ状態になった際の除雪要望というものが多く寄せられておまして、このような気象状況が予想される場合における除雪指示のタイミングのとり方等が課題だというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

業者のヒアリングでは大きな問題はなかったという話でした。ただ毎年言われますけれども、除排雪業者によって担当する工区が違いますので、その業者によって特定の業者が粗末であるという話は毎年出てきます。当然そういった業者間の技術レベルの差と言いますか、作業の丁寧さと言いますか、そういったものの差が出ないように、技術レベルの向上に向けた取り組みというものが必要になってくると思います。

私はずっと前からすごく心配していたのは、除排雪事業というものが、決して事業者にとっておいしい仕事ではないために、毎年除排雪事業から撤退する事業者が出てくる。除排雪事業者がいなくなったら除排雪ができなくなってしまうので、その点を何とか食い止めたいなという思いがありました。ただ聞くところによれば、最近はこれでも安定しているというお話でしたので、重機の手配と言いますか、なかなか重機のメンテナンスだとか、維持に費用がかかるとかという問題点があるようですので、市としてもできる支援というものは続けてやってほしいなというふうに要望いたします。

次に、都市計画道路3・2・2号内環状線浜田工区について、先ほど平成28年度末での進捗率が39%、平成29年度末で41%の見込みであるというお話でした。1年かかって2%ということなんですけれども、この事業期間が平成15年から平成35年までとなっています。ということは、平成29年度で15年間やることになるわけです。15年間やって進捗率41%ということで、非常に先は長いんだなと。恐らくあと6年で、この事業期間内に終えることはかなり厳しいなという認識を持たざるを得ません。

そこで、都市計画道路3・2・2号を全体で見ますと、担当課から整備状況の資料をいただきました。全体では12キロメートルのうちの整備済みが約6割、施工中が1割、全く未整備というところが3割あります。三内小学校から甲田中学校付近までが約2231メートルあるんですけれども、ここの部分と見性寺から古館地区1440メートル、これがまだ未整備です。この地図を見ますと、この辺は住宅が密集しておりますので、これはまだまだ買収も含めて相当な期間を要するなと考えざるを得ません。

そこで、この内環状線の件については1点。この事業の進捗を左右する要因というものは何なんでしょうか。改めて聞きますけれども。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

事業の進捗率を左右するものということですが、この工事につきましては、国の補助事業ということで実施しているものでして、なかなか国のほうの内示の予算によっては、進捗に大きな影響が出てくるというふうなものと考えています。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 国の補助事業ということで、これはあれですか。その補助率というのは5割とか当然決まっていると思うんですけども、例えば5割だとすると、最初に、国の来年度の補助金が幾らですよと示されて、それに伴って市の事業費が出てくる、そういう形のものなんですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 今の事業費のことでの御質疑に再度お答えいたします。

今回の事業費については、都市計画、国土交通省のほうの街路事業というものを使っておりまして、毎年県を通して予算要求しております。毎年幾らでも要求していいというものではなくて、ある程度県のほうの枠とか、そういったものがありますので、そういったものに毎年倣ってといたしますか、余り大きく変動がないような形で要求しているというものです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 わかりました。やりたい気持ちはやまやまだけれども、思うに任せないところなんだと思います。これはもうちょっと長い目で見ていかなきゃいけないなというふうには思いますけれども、ちょっと気が遠くなるかなという感じもします。

それでは、スポーツ施設機能整備事業について、教育委員会事務局教育部長のほうから電気エアコンで対応するというお話でした。おそらく暖房、エアコンが入るところというのは、2階の第1トレーニング室、フィットネスルーム、第1会議室、第2会議室、1階の事務室、あと市の体育協会の入っている事務室、男女の更衣室、その辺だと思います。先ほど、秋には工事を終わらせて使えるようにしたいというお話だったんですが、例えばこの工事によってサンドームの使用ができなくなる期間というのが出てくると思うんですよ。その期間、どのくらいの期間を見込んでいるのか、もし今わかればお知らせいただけますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

使用できなくなる時期というのは当然あると思うんですけども、今後正式には工事業者との打ち合わせの上、工事の工程が出てからと、決まる際にとということになりますけれども、一応考えているのは大体こちらの見込みでは、例えばトレーニング室1カ所で、各部屋大体2週間ぐらいというふうなイメージで考えていますので、トレーニング室をやるのであれば大体2週間、会議室でも2週間。それが一斉にできるのか、どういうふうになるのかというのは今後、業者との打ち合わせというか、そういうふうを考えております。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 それぞれに、全部一斉に工事するのかがどうかもわからないということでしたので、トレーニング室の予約ということはないと思うんですけども、会

議室あたりは事前に団体とかから予約が入っていると思いますので、そういった予約での使用に支障がないように対応していただけるように要望して終わります。

○花田明仁委員長 本日の委員会は、ここまでで終了し、明後日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後6時5分散会

2日目 平成29年6月23日（金曜日）午前9時59分開議

○花田明仁委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

初めに、私から御報告いたします。増田一副市長が体調不良のため、本日の委員会を欠席するとの報告を受けておりますのでお知らせいたします。

本日の委員会は、一昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

この際、質疑に先立ち、6月21日の木下靖委員への答弁について都市整備部理事から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）おとといの木下委員の平成28年度除排雪事業についての質疑に対する答弁中、青森地区においては最大積雪深が56センチメートルとなり、平成27年度の100センチメートルに比べ51センチメートル少なくと申し上げましたが、正しくは107センチメートルに比べ51センチメートル少なくてでした。

また、同じく平成28年度除排雪事業についての質疑に対する答弁中、昨冬は寒気が入り込んでも長続きせず、青森・浪岡地区ともに平均値を下回り少雪と申し上げましたが、正しくは青森・浪岡地区ともに平年値を下回り少雪でした。謹んでおわびし訂正をさせていただきます。

○花田明仁委員長 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党、軽米智雅子でございます。よろしく願いいたします。

第10款教育費から小・中学校トイレの洋式化について質疑いたします。

今、トイレに行けない症候群という言葉があるほどトイレに行けない子どもたちがふえています。その理由の一つが学校の和式トイレであります。生まれたときから洋式で育ってきた子どもたちは和式で用を足せず、我慢をしまっている状況にあります。文部科学省は、この子どもたちがトイレを我慢することが子どもの健康問題になっているということから、洋式化を進めています。しかし、本市の洋式化は26.1%、全国平均43.3%に比べるとかなり低い状況にあります。八戸市では全国平均を上回る45.5%、弘前市では33.3%と3市の中でも青森市が低い状況にあります。本市も、小・中学校のトイレの洋式化を進めるためにも、目標値をきちんと決めて計画的に進めるべきと思いますがいかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）軽米委員の学校トイレの洋式化についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、生活様式の変化から住宅や商業施設などのトイレが洋式化されていることを踏まえ、学校施設のトイレの洋式化を進めてきており、現在全ての小・中学校において、児童・生徒用の洋式便器が設置されている状況にあります。

学校施設のトイレにつきましては、近年の改築事業では洋式便器とすることを基本としており、既存のトイレにつきましては、老朽化によりトイレ全体の改修が必要となった場合や便器が使用できなくなった場合などには洋式便器に改修し、洋式化を進めているところです。

学校施設につきましては、築年数が30年以上の学校が6割を超えている状況にあり、多くの学校が今後、施設の更新時期を迎えるほか、経年劣化による維持修繕の需要が増加している状況にあります。トイレの洋式化などの施設整備につきましては、緊急度や老朽度などを考慮し、教育活動に支障がないよう優先順位を見きわめながら、今後も引き続き対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 要するに、壊れたりとか緊急を要しない限りは、現在ある洋式の数よりもふやさないということでもいいんでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

今申し上げましたように、とりあえず使える状況のものの場合には、正直なところほかにいろんな維持修繕等がありますので、先ほど申し上げたような形で、支障がない限りは優先度を見きわめながら、今後も引き続き対応していきたいということです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 支障がない限りということでしたけれども、トイレを我慢することによる健康被害について調査したことはありますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

トイレを我慢することの健康被害ということについては、特段それについての調査とか研究はしたことはありません。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると教育委員会事務局教育部長、トイレを我慢することによる子どもたちの健康被害にはどういうものがあるか御存じでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

トイレを我慢することによるということであれば、やはり、一般論かもしれませんが、膀胱炎ですとかいろいろなことがあろうかなと思いますけれども、そ

れが非常に起きているとかどうのこうのということは、多分、我慢をすればあるんでしょうけれども、我慢をしないでトイレに必要なときには行くというのも教育の一つだと思っています。そういう意味では御不便をおかけしていることもあろうかなと思いますけれども、そういうふうなことも大事なかなと思っていますので、そういうのをトータルで教育の一環というふうに考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 トイレを我慢する被害というのは、一番考えられる便秘であったり、またそのことによる集中力の低下、いらいら、またお腹が張っていることによって食欲低下、またひどいときには腸閉塞を起こしたりという被害があります、子どもたちにとって。「早寝早起き朝ごはん」、健康のためにこれを推奨して、朝、健康的に御飯を食べてきても学校で用を足せないということは、子どもたちにとっては非常に大変なことなのではないかと思います。そこも健康を考えていく大事な部分ではないかなと思います。大人でもどうでしょう、男の人は特にそうなんではないかと思うんですけども、和式に長い間しゃがむということは非常に辛いことなのではないかと思います。それを大人でもそうなのだからというところまできちんと考えてあげるべきではないかなと思います。子どもにとっては、それが毎日学校の中であって、でも子どもは我慢ができてしまうんですね、大人以上に。そのことがさっき言ったような体に弊害が出てくる。そこまでやっぱり教育委員会としては、子どもの健康を考えるべきではないかと思います。

学校のトイレ修繕を要望している中にトイレの洋式化を要望している学校もあるかと思うんですけども、トイレの洋式化を要望している学校にその理由を聞いたことはありますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

トイレの修繕等の営繕の要望があれば、それは担当のほうできちんと現場を見に行っておりますので、その段階でお話ししたり状況を見ているということです。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 やはり洋式化を求めているところには、それなりの理由があるのではないかと思います。先ほど言いました、今、文部科学省でもそういうことを進めながら、子どもたちの健康のためにということをやっている中で、やはりきちんと子どもたちの健康状況を調べながら、どういうことが起きているのか調べないとやっぱり現場が——確かに声が上がってこなければいいのかというと、そういうことではないかと思います。

他都市の例で言いますと、三重県の津市などではトイレ改善化計画というのをきちんと市で策定して、洋式化だけではなく衛生面も考えて床のドライ化や障害に対応したトイレを設置したところ、休み時間にトイレに行列ができるようになり、競っ

て子どもたちがトイレに行くようになったそうです。男の子でもトイレでうんちができるようになったと喜んだ声もありましたし、ハンカチをきちんと持っていくとかトイレをきれいにするとといった生活マナーも向上したという例もありました。

多くの自治体が洋式化だけではなく、きれいなトイレで子どもたちの健康を守っていくという部分で取り組みを行っている、要するにリフォームをしているところも多くあります。やはり青森市もそこまでやるべきではないかなとは思いますが、リフォームまではなかなか予算的な部分でいけないかとは思いますが。聞き取りのとき、1基取りかえるのに40万円くらいと聞きました。

例えばことしは10基とか5基とか、きちんとした目標を決めて毎年着実に洋式化を進める、修繕の予算の中にトイレの洋式化の予算をきちんと設けて、それをやるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

予算の中でトイレの洋式化の予算というのを確保してというお話ですが、先ほどからお話ししていますように、決して学校のトイレの洋式化をしていかないというわけでもなくて、当然その必要性というのは認識はしております。

ただ先ほど答弁しましたように、施設自体が非常に古くなっている学校が多いのも事実でして、トイレの洋式化だけに限って予算を確保しておいた場合に、実際、営繕以外でも緊急対応するべきものがそれ以上に来ています。そういう意味で、現在使えるトイレに対しての予算を洋式化のために取っておくというのは、現状からいくと正直なところ難しいということですので、先ほど言いましたように緊急度とか老朽化とかそういうふうな優先度を見きわめながら、今後もやっていくしかないかなと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 優先度と言いますが、先ほども言いましたように子どもたちの体にかかわることなので、優先度は高いのではないかなと思えます。1基40万円であれば、例えば最低限1基、この学校にことし1基、来年1基といっても1基ずつふえていくわけですし、数をやっぱりふやしていかないと子どもたちが苦しい思いをしているという部分をもっと考えていくべきではないかなと思えます。

ほかの自治体で節水型のトイレを設置したことによって、水道料金が221万円あったのが半額になったという自治体もあります。洋式化にただで、お金がかかるだけではなくてそういう水道料の部分であったり、節水になればまた経費も浮くわけですから、その辺もしっかり検討しながら、ぜひこれから毎年度の予算の中にトイレの洋式化の予算をしっかりと上げていってもらいたいことを要望して、私からの質疑は終わります。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）社民党の斎藤です。

まず、質疑の第1点については、市民バスについてであります。市民バスについては平成25年から運行を開始し、昨年度実績では10路線、約25万6000人が利用しております。この間、私は市民バスのあり方について、再三質疑してまいりましたが、何ら改善されることなく現在に至っております。この市民バスについては、今年度中に策定するという立地適正化計画、そして地域公共交通網形成計画において検討すると聞いておりますが、この市民バスはもう既に5年目に入り、今後契約年数等について見直しをすることがまた必要かとも思っています。そういった意味では、市民バスの本来の目的が何だったのか非常に希薄になっているのではないかと考えております。

そこで質疑です。市民バスの今後のあり方についてどのように考えているのかお示しをいただきたい。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）斎藤委員から御質疑がありました市民バスにつきまして、お答えいたします。

市民バスにつきましては、平成23年度から市営バスにおける事業採算性の低い路線を対象に、市が民間バス事業者へ運行を委託する形態で路線再編に着手し、これまで市営バスにおける13路線について、市民バスとして運行しているところです。

市民バスの運行状況につきましては、平成28年度利用者数が、前年度に比べ微増となっており、対象地域の皆様に定着しつつあるものと考えているところです。

今後の市民バスのあり方についてですけれども、現在検討を進めております地域公共交通網形成計画の策定の中で、検討を進めてまいりたいと考えているところです。

○花田明仁委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 まずは答弁ありがとうございます。

以前に質問した際とほぼ同じ答弁なんですけれども、少なくともバス路線の骨格や幹線、そしてフィーダー路線、こういったものはまちづくりと密接に関連いたします。ただ問題は、市民バスの委託業者が今後どういうふうはこの市民バスを考えていくのかというのが、まずは1番大きな点だとも思っているんです。ですから、市民バスを運行している委託業者についても、単年度契約であればそれぞれのバス等について設備投資ができなくなってくる、こういった不安定な要素のある中で市民バスを運行させるというのはいかがなものかと思うんですよ。

ですから、立地適正化計画とか、あるいは形成計画、これらと合わせて検討するということにはなるんでしょうけれども、それと切り離れた形でのその契約年数、

複数年契約という部分をどう考えているのかということ再度お聞きしたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

複数年契約についての御質疑でありますけれども、複数年契約につきましては、御質疑にもありましたように、設備投資等で一定のメリットはあるものと認識はしておりますけれども、現在策定を進めております地域公共交通網形成計画の中で市民バスのあり方についても検討していくということとしておりますので、複数年契約の導入に関しましても、これらの中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 いや、検討するのは、これまでもずっと検討する検討する、そしてまた形成計画等の中で検討します、これで一切進まないんですよね。であれば、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画、この関係はどういうふうに見ているんですか。お答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の関係ということですが、コンパクト・プラス・ネットワーク、まさにコンパクトの部分とネットワークの部分ということで、相互に密接な関係があるものですので、その計画の策定に当たっても非常に密接な関係を持って、調整を図るべきものというふうに考えております。

○花田明仁委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 立地適正化計画についてはまちづくりと公共交通のネットワーク化でしょうけれども、公共交通網形成計画については地域にとってよりよい公共交通のあり方という、これが前提ですよね。そうすれば安定的な公共交通を運営するとすれば、当然にして、今、市民バスを運行している部分についてもそれぞれ営業しやすい環境というのをつくるべきだと思うんです。

そうした場合、当然にしてそれぞれの計画を策定するにしても、その委託業者の側に立った部分、この点をやはり考えていく必要があるかと思うんです。というのも先日、近江八幡市に行ってちょっと市民バスについて視察をかけたんですけど、近江八幡市については市民バスの運行について、例えばハイエースを使用していたりとか、そういったところがあります。そういうのを考えますと、本来市民バスというのはフィーダー路線が中心ですから、今後そういった設備投資、車両の変更だってあり得るわけですよね。そうしたときに、やはりある一定程度の将来的な見込みがあって、そこに設備投資するというのが委託業者側の準備のあり方だと思うんです。

それで、単年度契約で将来の見通しが無いままに設備投資するというのは、まず

考えられない。ですから、それぞれこの青森の部分であっても戸山、幸畑を考えてみても、なかなかあの辺を循環して拠点間輸送というふうに考えれば、大型バスが果たして必要なのか、中型でいいのか、あるいはハイエース等のワゴン車でいいのか、こういったことだって考えなきゃならない。

ですから、いろいろな、さまざまな、それぞれの地域の状況というふうに考えていった場合、やはり委託業者についての複数年契約は必要だと思っています。ですから、そこはもうちょっと前向きに考えていただくことをまずもって要望させていただきます。

それとあわせて、市民バスについては回数券とかバスカードは使用できません。回数券については、以前からもいろいろと話されてきたことでありますけれども、回数券も市営バスで使用できないかという、この辺のところは技術的に無理なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民バスの回数券を市営バスでも利用できるようにできないかという御質疑にお答えいたします。

交通部ではお客様の利便性の向上と運賃收受義務の効率化を図るため、平成4年に磁気カード——いわゆるバスカードですが、この磁気カードが利用できる新たな料金箱と運賃收受システムを導入して、これにあわせて紙の回数券を使わないということで、運賃收受方法を見直しし、現在に至っております。

このようなことから、市営バスで市民バスの回数券を取り扱うためには、料金箱において回数券を読み取り識別できるようにしなければならず、システムそのものの変更が必要になるなど、経費や労力の面で業務の負担となるさまざまな課題が生じることになります。このため現状におきましては、市営バスで市民バスの回数券を取り扱うことは難しいのではないかと考えております。

○花田明仁委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 回数券の共通使用という部分で難しいのは重々わかりつつ、ちょっと質疑させていただいたんですけれども、これは先ほどの質疑と関連するのは、今、料金箱の收受の部分で読み取る機器が必要だと。そうしたときに、現在市民バスの運転手さんがどういうふうな状況かというのは、要は、乗降客についても手作業でやっているとか、あるいは、八洲交通さんのほうでは、前乗り前おり、こういったことで非常に負荷がかかっているのではないかとも思うんです。そうしたときに、一度市営バスのほうで料金表ですか、表示板とか機器の部分の装備で1台当たりどれくらいというのを聞いたら、たしか私の記憶では1台当たり30万円くらいかかると。そうしたときに、やはりそういったものを整備するとしたら、委託業者のほうでもやっているのか悪いのか、そういった将来的な展望もない中での設備投資はできない、こういった非常に不備な部分。ですから運転手さんには負荷を

かけて、そして交通安全、安全運転をしる、そして、さらには乗降客がこの停留所で何人おり、何人乗ったという表をつけさせるといったことが果たしていいのかどうかということなんですよ、市のほうで、行政側で委託した条件が。

ですから、回数券の部分については乗り継ぎの問題もいろいろあるかと思えますし、そしてまた市営バスの方でも事務作業上、非常に混雑してくる、こういった問題もありますので、今この場ですぐ解決しろとは言いませんけれども、やはり、そういった部分を含めて、前向きに検討、協議を進めていただければと思います。ここはもう要望で。ありがとうございました。

続きまして、クルーズ船の受け入れについてということで、先日の本会議の中でおもてなしというか、町なかのトイレとかあるいは休憩場所というふうに、ここに連動するんですけれども、例えば、今年度クルーズ船が23隻入港しますよね。沖館埠頭には7隻入港ということになります。

ちょっと皆さん、想像してみてください。沖館埠頭は、おりた途端に向かいに小坂鉦山の砂盛りというか鉄くずというか、非常に見ばえが悪い。そして、和める場所がほとんどない。あとは、船からおりてきたらば、観光バスで観光に行く方、あるいは市内を観光する方、こういったふうにそれぞれ客層の動きは分かります。船員の人たちも表に出るにしても、これといった、何と云うかのんびりできるというか、そういった場所がない。ですから、私は例えばテントとかであれば風とかの関係で非常に危険な要素はありますから、車とかでコーヒーも飲めるような、あるいは休憩できるような、そういったものを簡易的にもつくるのが可能じゃないのかなとは思っているんです。それによって、例えば夕方観光に出かけた方々が帰ってきて、そしてそこでちょっと船に乗る前に一服してコーヒーでも1杯というふうな、そういったスペースがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、その点についてのお考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）斎藤委員のクルーズ船の受け入れについての御質疑にお答えいたします。

ただいま御紹介のありましたとおり、ことしクルーズ客船の寄港は、7回が沖館埠頭に寄港予定であります。

クルーズ客船の受け入れにつきましては、本市及び県を初めとする関係機関で構成する青森港国際化推進協議会が主体となり、埠頭での歓迎アトラクションの実施、臨時観光案内所や文化体験コーナーの設置、青森市フリーWi-Fiの提供などさまざまなおもてなしを提供しております。沖館埠頭での休憩場所の提供につきましては、協議会といたしましても、乗船客やクルーが休憩できるテーブルや、くつろげる椅子を整備する予定でありまして、その日の天候が許しましたらばテントを設置するなど、埠頭で和んでいただくような環境づくりを図ってまいります。また、飲料のサービスにつきましては、青森ならではのサービスとしてリンゴジュースの

振る舞いを実施してきており、乗船客に大変好評であります。コーヒーの提供につきましても、関係者の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

今後とも、来青されるお客様に青森の旅を満足していただけますよう、さらなる受け入れ態勢の充実強化に努めてまいります。

○花田明仁委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 これを何で質疑したかというのは、先日クルーズ船が入った際に、ちょっとラビナの上のほうの本屋に行って、スターバックスでちょっとコーヒーと行って行ったら、外人の方がいっぱい座れない。そういった状態がまずはでき上がっているんですね。何もコーヒーのみならず、例えば屋台みたいに——屋台といますか、今、車で歩いているじゃないですか。外国の方々にしてみれば、例えば焼き鳥1本であれ、そういった部分でも業者の方に協力してもらいながら、その場でお金払っても何してもいいんだけど、そういったことがあったっていいよなという——オープンテラスみたいな考え方でもいいのかなと思うんです。

中央埠頭については緑地帯があるんですけども、そういったところで散歩するのは非常にいいんだろうけれども、ただ聞いたところによりますと、中央埠頭に着岸した場合、まともに風を受けますよね。それでいつだったか、やっと中央埠頭から出て行った、出港したというふうな、そういったのも聞いています。

ですから、恐らくは中央埠頭を改修したとしても、場合によっては沖館埠頭の使用頻度というのが高まるのではないかとも思うんです。ですから、そういった意味では、県との関連もありますので何とも言えませんけれども、沖館埠頭を今後、機能としてどういうふうな役割を持たせるのかという課題はありますけれども、ただ当面そういった部分で見た目よりも内的な部分でのおもてなしとか、こういうところが青森ですよというふうな、そういったもてなし方というのが必要だと思うので、ぜひそういったこともあわせて今後幅広く考えていただくことを要望して終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 それでは、質疑してまいりたいと思います。

1番目と2番目は教育委員会関係ですので、まず、中学校の雨漏りについては、前に天内議員も申し上げていたんですけども、今特に浪岡北小学校と南小学校——この間、運動会するときにも父兄の方から指摘されたんですけども、これは運動会のみならず、スポーツ少年団の野球大会のときもです。本当に屋根のさびってすごいものです。私、写真を撮ってきました。きょうは持ってきませんが、大変なさびです。何年も前から教育委員会のほうには申し上げていたんですけども、一向に進んでいないということでもあります。そういう屋根のさびのひどい状況にある学校施設の老朽化対策計画において、計画的に解消していくということであったと思いますけれども、その見通しについてお願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の浪岡地区の学校についての質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校施設は、校舎の築年数が30年以上経過している学校が6割を超えており、一斉に更新時期を迎えつつあることが大きな課題となっております。また、老朽化した学校施設の改築時には多額の費用を要しますことから、現下の市の厳しい財政環境を踏まえ計画的に進めていくため、平成28年3月に青森市学校施設老朽化対策計画を作成したところです。

学校施設老朽化対策計画では、コンクリート強度の調査による躯体の劣化状況や屋上防水、給排水・暖房等の設備の劣化状況等の現状把握により改築の優先順位を検討することとしております。また、現状把握により、改築する学校、長寿命化改修を行う学校、大規模な改修を行う学校を適切に判断し整備することとしているところです。

浪岡北小学校と浪岡南小学校の屋根のさびの状況につきましては、現地確認を行い、その劣化状況から屋根の全面的な改修工事が必要と考えているところでありますけれども、教育委員会といたしましては、屋根の全面的な改修工事は多額の費用を要しますことから、屋根材や屋上防水の劣化の度合いを判断しながら、屋根の全面的な改修工事を適切に対応していくこととしております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 雨漏りしてしまってから工事すれば、多額の経費がかかると思うんですけれども、ペンキを塗るだけです。早めに対応したほうが長寿命化につながるのではないかと。ただ、通学区域の再編による計画もあるし、ファシリティーマネジメントも基本方針とかであるので、そういう絡みもあると思います。

ただ、いずれにしても雨漏りしてからやるということではなくて、早めに対応は必要だと思います。計画も早めに進めて対応できるように、市民から余り言われなような形でひとつ対応していただければなと思いますので、よろしく願います。

次に、中世の館についてであります。小豆畑委員も昨年でしたか、中世の館の屋根のさびの問題を取り上げていたけれども、まだ一向にやられていないと。私も小豆畑委員が言ってから気をつけてよく見ているんだけれども、一向にやられていないという状況であります。そういう中で、屋根のみならず施設そのものの老朽化も目立ってきていると思いますけれども、それらについて全部やるとすれば多額の金がかかるのかな。そういうことで今後、中世の館の改修あるいはあり方について、どのように考えているのか、またどのように取り組んでいこうとしているのか、ひとつお願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の中世の館についての御質疑にお答えいたします。

青森市中世の館は平成4年に開館し25年を経過しており、施設の老朽化が目立ち始めていることは、教育委員会としても認識しているところです。これまで施設の法定点検で指摘を受けた場合ですとか、設備等の支障が発生した場合などにつきましては、その都度修繕を行うなど施設維持に努めてきたところです。

今後の対応といたしましては、教育委員会では、中世の館に限らず多くの施設の修繕案件を抱えておりますことから、施設修繕に対する緊急性や優先度、修繕に対する経費などを勘案しながら適切に対処してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 先般、浪岡自治区地域協議会でも中世の館についていろいろと議論になっていたと思うんですけども、展示物そのものもどういう形でやろうかということが非常に議論になっていると思います。

建物もそうでありますけれども、前に移動式の椅子が故障して、今直したのかな——直したということですがけれども、それも最終的にきちとした種類ではないと思います。いつまたどうなるかわからないという状況なのかなと思います。そういうことを考えれば、やはり25年以上たっている中世の館——これも、浪岡が中世の町という形、イメージでまちおこしをやるといういわば、我々浪岡地区にとっては拠点施設であるし、皆さんもそういう意味で心配している経緯もあります。ですので、中世の館そのものもそうでありますけれども、旧浪岡小学校も外壁を見るとかなり傷んでいます。それから、あそこには旧坪田家もあります。それも含めて、やはりきちとした計画を立てながら今後改修をしていただければなど。我々住民にとっては、やはりあれは浪岡地区のシンボルでもあります。一刻も早く計画を立てて早めに改修なりをしていただければなどと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、道の駅アップルヒルについてであります。

包括外部監査において、道の駅アップルヒルの管理運営事業について、同道の駅の指定管理者である第三セクター株式会社アップルヒルの位置づけを再検討する必要があると指摘があったと思うが、市としてどのように対応していくのか、お伺ひいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 おはようございます。長谷川委員のアップルヒルの今後についての御質疑にお答えいたします。

平成28年度の包括外部監査におきまして、市の第三セクターである株式会社アップルヒル——以下、アップルヒルと申しますが、アップルヒルにつきましては、指定管理者の募集を公募としたことにより、市の外郭団体としての存在意義は希薄に

ならざるを得ないことから、同社の存在意義と位置づけを再検討し、今後のあり方を定める必要があるとの指摘を受けたものであります。

アップルヒルの存在意義と位置づけにつきましては、平成 22 年 10 月に策定した青森市第三セクターに関する基本方針におきまして、指定管理者制度の導入により一部希薄化したものの、産地形成のための地場製品の販売や地域農産物を生かした新たな商品の開発、普及及び地域振興に資するイベントの実施といった事業分野については、市の施策展開と連携を図りながら、引き続き継続して事業展開を図っていく必要があると整理をいたしております。また、アップルヒルの今後のあり方につきましては、単なる施設管理のみならず、農業振興、地域振興事業に係る市施策を実行するパートナーとしての役割が期待されますことから、積極的な経営改善をした上で存続させることとしたところです。

アップルヒルは、この方針を踏まえ、これまで地場製品の販売や地域農産物を生かした新商品の開発、地域振興に資するイベントの実施など、市の施策を実行するパートナーとしての役割をしっかりと果たしており、平成 28 年度の外部有識者による経営評価におきましても、リンゴのブランド化、地域活性化に資するイベント開催及び県外への出張販売等により、市の施策であるあおもり製品の販売力の強化に貢献しているとの評価をいただいているところです。

このように、アップルヒルの市の施策を実行するパートナーとしての存在意義と位置づけにつきましては、現在も変わっておりませんが、アップルヒルの今後のあり方につきましては、第三セクターを取り巻く社会情勢の変化を注視するとともに、経営評価を通じて定期的に点検評価を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 それから、包括外部監査人は、現在公募で指定管理者になっているけれども、指定管理が外れた場合に対応するために、管理業務以外の事業の拡大を模索するなどの方策も必要ではないのかということも指摘していると思います。

私は、以前から——私のみならず小倉委員もそうであったんですけども、果たしてアップルヒルは、指定管理になじむのかどうかということです。私は、指定管理にはなじまないと思います。だから、指定管理をやるべきでないという意見で私は今まで来たと思います。

なぜかという、道の駅というのは、結局、浪岡の農業、産地形成促進施設として、これから地場製品も含めて農産物を生かした商品開発とか、さっき言っていましたけれども、そういう地域に関するイベントとかを実施しているわけです。ですから、いわば地域づくりと一体となっている道の駅なんです。それを公募で——どういう団体が来るのかわかりませんが、そういう人たちが仮に参入して、果たしてそういうのを生かせるかどうか。国だって、地方創生の拠点施設だとい

うことで、いろいろ予算措置をしたりしてやっているわけじゃないですか。だから、そういうのを考えれば、私は、指定管理で道の駅を運営するべきではないと。

それで、浪岡でやるときはいろいろと——千葉県の富浦町の枇杷倶楽部に視察に行きました。ここは今、日本一です。すごい道の駅です。そこの初代の駅長が、運営には指定管理制度はなじまないと。営業施設として売り上げを伸ばし、利益を出したときに、指定管理という制度が道の駅になじむのかということでした。ですから、道の駅はそうではなくて、さっき言いました地域づくりの拠点施設であるし、地場産品とかそういうのを中心にした道の駅であれば、浪岡を中心としたその組織の中に任せたほうがいいのではないかと。まあ、指定管理はまだまだ、あと何年だかあるんだな。だから、その辺もひとつ考えていただきたいなということです。

それから、今、道の駅が全国至るところにあります。非常にふえてきているし、競争も増してきているというような状況です。いかに利用客を確保して、業績を維持するかということ。これから対抗していくためには、やっぱり施設の設備の充実あるいはハード面だと言われています。最近、特に道の駅は施設の内容の多様化でありますとか大型化とか、いろんなしやれたデザインですばらしい道の駅が今できています。浪岡の場合は、東北で8位、青森県で1位ですけども、最近道の駅も非常に手狭になって、そろそろ改修も必要かなと。特に産直施設あたりは、どこの道の駅から見ても一番みすばらしい。

前に——去年でしたか、改修すべきだということで提案しましたがけれども、計画がありませんと言われました。今、皆さんも御存じと思いますが、藤崎町常盤の食彩ときわ館が今現在の3倍の規模に拡大するというので、農産物直売に加えて、新たな農産物の加工品の開発に取り組むと。さらに、鶴田町では国の地方創生交付金を活用して、新たに直売所を建設すると。農産物直売所のスペースも、今の3倍になると。また、観光案内所を備えたイベントホールも設置するというので、今、本当に各地で一生懸命リニューアルして、利用客をふやそうと頑張っている。道の駅のメインは産直施設だと思います。でも、今の浪岡の状況を見ると、全く狭くて使いづらいというような状況です。このことから考えれば、周辺の道の駅がどんどんそういうふうリニューアルしたりして頑張っていけば、果たして浪岡はどうなるのかなという懸念もまた覚えます。

ですから今後——道の駅も二十一、二年たっていますし、さまざま修理もしていますけれども、できる限りそういう周辺の道の駅に負けないように、ひとつ構想を練って、早目に改修できるようにしていただきたいと思いますが、浪岡事務所副所長、いかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 長谷川委員のアップルヒルの老朽化対策といたしますか、施設の拡充についての再度の御質疑にお答えいたします。

今年度、アップルヒルにつきましては、開設以来 21 年経過しているということ

で、大分老朽化が進んでいる中で、屋根の修繕工事を予算 2000 万円ほどかけて行うこととしております。また、産直施設についてもお話がありましたが、確かに産直施設は、道の駅としての重要な機能だということで、その部分についても老朽化しているということです。やはり他の道の駅も今いろいろと頑張っていてやっていますので、地域間競争といたしますか、そういう中でアップルヒルの存在意義を維持していく、あるいはPRしていくためには、その辺の対応についても今後、株式会社アップルヒルといろいろと相談して、拡充に向けて取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

〔小倉尚裕委員「頼むよ、副所長」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今、小倉委員からも声がかかりましたけれども、本当に我々浪岡出身の3人は、やっぱり道の駅は浪岡の地域の拠点施設だということでお互いに思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、時間もないようですので、次に、津軽横断道路の進捗状況について。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 長谷川委員の津軽横断道路の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

津軽横断道路は、岩木山麓周辺地域と本市浪岡地区を結び、さらには青森空港など交通拠点に結節する広域幹線道路として位置づけられており、本市としては県に対して重点事業要望項目の一つとして、毎年度、津軽横断道路の整備促進について要望しているところです。また、関係市町村で構成する津軽横断道路建設促進期成同盟会を通して、事業の早期完成が図られるよう国及び県に要望しているところでもあります。

津軽横断道路の進捗状況であります。津軽横断道路は青森市浪岡大字杉沢と弘前市大字小友を結び区間延長は約 17 キロメートルであります。これまで弘前市、板柳町に位置する一般県道小友板柳停車場線の津軽りんご大橋工区、小友工区及び板柳町に位置する主要地方道五所川原岩木線の五幾形工区をそれぞれ供用し、平成 27 年度に供用した掛落林工区延長約 920 メートルと、上常海橋福館工区延長約 1400 メートルにおいては、本年度、迂回路や旧橋撤去工事を行っている。と県から聞いております。また、本市浪岡地区に係る一般県道常海橋銀線の福館女鹿沢工区延長約 5060 メートルにつきましては、引き続き用地取得の促進を図るとともに埋蔵文化財調査やフクロウ、オオタカなどの猛禽類の保護対策の検討を継続して実施しており、加えて本年度は一部改良工事の着手も予定していると県から聞いております。市といたしましては、今後とも鋭意進捗が図られ早期完成が図られるよう引き続き国、県に要望してまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

何か平成 29 年度には工事に入りそうということですので、まずしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、時間が 3 分だそうですが、最後に花岡プラザの指定管理について。

花岡プラザの指定管理は、利用料金制度を導入するということになったようですが、その理由をお示しいただきたい。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 長谷川委員の花岡プラザの指定管理についての御質疑にお答えいたします。

現在、市が直営で管理運営を行っている健康の森花岡プラザ、花岡農村環境改善センター及び花岡公園の 3 施設につきましては、1 つに、使用許可に係る受け付け事務の一元化など効率的な管理運営を行うことができること。2 つに、3 施設の機能を有効に活用したイベント等の実施により、にぎわいの創出や地域の活性化が期待されることから、3 施設一体で指定管理者制度を導入することとしたところです。

また、指定管理者制度導入に当たりましては、1 つに、花岡プラザの温泉機能や健康増進機能及び花岡農村環境改善センターの集会・研修や調理室の機能、並びに花岡公園の多目的広場やキャンプ場の機能等を有効に活用したイベント等の実施など、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすること。2 つに、収受した施設利用料金に係る市及び指定管理者の会計事務の効率化が図られることから、利用料金制を導入することが適当と判断したものであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今の答弁では利用料金制度を導入したということは、何のメリットがあって導入したのかということが伝わらないんですけれども——まあ、あと時間がないので。これは、県とかは利用料金制度で自分たちが頑張れば自分たちに入ってくる、だから稼ぐために頑張るわけですよ。でも、前から青森市の指定管理を見ると、体育施設もそうでありますけれども、結局そういう利用料金制度を導入して指定管理者のやる気を起こさせるというのが大事だと思うんです。だから、私は利用料金制度を導入すべきだと思ってずっと来たんです。今回たまたま花岡プラザがやるということでしたので、できればその——あと三つ、四つあるんですけども時間もないので終わりますけれども、まずその辺もこれから検討していただきたい。また機会があれば、指定管理について今後一般質問でいろいろと議論したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○花田明仁委員長 次に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 それでは、早速ですけれども、質疑に入りたいと思います。

まず、第1点目。流通団地そして卸町町会の汚水の処理施設、大分老朽化が進んでいると。私も、その都度その都度、当時の副市長を初め、担当部署に出向いて陳情した経緯があるわけでありまして、これまでの経緯をひっくるめて、今後どのようにされるのか、お示しをいただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本市青森地区の公共下水道につきましては、処理区をおおむね青森駅を境に東西に区分し、八重田浄化センターが担う東部地区の八重田処理区は昭和 27 年度に事業着手し、新田浄化センターが担う西部地区の新田処理区は昭和 57 年度に事業着手しております。

管路の整備につきましては、流末の下水処理場から上流に向かって順次整備を進めているところであり、平成 28 年度末における青森地区の公共下水道普及率は、81.0%となっております。なお、今年度は、主に新城、問屋町、矢田地区等の整備を行うこととしております。

渋谷委員お尋ねの青森総合流通団地の汚水処理施設につきましては、青森総合流通団地協同組合連合会が団地造成時の昭和 57 年度に整備し、同連合会が現在も維持管理を行っております。青森総合流通団地は、将来的な下水道の整備計画となる本市の基本計画において、八重田処理区の区域に位置づけているものの、おおむね5年から7年で整備を予定している事業計画の区域には含まれておらず、近年の財政状況や他地区の整備の進捗状況等を勘案すると、事業計画の区域編入までにはまだ相当の期間を要するため、近隣の農業集落排水施設への接続についての可能性を探りながら、接続のめどがつき次第、下水道管の移管について検討してまいりたいと考えております。

次に、卸町町会の汚水処理施設についてであります。同施設は、青森中央卸売市場商業協同組合が造成時の昭和 50 年度に整備し、同組合が現在も維持管理を行っております。卸町町会の下水道管につきましては、平成 16 年度から市への移管について協議が行われているものの、1つに、汚水流入量が水道使用量と比較して大きく乖離しており、これについての原因がいまだ判明していないこと。2つに、マンホール内部の亀裂箇所などから地下水の浸入があるが、この補修の計画が定まっていないこと。3つに、市が下水道管の寄附を受けるに当たっては、同組合において下水道管内のカメラ調査や台帳の整備を行う必要があるが、その実施の計画が定まっていないことなど、移管に向けた課題が残されている状況にあります。

市といたしましては、今後も移管に向けた同組合との協議を継続するとともに、同組合の施設の老朽化を鑑み、その施設を廃止し、市で下水道管を整備することも念頭に入れながら、地元住民や同組合との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 環境部長、若干なりとも、若干なりともだよ、考慮に入れていただいたのかなど。ただ当時、卸町町会でも、あるいは流通団地でも、バブル前だったもんだから、それなりの景気はあったわけだ、経済の活気もね。現在、幾ら努力したところで、この低迷というのは首都圏と違って流通団地でさえ、あるいは市場にかかわる町会そのものもかなり苦慮しているわけです。これまで、自分たちがある程度の管理を行いつつ、努力はされてきたものの、当時の例えば補償金やら何やらは、恐らくはもう底はついたと思うのよ。だから今、環境部長も言ったような——もちろん、やることによっては、いろんな難所難所のことはありつつも、今の答弁のように、例えば下水道管一つにしても、おのおのが、個々の世帯がある程度頑張ってるならば、うちほうでもだとか——この間の聞き取りについても、環境部長も大分聞いてはいるだろうけれども、それでもって私もある程度の理解を示しつつ、きょうの質疑にも至ったわけです。

ただ、卸町町会——ちょっと言葉は悪いけれども、管理運営団体の方々というのは、そこに住んでいないのよ、ほとんどが。私に再三にわたって来ているのは、現在、中央市場を中心として働いている家族の方々からの苦情なのよ。もうにおいがしてどうにもならない、幾ら管理団体に言ったって何も見向きもしない。そういうことで、今回、再度私はこの質疑に立たせていただいたのです。

だから、きょうの環境部長の答弁を踏まえて、できれば町会である程度集会を開かせていただいて、その都度その都度、担当の部長を初め関係する部署の方々に来ていただいて、話し合いの中ででき得る限り前向きに、今以上に、私は検討をしていただきたいなど。

ただ、環境部長も先ほど来、八重田云々、何云々、これ私もわかりますよ。でも、卸町町会の場合は特に処理場も、すぐ近くの妙見にできたわけでしょう。あとは管そのものだけだと思うんですよ。そして、なおかつ、流通団地一つにすれば刑務所の付近だとか、これまでいろんなことを答弁されました。しかし今、環境部長が言ったとおり農業集落排水、あそこだったら、そんなに距離感もあるわけでもないし、大分法律も変わって、落とせるような話も私も聞いています。

そういうことをいろいろ加味しながら、その辺は何とか町会のため、あるいは流通団地のために努力をしていただきまして、私の今の質疑に対して、環境部長、やる気があるのかなのか。その辺について、再度、答弁。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 再質疑にお答えします。

先ほども申し上げましたが、さまざまな問題がありますけれども、渋谷委員もおっしゃっているように、ちょっと前向きにそこら辺は考えてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 次に、8年後の国体だよ。私はこれまで、スポーツのまちだとかいろいろな面で質疑させていただいた経緯。ましてや私から言うまでもなく、平成52年青森市の人口も20万人だと。何にも構わないでこのまま市政運営したところで、今の青森市はどうなりますか、皆さん。今現在、約2800億円という市の借金も鑑みれば、私はここで何かかにか市でもって全庁を挙げて、局を挙げて、部を挙げてやるような努力をしなければ、市自体どうなりますか、皆さん。これは市長1人で何もできるわけではないですよ。教育委員会事務局教育部長、その点をまだまだ考えていただいて。これまでも私はいろいろ質疑させていただきました。例えば、今現在の小・中学校の体育館の廃校だとか、あるいは地域の市民センターだとかこれらを含めた形の質疑をするということにさせていただいているわけでしょう。なおかつ、この二、三回の質疑に対して、今後、担当部署の教育委員会とすれば、どういう方向性でどのように進めていかれるのか、具体的に答弁していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 ちょっと質疑の確認をさせていただきたいんですが、申しわけございません。どの部分——前回の部分なのか……

〔渋谷勲委員「スポーツのまちだよ」と呼ぶ〕

○横山克広教育委員会事務局教育部長 わかりました。それでは、国体を契機としたスポーツ振興の取り組みということで御質疑にお答えいたします。

2025年に国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会が48年ぶりに本県で開催されますことは、市民のスポーツへの関心を高めるとともに国内トップレベルの競技を間近で観戦する貴重な機会であり、本市のスポーツ振興において絶好の機会と考えているところです。この国民体育大会の開催に向けましては、ジュニア層の育成・強化につなげるため、指導者の発掘、育成、確保が重要であると考えているところです。

その主な取り組みとしては、本市の指導者を対象に、国内トップレベルの指導者を講師としたスポーツ医科学講座の開催や、スポーツ指導員の資格取得に係る受講料を助成するスポーツ指導者育成支援事業などを実施しているところであり、今後も、県や各競技団体と連携しながら、競技力向上を図る取り組みを実施していくこととしております。

また、本市のスポーツ施設の整備につきましては、国体開催に向けたスポーツの盛り上がりの機運を捉えながら、競技力の向上及び地域スポーツの促進の観点を踏まえ、戦略的に改修等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局教育部長、随分いいことを述べるね。いいことの割には、恐らく委員の方々も私個人的にも、今の教育部長の答弁というのはほとんど

ど聞こえて来ないよ。教育部長が答弁した講師だとかいろんな面、そして中身までちょっと具体的にやらなければ。だからそれ以上に私、廃校だとかあるいは市民センターだとか、これらの利活用についても、くどくど言っているわけでしょう。

その講師だとか、これらについてはどうなのですか。答弁。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁したスポーツ医科学講座の講師の関係ですけれども、昨年であれば、講師に青森厚生病院の整形外科の小松ドクターをお招きして、スポーツ外来における傷害と外傷の傾向と対策というお話をさせていただきました。また、もう1人講師として青森山田高等学校サッカー一部の黒田監督をお招きして、経験に基づく子どもたちへの指導育成論という講座を開催して、約94名の方が来ております。また、これは平成25年度から始めておりまして、平成27年度は桑田真澄元プロ野球選手を招いての講座ですとか野球教室を開いているという状況です。

以上でございます。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 これまでのそういうような取り組みも理解はします。でもそういう講習だけで、夢のある子どもたちにスポーツ面でも特に広がりますか。そうじゃなくして、それはもう終わりにしていただいて、具体的にその講師をある程度決めていただく、初歩的なことからです。何も一遍にやれと言うんではないですよ、初歩的なことから順番にやりつつ、例えば何曜日と何曜日は荒川市民センターでこういうことをやりますとか。高等学校でもいいんです。中学校でも小学校でもいいんです。こういうことをやっていかなければ、人口の減少につながってしまうわけでしょう。せっかくにして自分たちが育てた子どもたちが仙台、東京に憧れて行きますよね。帰って来ますか、今の青森市だと。私はなかなか帰って来ないと思いますよ。そうじゃなくして、例えば県内、まずは県内だよ。青森市に行けばこういうこともある、ああいうこともある、その実績によっては国体でも優勝できる、インターハイでもアマチュア部門でも優勝できる。この積み重ねですよ。それでもって、底辺から人口そのものもある程度果たせるわけでしょう、役割が。ただ桑田選手が来た、何が来たって、教育委員会事務局教育部長、何か意味がありますか、何も意味ないでしょう。そうじゃなくして、もう具体的にやらなきゃだめなんだって、私、市長にも言っていますよ。ちょっと借金してもいいから具体的なもの、青森市に誘致できるものを何とかしてくださいと。こういうことで話ししています。

それで先般、わざわざ我々は政務調査費でもって、北海道の根室市あるいは釧路市、網走市も行ってきました。その地域地域でもって、天候まで見きわめて誘致している夏場の合宿だとかさまざまなことをやっています、皆さん。それも人口増加につながるわけでしょう。まして活性化につながるわけでしょう。幾ら土台が青森市だって、大きいからといって。やる気さえあればできるわけでしょう。そのため

に文化もスポーツも管理公社まであるわけでしょう。何やっていますか、今まで。再度、答弁。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、渋谷委員からお話があった部分で、スポーツをもって地域の活性化というお話かと思えます。それは私どもも大変同感でして、そういう意味では先ほども言ったとおり、まずはレベルを上げていくためにはジュニア層の育成が必要ですし、当然、指導者の方が来た場合には、就職先もなければいけませんので、それは教育だけではなくて、市として、全体としても、そういう形で考えていく必要があるかなと思っています。

施設的なものも、いろいろとこれまでも御指摘がありますけれども、それは先ほど言いましたように、今回のオリンピック、国体がありますので、そういうものを踏まえながら、とりあえず考え方とすれば同じ方向を向いていると思っています。ただ、歩みが遅いかもかもしれませんけれども少しずつそういう方向で向かって頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局教育部長、最初からそういう答弁であればいい。答弁が間違ってるんだよ。津軽の言葉で言えば、風呂敷を広げて私やりなさいと言うんでないの。小さい初心からの積み重ねなんだよ、これも。教育もそうでしょう、勉強もそうでしょう、スポーツだってそうなんです。これがやがては、県内に県外に——だから今、教育部長が答弁したそんな優秀な者を連れてくれば、また教育部長が言うように誰か彼かで面倒見なきやだめでしょう。私まだそこまでは言ってない。まだ青森市だって二十七、八万人の人口でしょ。その中にインターハイに行った方々、あるいは常時国体に出ている方々がいるわけでしょう。とりあえずはそういう方々をお願いしつつ、曜日曜日でもって確かめていただいて、まず最初に夢ある子どもたち、そういう方々を鍛錬、練習させる。ここからなんですよ、私が思うのは。

これまで余りにも、市は——また津軽の言葉で言いますけれども、おんぶにだっこなんだよ。教育部長、余りにもおんぶにだっこ。体育施設は何もないわけでしょう、何ありますか。あるのはカーリングでしょう。カーリングだって、教育部長、前回の市政のとき、再三にわたって言いました。あの立派なカーリングの施設を建てていただいて、現在どうですか。確かに頑張っている方は頑張っています。ある程度優秀で、せっかくにして日本はおろか世界にまでとどろかせたチーム青森、なくなっちゃったでしょう。俺何回も言ったはずですよ、新幹線の開通間際に。フラッグを立てるとかね。何もやらないでしょう。青森市は、昔からそんなにスポーツに対しては、個々は努力して結果を出しています。先ほどの青森山田高校の先生を初め出しています。でも、全体の盛り上がりには本当に市役所は欠けています。本当

に欠けている。例えば近隣の町村はどうですか、中里へ行ったって立派な陸上競技場——あの県内でも小さな村ですよ。言っちゃ末だけれども、所得番付びりから2番目だとか、鶴田町と張り合っていますよ。それでも立派な施設だってやっているんです、努力している。青森市を見なさい、何ありますか。何にもないと思いますよ、この国体でのアピール、オリンピックでの合宿所のアピール、何にもないでしょう。私は残念でならない、そういう観点からね。だから教育委員会一体となって、まずは下地からいろいろ検討しつつ、教育長をトップに何とか市長に物申していただいて、あるいは県にその役割も、我々議員も協力させていただいて、もうちょっと盛り上がった青森市にしましょうよ。

まずこの人口減少対策についても、総務部長には悪いけれども、うちほうはなっていないよ、全然。もうちょっと皆さんでもって食いとめるためにも、考えていかなければ。ましてやこの2800億円の——関係ないけれども、借金払っていけますか。私は払っていけないと思いますよ。人口の減少とともに所得が薄れて、所得を上げる人がいなくなっちゃうんだもん。出生だってそうでしょう。だから、私の質疑は底辺ではあるけれども、今から幾らかでも努力しなければ、私はだめだと思いますよ。そういうことでひとつ何とか御理解をいただいて教育部長、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。またの機会に、また質疑させていただく。以上。

次、市民病院。市民病院事務局長、あつという間に事務局長になったよな、大変だべ。私も、月に何回か検査にも行って、きのうも検査に行ってきました。私、市長でもあるまいし、覚えられてしまって、結構、私に陳情する看護師さんも非常に多いんですよ。だから私ども以上に、看護師さんは切実な願ひが、私はあるように思います。きのうも行ってきた眼科、今度は縮小するんだと。恐らく今、科1つなくなれば、3億円や4億円あるいは5億円売り上げも違うでしょう。今現在どうなんでしょうか、呼吸器内科がなくなってから何年たちますか。ましてや、ある程度優秀な先生方は、県に引っ張られていくあるいは八戸市に行く。開業するのはやむを得ないとしても、その辺もうちょっと考えるべきだなと。

今、改革プラン、協議会も立ち上げて進めていますよね。そういう中で、きのうもらった委員の名簿を見させていただいて、果たしてこの方々が市民病院のために、こうすることによって安定した市民病院になりますよと、事務局長、誰が喜ぶの。私は絶対反対だ。むしろ財界の方々だとか諸団体だとか、これらの方々を協議会のメンバーとしてやるんであったらいいけれども——ちょっとお口悪いけれども、医師会だとか県の医師会だとか、何するのか、改善のプランになるのか、真剣にやっただけなのか、こういう方々を入れて。ただつくればいいってもんじゃないんですよ、事務局長。あなたを怒っているんじゃないです。私はもっともっと、このプランを設計するに当たって、もうちょっと今言ったもろもろの団体だとか経済界の方々だめだったら、弘前大学に皆さんでもって陳情くらいに行くような体制づくりをしなきゃだめでしょう。どうするのこれ、この状態だったら。今、県病はお

いでおいでだよ、これ聞いていますよ。県と市の役割というのは違うんだから、市はあくまでも、我々多くの青森市民のためにある市民病院でしょう。県は違うんですよ、県内ですよ県内。科を1つつくることによって、私はもうけろとしゃべってるのではないんだよ。だから——言葉足らずで本当に悪いけれども、院長1人では何にもできっこないんだよ。市長そのものもプロじゃないんだから、できっこないの。この青森市の各般にわたった業務でしょう。だからここには、ある程度、独立行政法人でもつくっていただいて、専門の役割をやっていただかなければ、どうするのこれ、これから。五所川原市の議長は大の友達だから、何回か聞いておりますけれども、いやあなたのほうの病院は新しくなっていくなと、こういう話はするんです。何て返ってくると思いますか。かえって悪いと言うんだよ。先生方がいないと言うんだもの。弘前大学一直線に頼っている津軽の病院自体、私はもうここで考えるべきだと思います。こういう方々を入れて、議会と一緒に行動しますか、先生いなくなっただけ。やれっこないんだから、こんなもの。まして、もろもろの団体だとか経済界だとか一緒に行き、ある程度弘前大学のトップの方々を口説き落とさなければ来ないと思いますよ。だから前回も——お口ちょっと悪いけれども、もう既に——東北大学でもいいんです、東京医科歯科大学でもどこでもいいんです、ある程度考慮しなければ、私はそういう岐路に来ていると思います。

そこで、5年間の計画期間の中で、具体的に何をどのようにして描くのか。お願いします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 渋谷委員の改革プランの取り組みについての御質疑にお答えいたします。

先般策定いたしました青森市公立病院改革プラン 2016—2020 における経営改善に向けた主な取り組みにつきまして、市民病院においては、急性期病院としての医療機能を維持強化することで、地域の中核病院としての役割を果たしていくため、現在休診となっている診療科の再開に向けて、医師の派遣元である弘前大学に対し、引き続き医師派遣を要請していくとともに、ホームページ等を活用した医師採用の取り組みを継続実施していくこととしております。看護職員や医療技術職員につきましては、採用後も人材育成に努めるとともに、働きやすい環境づくりによって職員の定着を図る取り組みを進めていくこととしており、これらの取り組みをこれまで以上に強化して継続実施することにより、医師を初めとした医療従事者の確保対策に努めることとしております。

また、救急搬送患者の積極的・効率的な受け入れ体制の構築を行い、老朽化した医療機器の更新や、最新機器の導入を行うことで、高度医療提供体制を維持し、急性期機能の維持強化をすることとしております。さらには、地域連携の強化や接遇対策、情報発信の強化により、患者に選ばれる病院づくりを行い、患者数の増につなげ、医業収益の増に努めることとしております。

今後におきましては、これらの対策を協力に実施すること、また、必要に応じて適宜計画内容を見直しすることで、具体的な取り組みをさらに充実させるなど黒字化に向けた着実な実行により、経営改善を図ってまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 市民病院事務局長、あなたの答弁は私もよく理解する、いいと思う。でも、具体的に科目についてもあるいは医療体制、看護師さんについても、もう既に進めなければだめなんだよ。この間も誰か言ってたでしょう、なり手がいないとかね。今、話を聞いていれば、各個人的な医療機関においても、もう卵の学校にかかる費用まで負担しているんだな。だから全然違うんだよ、今までみたいには。そこからもう対策をやっているんだってよ、各個人の経営者も。よほどこの山を動かさなければ、何ぼ県都と言えども、私は市民の期待に応えるような医療活動はなかなかできないと思います。だから早期に、病院の改築だとかあるいは機械の面だとかこれらについても、もっともっと真剣に考えなければ——だから今のスタッフなんて、とんでもない話なんだよ、私にしゃべらせれば。言葉足らずだけれども、市民病院のことやってやりますか、やらないよ、これ。市長にも強くしゃべってくださいよ。（「言うこと聞かないんだ」と呼ぶ者あり）んだ、なかなか言うこと聞かないんだ、本当に。市民病院事務局長、あなたせっかく今来て、これからだもの、やりましょう、お互い。独立行政法人をつかって、それらの分野を専門にやっていただいて、そして部内でも給料の面だとか何の面だとか、ある程度面倒を見ていかなければ、いい医者は残りません。来ないよ。これが五所川原市のつがる総合病院なんかでも実態なんだもの、出てしまっているんだもの。それらについて、あなた方がいつも夕方から会議をやっているという話も聞いているし、もし何かあったら、きょうの渋谷の御意見も言っていただければなと要望させていただきます。

もう1つ行きます。次、憩いの牧場。これは担当誰でしたか、農林水産部長。これまでの教育委員会との連携プレイについて、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 渋谷委員の八甲田憩いの牧場の学校への周知についての御質疑にお答えいたします。

平成29年第1回定例会予算特別委員会におきまして、渋谷委員から「八甲田憩いの牧場について、利用促進を図るため市内の学校に施設の周知を図るべきではないか」との質疑があり、「学校が利用したいと思うような魅力ある体験メニューづくりなどを行いながら学校関係に対してより積極的に施設の周知と利用の呼びかけを行ってまいります」と答弁させていただいたところであります。

その後の対応といたしましては、学校における当該施設の利用促進に向け、教育委員会と協議を重ねてまいりましたが、その協議におきまして、まずは、当該施設を知ってもらうこととして、施設の概要をまとめたチラシを作成し、本年5月26日

に市内全小・中学校 64 校を対象に配布したところであります。

また、学校が学習を目的として校外の施設等を利用するに際して配慮する事項として、学習の目的がきちんと達成できる施設であること。児童・生徒の安全・健康管理ができること。荒天時への対応が可能であること。移動が容易なこと。トイレ、水道が完備されていること。大型バスなどの駐車場があることなどが確認されたことから、今後、これらの事項に配慮しながら学校にとって魅力ある体験メニューづくりを進めるとともに、体験メニューをまとめたチラシを作成し、各学校に配布することとしております。

市では、今後とも小・中学校における当該施設の利用促進を図るため、教育委員会と連携・協力しながら、課題の把握と解決に努めるほか、市民や市外の方にも広く利用いただけるよう施設の体験メニューの一層の充実と積極的なPRに努めてまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 農林水産部長ありがとうございます。

ちょっと話余談だけれども、あの憩いの牧場、73 町歩くらいで年間 60 万円くらいだったか、安いもんなんだな。それはいいけれども、やっぱり、あの金子ファームさんに子どもたちが行くことによって、牛だとか豚だとか馬でも何でもいいんです、あの周辺にある程度、見れるようなそういうもろもろを市から、農林水産部長からまたお願いをしてもらって、結構にぎわいのある、これからの憩いの場にしていただければなど。また、市でもって委託している、焼き肉だか何かの施設。あれも農林水産部長からもうちょっと注意して、人がいるのかいないのか、どうなのかわからない。家内と去年も 2 回くらい行ったけれども、何もそぶりも何もないんだ。あれは青森市でやるべきことじゃないよ。

あれはモヤヒルズに委託しているのか。それらもうちょっと——委託すればいいというものでないんだ。先ほど来から、長谷川委員も言っているとおり、餅は餅屋なんだよ。だめだってこんなこと。ただ穴埋めさせるために、そこに頼んで、別な業者に頼む、だめなんだってこんなこと。私も今後はこれらについては、厳しく、管理部門については質疑させていただきますよ。だめだ今の方向は。

ということで、花田委員長、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

水害解消対策について伺います。

油川字岡田 97 付近は、大雨のときに新城川から逆流してくることもあり、道路冠水に悩まされています。5 月 19 日、県土整備部河川砂防課に新城川のしゅんせつを定期的に行うよう住民の声を伝えたところ、しゅんせつは 2 カ年で行う計画とのこ

とと、逆流するようなら2カ所ある樋門を閉めるとの回答がありました。その際、県の担当課より、樋門を閉めると内水によって道路冠水などが起きることがあるので、その対応は市に求めてくださいと言われていました。

地域住民は抜本的な対策を求めています。油川字岡田地区の冠水の解消策を示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 館田委員の油川字岡田地区の水害解消対策についての御質疑にお答えいたします。

油川字岡田地区は、県管理河川新城川の左岸で、国道 280 号の南側に位置し、直近では平成 26 年 8 月 6 日に大雨の影響により道路の一部が冠水したところです。油川字岡田地区の冠水が発生する箇所につきましては、地盤の高さが周囲に比べて低い地形となっており、当該地区での降雨につきましては、地区の雨水排水先である東側の整備済みの水路から新城川へ流下しているところです。

当該地区の対応につきましては、事前の水路しゅんせつの実施や大雨の際に市職員によるパトロールにより、水路や側溝のゴミの撤去など排水機能の確保に努めてまいります。また、水路の流れ先であります新城川につきましては現在、県が継続してしゅんせつを行っており、当該地区に隣接する河川区域のしゅんせつについても引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 時間がないので再質疑しませんが、再び水害が起きることのないように、ぜひやっていただきたいと要望しておきますので、よろしく願います。

次は、青森市指定天然記念物について伺います。

六枚橋の国道 280 号沿いに天然記念物に指定されている樹齢約 500 年と言われている黒松が伸び放題となっているのを、地元の人たちは心配しています。天然記念物に指定した市としてどのように責任を果たしていくのかお伺いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 館田委員の青森市指定天然記念物についての御質疑にお答えいたします。

青森市指定文化財は、青森市文化財保護条例に基づき指定されておりますが、現在のところ有形文化財 21 件、史跡・天然記念物 11 件の計 33 件が指定されております。六枚橋地区に所在する黒松につきましては、昭和 42 年 6 月 26 日に天然記念物として指定されております。

天然記念物を含む市指定文化財の管理や修理は、青森市文化財保護条例の規定により、所有者または管理団体が管理することとなっており、当該黒松につきましては個人の所有であります。現在は黒松を守る会が管理しております。また、同条

例において、市指定文化財の管理または修理につき多額の経費を要し、所有者または管理団体がその負担にたえない場合、その他特別の事情がある場合には、市は、当該所有者または管理団体に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助できることとなっております。現在は文化財課においてその窓口を担当しておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○花田明仁委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 この松は大変由緒ある松で、松前藩の参勤交代のときに宿泊所を代々勤めていた赤平家に松前藩主が労をねぎらって、愛蔵の松の盆栽を贈呈したものを庭に植えて大きくなったもので、龍が天に上るようなそういう形になっていて、昇龍の松と呼ばれているそうです。ですけれども、長い間守られてきたこの松も、所有者が今現在、青森市にいないくて帰ってくる状態にないということだとか、黒松を守る会の人たちも 20 名くらいいたそうですが、高齢化になって 1 人 2 人と欠けていって、亡くなった会長にかわって黒松を守ってきた方も今、病気で動けないという状況にあります。

今、剪定がなかなか五、六年もされていなくて、このままでは雪の重みで枝が折れたり、木が弱るのではないかと地元の人たちは大変心配しておりますので、きちんと相談に乗って、市と地域の人たちの力で由緒ある黒松をぜひ守っていただきたいということと、そばを通ったら、このすばらしい松の姿に気がつくように説明板を前に出すとか、そういうような工夫をしていただけないかと私は思っているんですけれども、これも要望しておきますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○花田明仁委員長 ただいま教育委員会事務局教育部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 申しわけございません、先ほどの市の有形文化財と史跡の数ですけれども、合計 33 件と申し上げましたが、正しくは 32 件ですので、謹んでおわびし訂正させていただきたいと思ひます。

○花田明仁委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 次に移ります。

生活保護費の過払いを発生させないために、どのような対策を講じているのかお伺ひします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 館田委員の生活保護費の過誤支給を発生させないための対策についての御質疑にお答えいたします。

被保護者は、収入、支出その他の生計の状況等について変動があった場合は、生活保護法第 61 条の規定に基づき、速やかに福祉事務所に届け出なければならないことになっており、当該届け出があった場合、福祉事務所はその届け出内容に基づき、収入認定など保護費の変更処理を行うこととなります。また、事後に収入

が明らかとなるなどの事情により事務処理がおくれた場合には、発見月の前々月までさかのぼり変更処理を行うこととなりますが、それ以前の収入につきましては、同法第 63 条の規定に基づき、返還を求めることとなります。

本市におきましては、まずは生活保護開始時に、収入、支出その他の生計の状況等について変動があった場合は必ず届け出るように詳細に説明、指導するとともに、同法第 61 条に基づく確認書を提出していただいているところであり、被保護者から生計の状況等について変動の届け出があった場合には、速やかに保護費の変更処理を行っているところです。また、児童手当や児童扶養手当などの公的手当金につきましては、被保護者からの届け出がない場合においても、担当ケースワーカーが予測できるものもありますことから、訪問調査時に被保護者に対して、適宜、収入の有無についての確認を行うとともに、課内においてケース記録を速やかに回付し、情報共有を図ることで適時適切な収入認定を行うよう努めているところです。また、定例課内会議におきましても、各査察指導員に対し、各ケースワーカーの事務処理について進行管理の徹底を図るよう指示するとともに、他法他施策に係る各種研修の実施等を通じてケースワーカー及び査察指導員の資質向上に努めているところでもあります。

今後におきましても、生活保護法第 63 条に基づく返還金は、生活保護費からの返還を余儀なくされ、被保護者の生活が少なからず圧迫されることとなりますことから、適宜、必要な事務処理を速やかに行うとともに、被保護者と相談協議を丁寧にした上で返還額を決定するなど、適正な保護の実施に努めてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今、福祉部理事から確認書をとっているとか、相談協議をきちんとしていくとかというお話がありましたけれども、私のところに相談に来た A 子さんの場合で言えば、立て続けに説明されてよくわからなかったが、今説明したのでここにチェックを入れて、ここに名前を書いてくださいというふうに、その確認書のことを言っていました。A 子さんという方は、DV 被害者で 2 人の子どもを抱えて保護を申請した方なんですけど、離婚すると児童扶養手当がもらえるから早めに申請してくださいと担当者に言われたそうです。そのときに児童扶養手当や児童手当をもらったら申告してください、そうしなければその分返還を求められるということをきちんと説明することが必要だったと、私は思うんです。

しかし、児童扶養手当をもらえるようになったと話をしたのに、そのときも何も言われなかった、担当者が変わって、これまでのことをいろいろと聞かれたが、そのときも言われなかった。それでことしの 5 月になって突然、新しく担当になったという方から不正受給みたいと言われて、72 万円余になるので月 2 万円ぐらいずつ返還してもらわなければならないと言われ、何が何だかわからなかったと。児童扶養手当、保護費と両方もらって生活していた状態から、今度は保護費から差し引か

れて支給されることとなります。正常な額になるということなんですけれども、しかし本人にしてみれば少なくなった上に返還金が2万円ともなれば、パニック状態になるということは想像できるのではないのでしょうか。ほとんどのケースの場合は、既に生活費だとか養育費で使ってしまったというわけです。憲法で保障された最低限度の生活費より支給されていない中から返還することになるわけです。生活保護法第58条では、保護費の差し押さえを禁止していますから、保護費の中から返しなさいというのは、法の趣旨に照らして見たときどうでしょうか。

ですから、返還義務を定めた第63条の適用に当たっては、全額の返還を一律に義務づけるものではなく、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を阻害するものにならないよう配慮すべきだと思いますが、そのような対応をすべきだと私は思いますけれどもどうでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 館田委員の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたけれども、生活保護費の返還金の請求に当たりましては、まずはそういう返還金が生じないように、最初の段階できちんと被保護者の方にわかるように、理解していただけるようにきちんと丁寧に説明していくこと。また、そういう手続、申請があった際には速やかに手続を進めていくこと。また、公的手当金など、いわゆる市として予測が可能なものにつきましては、適宜その進行管理を図り確認をしていくこと。その際にはすべからず相談協議に対して、要は市民の立場に立って臨んでいくことを基本として行っております。

先ほど委員のほうから御紹介がありました件につきましては、私どもも意見としてきちんと受けとめなければならないものと考えております。

今後におきましては再度職員に対しまして、今言った4点についてきちんと実施できるよう、再度周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

ぜひそのようにしていただきたいと思います。最近の判例では損害の公平な分担という見地から、担当職員による過支給費用の全部または一部の負担の可否についての検討が必要だと。その検討を欠いたままで過支給した保護費全額の返還を一方的に義務づけた役所の処分は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くという判決が幾つか出されていますので、ぜひ教訓と受けとめて、先ほど福祉部理事がお話ししたように、世帯に応じた丁寧な説明と対応で過支給を発生させないように努めていただきたいと申し上げて、私の質疑を終わります。

○花田明仁委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時再開

○花田明仁委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から御報告いたします。奈良岡隆委員の質疑に対する答弁のため、梅田喜次農業委員会事務局長が出席いたしますのでお知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

質疑を続行いたします。次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。私からは簡単に 2 点ほど質疑させていただきたいと思っております。

現在の青森駅前の整備は、七、八年前に行ったわけですがけれども、そのときに青森駅前に自家用車を置くスペースを何とか確保できないのかという話になりましたけれども、結果的には青森駅前、いわゆる正面玄関付近に自家用車を置くというスペースができなかったんです。そのことを市民の皆さんからもいろいろ言われまして、何とかあの近辺に駐車場をつくるのができないのかと話がありまして、できたのが青森駅前駐車場、現在の駅の北側にある 20 台置けるスペースを持つ駐車場なんです。私も大変便利に使わせていただいております。30 分以内であれば無料、30 分から 1 時間までの間であれば、どんとはね上がって 300 円になるんです。それはやっぱり意味がありまして、300 円までどんと上げるんですけれども、その後は 30 分ごとに 150 円刻みで上がっていくという駐車場なんですけれども、最近、近くで働く方からさまざま御意見をいただきまして、ちょっと何とかならないものかなということでした。

それはこういうことなんです。自分たちは駐輪場と駐車場のちょうど中間の管理棟で仕事をしていると。あくまでも仕事の内容は駐輪場を確保するということなんですけれども、駐車場のほうからいろんな質問やら要望等が来るということです。それはどういうことかという、入ってすぐ左側にある縦列でとめることができるスペースの関係だとか、それから今、白線がこう引かれているんですけれども、その白線も現実には合わない白線になっていたり、あるいはその白線が消えかかったりしていることによって、あそこに入っていく乗用車の運転手が誤解するという状態も発生してきているわけです。

そのことによって、管理棟で働く社員の方々に、いやおかしいじゃないか、ここ何とかしてくれよという問い合わせ、苦情がきても、いや私は駐輪場の担当なんです、駐車場は私じゃないです、これは市ですから市のほうにどうぞとはなかなか言えないです。どんなことですかといろいろ聞きますけれども、その話がしょっちゅう来るんだと、市のほうに何とかしてもらいたいなと私に話が来まして、今回お伺いしたいと思うんです。

それは、今引かれている縦列駐車できるところの白線だとか、それから線路のほうに斜めに置けるスペースを確保しているところの白線、それから縦列に3台置けるとところに立っている立て看板、その辺のところをもう一つ工夫できないかと質問がきているんですが、その辺の認識について伺いたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員の青森駅前駐車場に対する問い合わせ要望についての御質疑にお答えいたします。

青森駅前駐車場の駐車台数は、一般の駐車用として16台、乗降専用として3台、身障者用として1台の計20台分の駐車スペースを有しております。

青森駅前駐車場に関する問い合わせ等について市で把握している内容としては、今、委員から御紹介があったように、1つには、駐車場内の白線が消えかかっている部分があり、駐車位置がわかりづらくなっていること。2つには、乗降専用スペースは、普通車3台のスペースを確保しているところですが、白線の区画表示がわかりづらく、軽自動車であれば4台から5台駐車できる状況となっているため、一般の駐車スペースにあきがあっても駐車場内へ入場した車両が最大20台に達すると、入りロゲートが満車表示となってゲートが開かなくなる状況が発生することなどの課題があるものと認識しているところです。

このことから、隣接する駐輪場の管理人へ問い合わせ、要望が寄せられないよう、まずは白線の表示方法を工夫するなど対応してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今、答弁をいただいたように、白線の関係やら標識を不都合なく表示できれば、私は要望や意見というのはほとんどなくなると思うんです。ですから、私は白線の引きかえやそれから表示板の表示の仕方、その辺のところをできるだけ早めに改善していただきたいと強く要望したいと思います。駐車場の関係は以上で終わります。

次は、アウガの新庁舎に伴う公共交通の関係なんです。

今、アウガの特別清算に向けてさまざま取り組みをしています。それで、本会議の一般質問でも現状のままでは、交通渋滞だとか駐車場の問題だとか、あるいはトイレの関係であるとか、バリアフリーの関係とかそういうさまざまな課題を抱えつつも、来年の1月にはアウガ庁舎がオープンするというような状況になっております。

アウガ庁舎をオープンしますと、職員が850人ぐらい常駐するという形になります。そして、市民の皆さんが100人入っていたとしても950人、1000人近い市民がアウガ庁舎の中に入るわけです。そうしますと、1000人も入っているビル、あるいは施設というのは青森市にはないです。アウガだけです。そうしますと、私、一般質問でも申し上げましたように、やっぱり中身もそうですし、周りの環境も大きく

変わってくるだろうと。それは交通の関係であったり、物流の関係であったり、あるいは食事の関係もそうですし、バスの運行の関係であるとかさまざまな課題が出てくると思うんです。

その中で今回取り上げたのは、油川方面からアウガ庁舎に来る際の市営バスの行路はどうなるのかなということ、ちょっと気になっているんです。油川地区からアウガ庁舎に通勤する職員の数がどのくらいあるのかということは、私は把握していません。ですけれども、間違いなく駅方面から通う職員の方、あるいはアウガ庁舎を使う市民の方がふえるわけです。これはもう間違いのないと思うんですけれども、そこでバスのダイヤです。これを見直しの必要が出てくるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 油川方面からアウガ庁舎へ向かう市営バスの状況についての御質疑にお答えいたします。

油川方面の方がアウガを訪れるためバスを利用するに当たりましては、最寄りのバス停としてアウガ前バス停のほか、徒歩によるアクセスが近い古川と青森駅西口のバス停が考えられますけれども、現在これら最寄りのバス停を経由する便として平日は45便を運行しております。

その内訳としては、最寄りのバス停がアウガ前となる便が18便、最寄りのバス停が古川となる便が27便で、この古川を経由する便のうち21便は青森駅西口バス停も利用できるようになっております。

また、土日・祝日でありますけれども、土日・祝日は合計で39便の運行となっております、その内訳として最寄りのバス停がアウガ前が18便、古川が21便でこの古川を経由する便のうち、青森駅西口も利用可能な便が18便となっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 答弁ありがとうございます。

私、先ほどバスダイヤを見直しする必要があると考えるがどうかと質疑したと思いましたが、それについては一切触れていないという——何と言ったらいいのか、私も次の質疑がなかなか出てこない。これは、封じ作戦と言いますか、ちょっとあれと思ったんですが、わかりました。

私もちょっと調べてみたんです。ダイヤがどのくらいどこを通るのか。そうしたら、油川方面からいわゆる野木和団地、それから後潟、そこから出発をして古川の跨線橋を渡るバス、これは先ほど話があったように45便です。そして、これは早朝から夜遅くまでと言いますか、午後9時過ぎまでありますので、市民の皆さんが市役所に行きたいときに乗る可能性がある時間帯を午前8時半から午後3時30分まで設定しました。それを調べてみました。

そうすると、その間に運転されるのは20本あります。その20本のうち、青森駅

まで回ってくる本数は7本です。残りの13本は、市役所前の停留所を通過して、東部営業所に行ったり市民病院に行ったり、それからしあわせプラザに行ったりしているわけです。ですから、全体の35%のダイヤが青森駅に行くということになるわけです。残りの65%は、全てこの市役所の停留所を通過ということになる。市役所前の停留所というのは、市役所の真ん前にありまして、非常に使い勝手がいいということなんです。

ですから、このままのダイヤで、もしアウガ庁舎がオープンするとすると、随分不便になったなというふうを感じる市民の方が多くなるのではないかと私は感じるんです。ですから、もう少しアウガ方面と言いますか、いわゆる昭和通りから新町に入って、新町を左折して駅方面というダイヤをもう少しふやしてもいいのではないかなと思うんです。

しかも、現在の時間帯を見てみますとどうなのかと言いますと、野木和団地を出てくる午前7時35分のダイヤがありますけれども、その後どう続くかということ午前7時35分、午前8時40分、午前10時35分、午前11時35分と1時間か1時間半のすきがあるんです。その間も運行しておりますけれども、それは先ほども申し上げましたように市役所の停留所を通過して、東部とかこっちに来ることになっているんです。ですから、時間的にもやっぱりもう少し考える必要があるのかなと思っています。

さらに、これに今度、市の職員が加わってくるわけです。バスでアウガ庁舎に、油川方面から何人の職員が乗ってくるのかは定かではありませんけれども、間違いなくふえてくるだろうと思っておりまして、私はできるだけ早めに実態に即した形でのダイヤをつくっていただきたいと思いますがいかがですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 先ほどの答弁に少し漏れがあったことをおわび申し上げます。再度の御質疑です。

青森駅前周辺のエリアにつきましては、本市の交通拠点として市営バスの必要便数について、現時点では十分確保されていると考えておりますので、直ちにアウガの庁舎移転にあわせたダイヤ改正を行う予定はありませんけれども、市役所窓口のアウガ移転後に周辺停留所を――アウガ前はもちろんですけれども、乗降状況等を検証して、必要に応じて今後のダイヤ改正に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

先ほど、アウガの庁舎前まで来なくても、最寄りの駐車場として古川、それから青森駅の西口というところもありますというお話ですけれども、私、これも実際行ってみました。古川でおりて、アウガの入り口まで400メートルあるんです。やっぱり年配の方にはちょっときついです。それから、駅の西口でおりてアウガに来ると

なったら、必ずと言っていいほどあすなろ橋を渡ります。あすなろ橋はちょっと年配の方にはきついですよ。そうでなければ、駅に140円の入場券を払って、駅の中に入って来るんだということになりますので、私は現実的ではないなと思っています。今、答弁がありましたように実態を見ながらできるだけ早くということでありますので、役所仕事だなど言われぬように、できるだけ早めに対策を講じていただきたいと思います。

ちなみに、今、油川のお話をしましたけれども西部営業所から来る新城方面も同じなんです。西部営業所から出て、古川の跨線橋を渡るバスは何本あるか。60本あるんです。そのうち午前9時から午後3時まで何本あるかということ、28本あるんです。28本のうち駅に入っていくのは何本か。10本です。これも先ほど油川からのパーセンテージは言いましたけれども、同じくほぼ35%です。その時間帯運行しているダイヤの35%になる。つまり、65%がこの市役所の停留所を通過して、東部営業所だとか市民病院だとかに行くということを見ると、油川方面からアウガ庁舎に来る人と、あるいは新城方面からバスに乗ってくる人はほぼ同じなんです。ですから、一言つけ加えたいんですけれども、油川のダイヤを見直しするときに、新城からの、いわゆる西部営業所からのダイヤも一緒に見直しをかけていただければありがたいと申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 平成29年度青森市一般会計補正予算、各特別会計補正予算についてお伺いいたします。

最初に、第8款土木費についてお伺いいたします。

除雪の出動については、現状、市の判断で行っておりますけれども、業者の判断により行ったほうが良いと思いますが、市の考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 赤木委員の除排雪の出動指令についての御質疑にお答えいたします。

業者の自主判断による除排雪につきましては、過去に実施していた際には、夜間の急な降雪や吹きだまりの解消など、地域の実情に応じ迅速に対応できる場合があるというメリットがありました一方で、工区ごとの出動と仕上がりにはばらつきが見られるといったデメリットがあり、見直しを迫られたところです。

このことから、見直しを行いました結果、除排雪の出動については、現在の市の指令を原則としているところであり、的確な指令が出せるよう、パトロールの強化も行ってきたところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

市も一生懸命対応されているんですけども、都市整備部理事も御存じだと思いますが、市が出動させるかさせないかを迷って、待機ということがあります。これは目に見えないんですけども、これが業者さんにとっては非常に重荷になります。いつ出るのか出ないのか、わからない。当然、待機ということがあれば、それなりの人を確保しなければいけないし、そういう対応を迫られるわけです。そういったところが、やはり非常につらい部分もあるので——人件費の高騰などもあるので、決して除雪はもうかる仕事ではないと思います。その辺を踏まえながら、おっしゃるとおり、市の判断で出すべきところは出さなければいけない。ただ、待機の部分をどうするかということが、まず課題として間違いなくあると思います。

あとは、やはり圧雪した上で取るというと、業者によっては非常につらい部分があるので、先に取りたいというところがあるんですよ。ところが、それをさせないとなると、やはり圧雪すると機械に圧もかかりますし、非常に業者も——圧雪したものをバックで引けばできるだろうということを行った方もいるそうです。それはあり得ない状況なんで、そういうことも踏まえて、やはり考えながら対応していただきたいということがあります。これについては強く言いませんけれども、うまく行政側と業者側も、また市民も納得するような方法——これは永遠の課題かもしれませんが、協力し合っていていただければと思います。

あと、やはり出し雪については、これは厳正な形できちっと対応してもらわないと困るということ。そこをもう1回、きちっと教育するというか、教育という言い方がよくなければ、きちんと啓発をしていくという形をとらなければ、本当に除雪をやる人がいなくなってしまう気がしますので、そこに対する対応をこれからもお願いしたいと思います。この項は、これで終わります。

次に、同じく土木費。

非常に青森市が汚いというお話を伺っております。汚いというのはどういうことかということ、ごみが落ちている、草がぼうぼうだ、枝は刈らない、これが実情。そういったことがあるので、その辺をいろいろ聞かれましたので、ちょっと確認の意味で質疑します。

道路や公園などの日常的な維持管理は、町並みをきれいにする上でも必要かつ重要と考えています。都市整備部としてどのような取り組みをしているのか、お示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 赤木委員の道路や公園などの日常的な維持管理についての御質疑にお答えいたします。

道路や公園などの日常的な維持管理といたしましては、道路に関しましては、道路側溝の整備、路面の清掃、舗装及び穴埋め補修、街路樹の剪定、中央分離帯や植樹ます等の草刈り、また、水路に関しましては、排水路の整備、泥上げや草刈り、都市公園や開発緑地に関しましては、清掃や草刈り、公園樹の剪定や薬剤散布を行っ

ているところですよ。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

こういった管理をされているわけですけども、この管理は、市に委託される道路がふえるとかささまざまな状況によって、年々ふえている状況にあると都市整備部からは伺っています。管理する場所がふえているのに、財政部門は一律なシーリングを求めるという状況がここ何年か続いているので、3回草を刈るところを2回にするとか、そのような対応で来たんだと思います。おかげで、青森市は汚いと言われるような町になってしまった。そういった状況にあらうかと思います。

そこで、財務部長にお伺いいたします。

水路、側溝、舗装整備、枝切り、草刈りの予算について重点配備すべきと思うが、考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在の市の財政状況ですが、地域の方などからの御要望の全てにお応えできるような環境ではないという状況です。そのような中で、当初の予算編成においては、一般財源ベースのシーリング方式による財源仮配分を実施しているところでありまして、限られた財源の中で、緊急度、重要度などを踏まえながら優先すべき事業を判断せざるを得ないという状況ですので、御理解をいただきたいと思います。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御理解をいただきたいということは、非常に苦しい答弁であるというように理解したいと思うんですけども、要は、一般質問で言いましたけれども、やはりめり張りのつけた予算が必要になる。当然、スクラップ・アンド・ビルド。当初予算でも、前年度やったものをやめたということで、これは市の行政側のスクラップという考え方で、そこに対して、議会側としては要望する部分はあるのかもしれないけれども、原則論は、やはりスクラップについてはきちっと認めていかなければいけない。

ただ、このところで、本当に町が汚いとかと言われるのが、非常に私はしゃくなんです。青森市の中で、草がぼうぼうだとか、枝が伸び放題だとか、汚いとか、道路にごみがいっぱい落ちている。そういうものは、管理する部分がふえているわけですから、そこについて一律のシーリングが本当にいいのか。やはり、めり張りをつけたシーリングで、ここは12%で、ここは8%にするとか、確かに大変かもしれませんが、そういうやり方をしなければいけない。しかも、このような細かい部分が、青森市の雇用も支えるわけですよ。ここをやはり考えてほしい。本当に、打ち上げ花火の一発のイベントはだめですけども、こういうきちっとしたもので、雇用を守れるようなところはきちっと守ってもらいたいということも、やはり

行政側の共通認識に立った上で対応していただきたい。これは強く要望して、この項は終わります。

それでは、次に、消防費について伺います。

昨年、糸魚川市において住宅密集地域での大火が発生したということは御存じのとおりだと思いますけれども、青森市における住宅密集地域での火災対策についてお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の青森市における住宅密集地域での火災対策についての御質疑にお答えいたします。

青森市内の住宅密集地域での火災が発生した場合には、青森地域広域事務組合消防本部火災出動計画に基づき、消防車両を増隊出動させるとともに、強風時等の火災が発生拡大しやすい気象通報を受信した場合には、さらに消防車両を増隊し、消防体制を強化しているところです。また、消防活動につきましては、消防本部消防計画に基づく住宅密集地域の火災活動要領及び強風時の火災活動要領により消火活動を行い、人命救助及び延焼拡大阻止に努めているところです。

なお、特異な気象等により火災が拡大し、消防本部の消防力で対応できないと判断した場合には、青森県消防相互応援協定に基づき県内消防本部へ応援を要請するとともに、その被害状況によっては、緊急消防援助隊の出動要請も考慮した応援体制を整えているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 消防長から御答弁いただきましたけれども、大火に関する対応はきちっとされていると。住宅密集地、異常気象等もあるので、今後それに対しての備えも憂いなくやっていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、これについては終わります。

続いて、総務費、商工費、土木費に関連してお伺ひしたいと思います。内容は、アウガの窓口機能についてです。

窓口機能のアウガへの移転に伴い、市役所の窓口で用件のある市民がアウガ駐車場や青森駅前公園地下駐車場を利用する場合、図書館などのアウガ館内やアウガ周辺を回遊することを想定し、駐車料金の免除時間を2時間とするべきと考えますが、市の考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ庁舎機能について、来庁者の駐車料金免除についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市役所本庁舎の駐車場を利用した場合は、市役所の窓口を利用された方につきましては1時間まで駐車料金を無料としており、駐車時間が1時間を越えた場合でも、市役所の窓口利用に要した時間については駐車料金を免除しているところ

です。

窓口機能のアウガ移転後の駐車料金につきましては、1階から4階までの市役所窓口を利用された方に対しましては、現在の市役所本庁舎と同様、1時間まで駐車料金を無料とし、1時間を超えた場合でも、市役所の窓口利用に要した時間の駐車料金を免除することを考えております。また、アウガ地下の市場や周辺の店舗等で買い物をされた場合も、購入額に応じて駐車場利用券を発券しており、市役所窓口を利用したことによる駐車料金免除と合わせて利用していただけるよう検討しているところです。

今後とも、市役所窓口に来庁された方の利便性を考慮しながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

検討していかれるということですので、これはよしとしたいんですけども、そもそもアウガの立ち位置だったことを考えて、市役所機能が入るからあの地域で人が来るということですので、それを地域の活性化にどう使えるかということを考えるのも、やはり行政の仕事だと思います。そのような中で、市民の利便性が向上できるような仕組みをつくっていただければと思います。ここはよろしく願いたいと思います。

同じく、アウガの機能についてちょっと確認します。現状、アウガ1階から4階までで、水を飲める環境——市役所に今、本庁舎では紙コップで飲む場所ありますけれども、あのような環境はどうなっているのか、教えてください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ1階から4階までの水を飲むことができる環境についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガ1階から4階までの間では、現在、3階のトイレ前に、足で踏んで水が出るタイプの水飲み機が1台設置されているところです。そのほか、1階エントランス部分のほか、2階から4階までの各階には、駐車場から館内への入り口付近に自動販売機が設置されているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 自動販売機は自動販売機としてですけども、やはり3階の水飲み場みたいなものは、できれば1階には欲しいと思います。当然、1階には窓口というか、市のお客さんがいっぱい来る形になりますので、そこはそうのようにしていただきたい。

そのことで、再度確認の質疑をしますけれども、当然、総合窓口が配置される1階には来庁者が多く来るので、その来庁者が利用できる水飲み機を設置すべきと思

うが、市の考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ1階への水飲み機の増設についてのお尋ねにお答えいたします。

赤木委員御指摘のとおり、アウガ1階には、総合窓口のほか障害者や高齢者に関係する課が配置されることになるなど、多くの市民の皆様が訪れることになるものと認識しております。このことから、市としては、アウガ1階への水飲み機の設置につきましては、現在アウガ3階に設置しているもの、もしくは現在本庁舎1階に設置しているものの有効活用も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 どうせつけるのであれば、できれば美しい形のものをつけてもらいたいなど。紙コップを置くようなものは余り好きじゃないので、できればアウガ3階のものでもいいし、しっかりとしたものをつけてもらいたいと。

ただ、今この時代、商業施設だったアウガを市の庁舎にするということで、当然、バリアフリーの部分の視点が非常に大事になると思います。例えば、お客さんで来られる方でも、車椅子で来られる方とか、いろいろな障害を持った方々が来られると思います。青森市としては、障害の条例もつくりましたので、そういったバリアフリーにも配慮しながら、水飲み機を設置していただければと思います。そこは、強く要望して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続いて、衛生費になるのかな、それについて。

市民のがん予防のため、鬱病をチェックできる「こころの体温計」のように、インターネット上でがんのリスクチェックができる「がん検診のすすめ」のサイトを市のホームページ上に開設していただきたいと思いますが、考えをお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤木委員のインターネット上のサイトについての御質疑にお答えいたします。

現在市では、市ホームページ上に、ただいま委員から御紹介ありました「こころの体温計」を開設しておりまして、同様に、インターネット上で自分で気軽に健康チェックができるさまざまなサイトがあることは承知しているところであります。

委員御提案の「がん検診のすすめ」のサイトにつきましては、まずはその内容等について研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

先ほど、予算特別委員会が休憩になって、昼に食事をしてニュースを見たら、小林麻央さんが乳がんで亡くなったというニュースをやっておりましてけれども、多

くの方が見られたと思います。がんは、成人病という形で、小さい子どもさんの小児がんも含めて、今は誰でもかかるような状況にあります。

そういった中で、この「がん検診のすすめ」というサイトは平塚市だったと思うんですけども、確認して自分でチェックができる。だから、これは僕は非常に大事な点だと思います。要は、お医者さんにかかるというよりも、自分で自分の健康を守るために、自分でチェックしていくということが出来る仕組みをつくっておくというのは、そうしたら、じゃあ自分でちょっと心配だから検診をもう1回受けてみようとか、そのようになって、平塚市の検診率は非常に上がったそうです。そういったことも踏まえて、これは本当にいい仕組みだと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

やはり、今は若い人も含めて、自分でインターネット、IT環境、特にスマートフォンもですが、そういうものを含めていろんなものをチェックできる、健康に対してチェックできるようなものができれば、それはもう、短命県返上にもつながっていくと私は思います。そこには、先ほどの鬱病対策の「こころの体温計」、さらには特定検診の勧めとか、子育てを応援するための虐待防止のもの。そして、私としては、今、青森市には高齢者が多いですから、認知症の簡易テスト。これも、前に予算特別委員会でお願ひしましたけれども、こういったものを積極的に取り入れていただきたい。いろいろハードな部分もあるんですけども、自分自身で、まず取っかかりでチェックしていくというくせをつけるための仕組みを、どうか市としてはつくっていただければと思います。

そして、今、再度お願ひをしておきたい。これは要望で終わりますけれども、せっかく、青森市の「こころの体温計」をインターネット上で入れてもらっています。そこで、他都市を見たら、もうスマートフォンでもできるようになっているんですね。それで、私は調べました。スマートフォンでやれるような状況で、これはお金がかかるのかということをお金に聞いてみたら、何かお金は余りかからないような状況ですので、ぜひそこは検討していただいて、スマートフォンで手軽に鬱病のチェックができるようなサイトの立ち上げを強く要望して、この項も終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本丸に入りたいと思います。教育費についてお伺ひいたします。

青森市内の小・中学校では、学校いじめ防止基本方針をつくっていますが、保護者や地域に対してどのように周知していくのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 赤木委員の学校いじめ防止基本方針の周知方法についての御質疑にお答えいたします。

いじめ防止等の取り組みを実効的に行うためには、各校においてその実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定し、家庭や地域を巻き込んだいじめ防止対策を講ずる必要があるものと考えております。

このことから、教職員、児童・生徒はもちろんのこと、家庭や地域に向けて学校いじめ防止基本方針を周知することは極めて重要であり、各学校では、保護者、地域住民が参加するPTA定例会や健全育成会議、学校評議員会議等を通して、当方針を配付、説明したり、学校だよりや学校ホームページ等を通して周知に努めているところです。

また、学校いじめ防止基本方針がより学校の実情に即して機能しているかを定期的に点検し、見直すことも重要であり、各学校では、学校評価等を用いて保護者、地域住民の意見等を集約し、改善を図っているところであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 教育長のお気持ちは十分わかりますので、このいじめ防止基本方針をせっかくだってつくっているということ、どう生かすかというのは今後につながると思います。要は、青森市で、現状で1人の人が自殺で亡くなったという実情を踏まえて、このいじめ防止基本方針をつくるということはどういうことか。それは、やはり親自身にいじめはだめだということを再認識させる。今までのさまざまな流れの中で、教育委員会が十分わかっている話です。これは、学校の先生の話ではなくて、やはり親、家庭までいじめは絶対だめなんだということをきちっと教えていくためには、この方針をどう理解していただいて、それを周知しながら、そして進行管理していくという仕組みをどうつくるかが大事になると思います。そうでなければ、いじめはこれくらいあってもいいよというようなことを言う親がいれば、子どもに、幾ら言ったっていじめはなくなる。それは、繰り返し繰り返し言い続けなければ、いじめはなくなる。私は、学校のいじめがなくなるのは、全て学校の先生のせいにはしたくないとは思わない。家庭を巻き込んで、地域を巻き込んでやってもらいたい。だから、このことは本当に大事な点だと思います。

この予算特別委員会、一般質問でも、いじめのことについてさまざまな議論が出ています。だけど、これは一定のところぐちゃぐちゃ言うのではなくて、やはり全体で考えなければいけない話です。そういう中で、この問題は、やはりどこかを切り口にしてということで、私が考えたのはこのいじめ防止基本方針です。それは、親もやはりかかわるのを、これからどういうところで変えるかということは——かかわっていかねばならない問題だと思うので、そこは強くやっていただきたい。それが、やはり青森市の子どもを守ることになると思いますので、ぜひ強く要望したいと思います。

その上で確認ですが、いじめに対する教育相談体制の強化を考えているようですが、それについてお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 相談体制についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、子どもの相談体制の強化につきましては、教育委員会で行っていることに

ついて先に説明させていただきます。

1つは、御承知のように「フレンドリーダイヤル743-3600」、これは午前9時から午前0時まで電話相談を受け付けているということです。現在、電話の状況を見てみますと、ほぼ4割は午後5時以降にかかっているということになっております。さらに、来室相談もありますが、来室相談も夜の9時まで延長いたしました。2つは、今回の事案に鑑みまして、スクールカウンセラーが早期に対応することでかなり心理的な負担は軽減できるんだということを我々は確信いたしましたので、スクールカウンセラーの今年度の派遣の人数を13人から16人にふやしまして、小学校は派遣校を8校ふやし、小・中学校合わせて39校にスクールカウンセラーが派遣されるということになっております。次に、3つ目といたしまして、相談カードそれからリーフレットを、これまでは一部の学年に渡していたところですが、これを全てに配付すると。それから、家庭にもリーフレットを配付し、いじめ防止の啓発を図るというような取り組みをとっております。

あと、学校におきましては、1つは面談、アンケート、そのようなものを通す中で、適宜呼び出し面接を行うというような取り組みが各学校で行われているところであります。さらに、特に長期休業明け前後一、二週間については、学校は重点的にアンケート、電話訪問、家庭訪問そして面談を通して、子どものささいな変化に気づくような取り組みを行っているところです。3つ目に、学校では、今年度からいじめ防止推進教師の研修会等という昨年度になかったものがふえておりまして、そういう中での情報発信がありますので、それを受けて、それらの担当者が学校に帰って、研修を充実させるというような取り組みを、今後してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 本当にさまざまな取り組みをやられるようですけれども、子どもたちのためにどうかよろしくお願ひしたいと思います。

ここは、あと最後に質疑しようと思ったんですが、要望にします。

先ほども言いましたけれども、青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例をつくりました。私は非常にすばらしい条例だと思うんですけれども、やはりこのことを踏まえて、これといじめ防止等をしっかりと関連づけて啓発していくことも私は大事だと思います。その辺については、教育委員会にお任せしますので、どうかしっかりと関連づけて対応していただくよう、心からお願ひを申し上げます。

それでは、教育について。

スポーツ広場に、人工芝が整備されます。これによって利用者が増加すると思いますが、熱中症対策としてウオータークーラーを設置すべきと思うが、考えをお示しくください。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 赤木委員のスポーツ広場へのウオータークーラーの設置についての御質疑にお答えいたします。

ウオータークーラーは、飲料水を冷やして供給する冷水機であり、簡単に冷水を補給できるため、熱中症対策の一つとしても利用されているものと認識しております。

現在、スポーツ広場におきましては、熱中症対策として、熱中症予防に関する掲示物や印刷物の配布などによる注意喚起、スポーツドリンクと水の提供、応急処置用の氷の準備を行っております。また、このほか、人工芝を整備する多目的グラウンドの周辺には、水飲み場や自動販売機が設置され、水分が補給できる環境にありますことから、ウオータークーラーの設置ということは、現在は考えていないところであります。

○**花田明仁委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** ウオータークーラーと一緒に冷たい答弁ですけれども、まあいいでしょう。

でも、これは今後考えるべきです。金があるとかないとかじゃなくて、やはり熱中症の中で一番効くのは即効薬ですから、しばらくスポーツ振興全体の中でも踏まえて、しっかりとやっていきたいと思うので、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

それでは、多分これが最後になると思います。

同じく教育費。これはもうずっと連続なんですけれども、学校の煙突アスベスト断熱材について、封じ込め工法で対応していますが、除去や囲い込み工法で対応すべきと思うが、考えをお示してください。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 煙突アスベスト断熱材対策における工法についての御質疑にお答えいたします。

石綿障害予防規則の一部を改正する省令が平成 26 年 6 月 1 日に施行され、煙突のアスベスト含有断熱材の規制の強化により、損傷や劣化などでアスベスト粉じんが飛散するおそれがある場合は、除去や封じ込め等の措置を講じなければならないとされたところです。

教育委員会では、煙突機能や劣化等の状況を考慮し、順次対策を実施してきており、平成 27 年度には 2 本の除去工事と 2 本の囲い込み工事を、平成 28 年度には 11 本の封じ込め工事と 2 本の囲い込み工事を実施し、現時点で、計 17 本の煙突について対策を完了しております。また、今年度は、9 本の煙突について封じ込め工事を実施する予定であります。

煙突アスベスト断熱材対策の工法の選択に当たりましては、除去工法や囲い込み工法も含めて比較し、選定しており、除去はアスベストを物理的に取り除き、囲い

込みはアスベストを密閉空間へ閉じ込めてしまうため、どちらの工法も安全性は高く有効な対策であると認識しており、教育委員会でも採用した経緯があります。

昨年度に実施し、今年度も実施予定である封じ込め工法につきましては、断熱材を処理剤で固めることでアスベスト繊維と粉じんの発生を基準値以下に抑えることができるなど、耐久性や安全性は確保されており、有効な工法であります。選定された封じ込め工法での実施に当たりましては、個々の煙突の状況やそれぞれの工法の安全性や経済性を考慮し、総合的に判断したものであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 札幌市に行ってきました。札幌市では、囲い込みまたは除去を行っています。封じ込めはやらない。なぜならば、前も言いましたけれども、煙突は北国において零下まで落ちる。コンクリートが零下まで落ちたり、300度C、400度Cまで上がるようになったとき、どういう状況かわからない。確かに、薬で変わるというけれども、本当に変わって、その進行管理をきちっとやっていくかといったら、やっていないです。形は目視だけです。目視でやっていて、本当にその粉じんが飛んでいるかどうかを測定できるんですか。ちょっと確認したいんですけれども、目視でできますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

目視では、当然粉じんは細かいので見えませんが、一応調査を行うことにしておりますので、そういう意味では、対策をとったものについては、もし異常があればまた対策を講じるということになるのかなと考えています。

○花田明仁委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 この質疑は、1回や2回でやっているわけではないので、対策はとると言っているけれども、具体的な対策は今何も出てこないじゃないですか。要は、子どもの命を金で換算してほしくない。公営住宅のアスベストの問題がNHKで取り上げられてからずっと出ていて、これも同じなんだよ。だから、そこを真面目にしっかり取り組んで、一番は金で考えるなということなんですよ。

これは、私は小野寺市政になる前からずっと言ってきたと思うんだけど、封じ込めというものは、確かに封じ込めて飛ばなくなる、基準値以下になる。でも、基準値以下になったって、粉じんが飛ばばそれを吸い込んで、6年間その学校で吸い込んでいれば、どうなるかわからないわけです。だから、そういうことまで考えて、ほかの都市は、囲い込みということで完全に密封するか、除去するかでやっている。青森市は、基準値以下だからいいのかという論調は、ちょっと違うんじゃないかと。ここは——気持ちにはわからなくもないよ。金がないからとすぐ言う人たちだから。だけど、そうではなくて、やはり先行投資する部分をどうするか、投資しない部分をどうするかということで、だからそこがスクラップ・アンド・ビルド

になるはずなんです。今はいいかもしれないけれども、将来の10年後、20年後に中皮腫が出てきたときになったら、その子どもたちのためにはどうなるんですか。そこまで考えた上で、ライフサイクルを考えて判断すべきなわけで、そういう目先のことだけの判断はやめてほしいということを何度言っても、同じ答弁しか来ない。これは、教育委員会事務局教育部長の立場では同じ形になるだろうけれども、本当に真剣に議論してほしい。安ければいいと飛びついてほしくないんです。何で、同じ——財政力が違うと言うかもしれないですけども、札幌市は、そういう囲い込みか除去にしている。青森市は、除去か囲い込みを前にやっていた。それをやめてきたというのはどういうことかといったら、やはり経済的なことしか考えられないじゃないですか。それは違う。その辺を本当に考えてほしい。

400度Cになったり零下になったりするコンクリートから出るものが、ほこりやアスベストが入っていないとは絶対に言い切れない。そこが、やはりちょっと違うと思う。もう1回、そこについてきちっと検証して、ただ発注すればいいという話じゃないし、安ければいいという話じゃないということだけは強く言いたい。しかも、その工法は、青森市初ではないとはいえ青森県内初です。青森県内の人たちでやれるところがあるんだから、ちゃんとそこをうまく使って、わざわざ東京の会社にやらせる必要なんか全然ない。やはり、そこまで判断した教育委員会の判断を私は求めたい。これは、今すぐここで答えが出る話ではないので、検証して行ってほしい。

今は目に見えないけれども、将来、本当にそれが原因かどうかはわからないけれども、教育委員会は中皮腫の原因にならないような最善の手を子どもたちのためにとるべきだと強く申し述べて、あと1分ぐらいしかないので、終わります。

○花田明仁委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 自民清風会、館山善也です。よろしくお願ひ申し上げます。

早速質疑に入らせていただきたいと思ひます。

第8款土木費第2項道路橋梁費、旭町地下道について質疑させていただきます。

日中、国道7号線から旭町道路に進入し旭町地下道を通過する際、地下道の入り口が暗く、運転するドライバーが対向車を確認しづらいという事実が発生しております。道路形状が片側一車線で狭く、分離帯も少ない右カーブで出口が目視確認できないことと、日中のため対向車がライトを点灯していないケースもあり、危険な場合が発生しております。道路照明の昼夜の点灯を増加するなど対策が必要と考えるが市の認識をお尋ねいたします。

続きまして、第10款教育費第6項保健体育費から、サンドームについて御質疑させていただきます。

ことし6月の補正予算において、スポーツ施設機能整備事業としてサンドームの冷暖房施設の更新が予算として計上されておりますが、その整備スケジュールについて御質疑させていただきます。また、同時に休館しなければならないのか、トレー

ニングルームとかが一定期間使えなくなることはあるのか、利用者についてどのような周知をしていくのか質疑したいと思いますが、この質疑に関しては21日、木下委員へ同様の質疑がありましたので、答弁が同じであればその旨を伝えて割愛していただいて結構であります。よろしく願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 館山委員の旭町地下道についての御質疑にお答えいたします。

旭町地下道の車道用の照明につきましては、平成7年度に全面改修され現在に至っており、時間帯や屋外の照度に応じて点灯する照明の数を自動調整する仕様となっております。地下道を北側から南側の大野方面へ向かう際には、屋外と地下道内の明るさの違いにより、地下道に進入した際に見えづらくなることがあることを承知しているところです。

委員お尋ねの対策についてであります。今後、昼間の時間帯に点灯する照明の数をふやすなど改善に向けて対応してまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 館山委員のサンドームの空調設備改修工事に関する御質疑でありますけれども、今回の予算特別委員会での木下委員への答弁内容と同じでありますので、御言葉に甘えて割愛させていただきます。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

サンドームについても利用者に不便がないように周知のほうをよろしくお願い申し上げます。

また、地下道については、今、どこのという声が聞こえてきていました。ちょうど国道7号から旭町通りに入りまして古川三丁目から大野方面に抜けていく地下道であります。どうしても昭和にできた地下道でありますので、車幅も狭く、下る際に意外と高速で、スピードが出ておりにいくところもありまして、日中はやはりトンネル内に入るところが暗くなりまして、また、先の出口が見えないような形状の右カーブになっておりますことから、ドライバーの方々から少し危険だなというところがありました。逆に曇りとか夜間のほうが明るさが調整できますので、そういったことが起きないということです。どうしても日中自動的に点灯する仕組みになっておりますので、今御答弁いただいたとおり、もう一度確認しまして、危険箇所防止のために努めていただくことを要望いたしたいと思っております。

続きまして、第10款教育費第2項小学校費から御質疑させていただきます。小学校への教材について、質疑させていただきたいと思っております。

きょうは、議会運営委員会で許可をいただいて資料として本を持ってきました。非常に珍しい本で、我が会派でこういうことを見つけるのが天才的な議員がおりま

して、この方からお預かりしてきました。題名が「ミラクルハッピーお仕事ずかんDX」というもので、表面がかわいい女の子の漫画がついておりまして、仕事についてわかりやすく表記しております。少しページを開きますと、どうして仕事をするのかとか、どうやって仕事を選ぶのかということを書いておりまして、意外と専門的な——私もこういう仕事があるんだなと思うようなことだったりとか、具体的ななり方、どういう大学を出てこういう仕事につけるんだよとか、着ている制服とか給料までがついておりました。また、実際に仕事についている方のコメントも載っておりまして、やりがいはどういうことで感じるんだろうかと、実は大変なところはどこなんですかということも書いておりまして、非常に受け入れやすいような形で書いておりました。

話は少しそれるんですが、ことしの2月ですので前期になるんですけれども、中学校の先生にお話を聞きまして、中学生が今なりたい仕事のアンケートをとったそうです。当時、私の時代は1位がやはり男の子はスポーツ選手。スポーツといいましてもほとんど野球になってくると思いますので、ここにいらっしゃる方は、ほぼそういう形ではないかなと思いました。いろいろアンケートを聞いた中で僕が2つ質問させていただきまして、その先生に聞いたときには、1つ目は先生になりたい方はありましたかと聞いたときに、やはり1クラス2名から3名ほど先生になりたいと。学校全体でも10名程度は先生を目指したいということでありました。今、中学校は専門教科式ですので、どの教科かは聞かなかったんですけれども、先生になりたいという生徒がいるということは、その先生はすばらしいですねということでも話しました。もう1つは、政治家を目指す生徒はおりますかと聞いたところ、その先生はにこやかに、ゼロですということでありました。なかなか政治家というのは受け入れられていないなと思いますし、私もその学校に出入りする一人として、特段、市議会議員とは名乗っておりませんが、まだまだ魅力ある仕事できていないなと反省するところでもあります。

この本の中にも政治家という項目がありまして、さまざま日本のリーダーとか地方のリーダー、給料面まで書いております。さまざまある中で、やはり子どもたちにもこの政治家ということを知っていただき、目指していただけるように自分も反省しながら進んでいきたいなと思うところでもあります。

そこで御質疑であります。各学校にキャリア教育推進のために図書を用意してはいるかがかと思しますので、ぜひこの本を入れてみたらどうかと思うところで質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 館山委員の小学校におけるキャリア教育推進のための図書整備への見解について御質疑にお答えいたします。

急激に変化する社会において、子どもたちに生き抜く力を育成するためには、キャリア教育の果たす役割は一層重要となっていており、その一環として小学校におい

ても、さまざまな職業に関心を持たせる学習が積極的に行われているところです。

このことから、各小学校の図書館には、子どもたちが職業について関心を持ち、発達の段階に応じて調べることができるよう、漫画的なものから資格取得に関するものまで図書資料が整備されております。また、県が県内100の仕事についている人の働く姿やインタビューを収録し、全小学校に配付したDVD「はたらく心」など視聴覚資料も整備されております。

学校図書館は、各校の実態において、図書を初めさまざまな資料を整備しておりますけれども、教育委員会としてはキャリア教育の重要性を鑑みて、その推進のための図書を整備することは大切であると考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

ぜひ検討していただいて、必要なときに順次お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第10款教育費、着衣泳について質疑する前に少し所見を述べさせていただきたいと思っております。

本委員会でも我が会派の渋谷委員もお話ありましたけれども、国体についてさまざま各議員とも質疑があるかと思っております。私も水泳のほうにかかわる一人としまして、屋内の50メートルプールで要望している一人であります。

また、市としては県にやはりお願いする立場ということは認識しておりますけれども、単に国体に向けての整備ということだけではなく、その後の使用が市に大きく影響するような施設の建設を要望していただきたいなと思っております。当然ながら、お願いする立場の市としてもある程度、殊にプールに関しても多少の知識は持っていたいただきたい。その上で提案していただきたいというところであります。よい影響を与える施設とはどういうものかと言いますと、やはり中途半端な施設ですと例えばサッカー場でも結局規格が変わってJ1が来れなくなったとか、J2も来れなくなったとかいろいろと聞きますので、そこは僕は専門家ではありませんが、そういった施設にはやはり一流のものに来てもらいたいと思っております。

殊に水泳競技と言いましても幅広くありまして、皆さんが見る水泳の泳ぎを見るのは競泳というところで、また球を使ってやりとりするのが水球。また、10メートルの高さから飛ぶ競技は飛び込みというのがあります。名前が今変わろうとしておりますがシンクロナイズドスイミング、またオープンウォーターという形で遠泳する競技があります。実際にこの5つの中でも水泳の競泳と水球とシンクロナイズドスイミングは工夫をすれば、同じプールで演技が可能であります。通常、水泳の方に聞きますと、プールの深さがどれくらい必要ですかと聞くと2メートルと答えると思うんです。ただ、シンクロ競技は3メートル必要でありまして、深いところでは3メートル30センチメートルの施設もあるようです。

実は、泳ぐほうでも水深が2メートルと3メートルのプールで泳ぐと、3メートルのプールのほうが高速になりまして、高速レースができるということで、同じ選手が2メートルで泳ぐよりも3メートルで泳いだほうがタイムが出るというデータが出ております。残念ながら、東北の中では、3メートルの水深の競泳プールはありません。僕は、選手たちがいい環境で泳ぐことによって、そこで優勝することも大事ですけれども、自分の持つタイムにやはり非常に執着があると思うんです。タイムは常に自分で背負ってついて回るものがあります。

東日本大震災の翌年に大学の東北大会がありまして、通常は仙台市で行うはずだったのが、環境が悪く結果的に青森市安田のプールで大学の大会が行われました。このとき来た大学生の選手が800名を超しているんです。それで、青森市の選手、弘前市の選手は帰りますけれども、それに同行している選手、保護者や選手の関係の方々を含めると1000人程度が青森市に来て、当然そこには飲食を伴うものも生まれると。まさにスポーツツーリズムの原点だと僕は考えております。

今言っている中で、国体に向けて整備するのは必要であります、一流の施設をつくることにより各方面から大会をしっかりと誘致できる環境が整うと私は考えているんです。それによって、市としても潤いがあるわけですから、そういうことを認識しながら県にも働きかけてもらいたいなど。単に、国体のために施設が必要だということではなく、その後の市の財産にもなるということを考えて、ぜひとも提案していただきたいなど要望させていただきたいと思っております。

同時に、これから質疑する着衣泳の部分でもあるんですが、その屋内の50メートルプールが市内に建設されますと、今使っている安田の50メートルプールに関しては、今後管理しないような話も現段階では聞いております。単に、使い捨てるのではなく、あのプールを利活用してほしいということも考えております。プールには2種類ありまして、1つの水を循環してろ過して使うタイプと温泉のように水をためて、水をふやして行ってオーバーフローしたものは捨てていくというタイプがあるのですが、あの安田のプールはそういう温泉のような形で水をためて、ろ過をしないで水を捨てていくような形になっているんです。そうなれば、あそこのプールもそこそこ深いんですけれども、例えば今、小学生に対応できるように水深を浅くした中で全校ができるような着衣泳を行うことになれば、施設管理者が嫌う衣類に関しての汚れとか、特にろ過タイプのプールを管理する人が一番嫌うのは、ポケットに入っているティッシュ。これがあると皆さんも洗濯のときに怒られた経験があると思います。非常に泣かされるということでそういったことがもし仮にあったとしても、あの水はもう捨ててしまう水ですので、そういう環境ができるということもありますので、県の持ちものではありませんが、市としてもそういったことを踏まえてもらいたいなど。できたら私は——ちょっと話も飛びますが福祉関係、高齢者のほうのウォーキングなどにもああいうのが使えるような形があれば、利用価値が上がるのかなと思いますので、ぜひともその辺を2つ要望させていただきた

いと思います。

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。第10款教育費に関連して、着衣泳について御質疑させていただきたいと思います。

昨年、平成28年第2回定例会予算特別委員会にて、小学校の水泳授業に着衣泳の授業を取り入れてはと質疑させていただきました。成田教育長からは、実施に係る諸条件が整う学校から実施していくと非常に前向きな御答弁をいただきました。

そこで、現段階での小学校における着衣泳に向けた実施状況の進捗状況をお示しください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 館山委員の小学校における着衣泳の取り組みの進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

本市は、海に面しており、川や湖、ため池や沼などが多く、水難事故が発生し得る箇所が子どもたちの生活圏内に点在していることなどから、着衣泳を体験させることは、水の事故から子どもの命を守る上で有効であると考えております。

教育委員会では、指導に当たる小・中学校の教員が無理なく円滑に着衣泳の授業に取り組めるよう、昨年12月から小・中学校の教職員と教育委員会事務局職員が、着衣泳の授業実施に向けた意見交換のための会議を計4回開催し、本年3月、着衣泳の授業における安全指導のためのガイドラインを作成し、全ての小・中学校に配付いたしました。さらに、この6月には、全ての小学校を対象に着衣泳の研修講座を実施し、実技指導に加えて、安全に配慮した指導計画の作成、緊急時の対応などについて確認したところであります。

教育委員会では、各学校が着衣泳の授業を安全かつ円滑に実施するためには、専門的な指導力を持つ実技指導協力者を活用することが有効であると考えており、着衣泳の授業の時期を前に、関係団体との連絡調整を行っているところであります。

教育委員会では、今年度プール設置校において着衣泳の授業に取り組むこととしており、次年度以降は、プール未設置校においても、公共のプール施設や近隣校のプールを利用して着衣泳の授業に取り組めるよう努めてまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

ぜひ応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点ほど、ちょっと注意していただきたいなということを申し上げたいと思います。この着衣泳は小学校の児童に指導していきますと、小学生の児童は非常にのみ込みも早いというか、非常に真っすぐであります。しかし反面、過信してしまって着衣泳が全て自分に身についたと思うこともあるかと思っておりますので、着衣泳の授業を受けたからといって過信せずに、例えば着衣のまま、遊びで水やどこかに飛び込んでしまったりとか、そういった事故がないように努めていただきたいと思っております。

通常、人を救える泳力——泳ぐ力というのは、500メートルほど泳げない者は人を救えないと言われているそうです。意外とそういうところの基準がわからず、溺れてたりするとどんどん助けに入るといって、逆に二次被害になるケースもありますので、この部分は常に先生方にも認識を持っていただきたいなど。聞くと、教員試験の中にも、50メートルですが2種類の泳ぎを使うということを知っていますが、実際その程度であれば、人を救えるほどの力はないと思います。非常に、子どもであってもしがみつかれると大分力が強いので、注意してもらいたいと思います。

また、先ほどもお話ししました。やはりプールの管理者の理解がないと、この着衣泳は進んでいかないと思います。管理者の方にお聞きしますと、特設ポケットの中にあるティッシュが紛れると、これはもう本当に泣かされてしまうところがありますから、これは絶対にないようにしていただきたいと思います。

また、これも僕はちょっと認識が浅かったんですが、日本赤十字社の方からお聞きしますと、実際に着衣泳でプールが汚れるのかと聞いたら、今の洋服はそれほど汚れるようなものはないですよ。通常に洗剤を使わず水で1回洗濯をしてもらう程度で、そういうことはほとんどないんですということでありました。例えば、各センターだったりプール管理者の方にも、そのあたりを理解していただけるような形の何か材料とか実際のデータ、数値でもいいと思うんですが、何か汚れるという認識が高いようですので、昔のような状態ではないということをお伝えしたいと思います。

また最後に、6月6日の着衣泳の研修講座に私も一緒に参加させていただきました。関係各所の方々、またスポーツ青い森グループの江良さん、教育委員会指導課の大友さんや主査兼指導主事の長尾信先生にも大変お世話になりました。そのときの印象では、各45校の先生方、非常に楽しく授業を受けていました。僕の認識では、プールはどうしても競技性があるので、つらい思い出しか余りないんですけれども、非常に楽しい講座を受けていたなど。こういう先生方であれば、自分の楽しさを子どもたちにもしっかりと伝えられるのではないかなと安心したところです。

一方で、やはり緊張しなければいけないのは、水ですので、やはり事故等には絶対気をつけていただきたいんです。先ほど言ったガイドラインをつくっていただきました中に、近年発生した小学生の水難事故例が記載されております。一例を読み上げますと、平成26年度、体育の授業中にプールで25メートルをクロールで泳いでいたところ、急に意識不明となり、プールに浮かんでいる状態となった。すぐにプールサイドに救助し意識確認、119番通報、気道確保、胸部圧迫、人工呼吸、AEDの措置等を行って心肺蘇生法を行い、救急隊員が到着するまで行ったが、病院で治療を受けるが数日後死亡したという例が載っておりました。やはり授業をする際に、私もこれを見て、非常に緊張感が高まるなどと思いますので、できましたら各学校の先生方、授業を受ける際には、ここはやはり注目して、常に慢心を抱かず授業

に臨んでいただきたいなと思うところです。

また、このスポーツ青い森グループの江良さんの発想が非常に上手で、2時間半程度の授業の最後に先生方皆さん並んで、これで終わりというときに、事前に子どもと同じ大きさの身長120センチメートル程度の人形を水中に沈めておいているんですね。それで、改めて各班——1班から5班程度まで分けてやるんですが、その上がって終わりだと言って気が緩んだときに、ここで子どもの数が1人足りないことを想定して探しなさいという指示を出しました。やはり訓練を受けた先生方でも、その当日の部分であっても、皆さんうまく行動ができなかったように見えました。プールの一番遠いところから飛び込んで探す人もいたり、ただその場に立ちすくむ方もいらっしゃいます。一番手際がいい方でも、やはりぎりぎりまでプールサイドを走ってきまして目視で確認したときに飛び込むという姿勢がなかなかできなかったようであります。

そういったところで、やはりプールの事故は絶対にあってはならないですし、そういったことの意識は常に持っていただきたいということです。ぜひともこの着衣泳の小学校の諸条件が全て整い、青森市内の全児童・生徒が着衣泳を理解、習得し、青森市の子どもたちの水難事故がなくなることを願って、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 新政無所属の会の奈良岡隆です。3点ほどお聞きしたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、たばこ対策についてお聞きします。

一般質問で禁煙対策についてお聞きしましたが、くだらない質問だと言われたことは非常に残念でなりません。

そして、たばこ対策にたばこの害から市民の健康を守るために、真剣に、まじめに取り組んでいる皆さんから禁煙活動に対する暴言と感じたとの声をいただきました。まことに申しわけないという気持ちでいっぱいあります。

たばこ対策は、非常に大切に重要な施策だと私は思っていますので、改めてお聞きしたいと思います。事業所としての市役所は、職員にどのような禁煙指導を行っているのかお尋ねいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職員の禁煙対策の取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

市では、職員の健康を確保することは、仕事の能率や市民サービスの向上を図る上で大切なことであるとの認識から、生活習慣の見直しなど職員が自身の健康管理を実践するため、新採用職員や中堅職員等の職員研修において、心と体の健康管理についてのカリキュラムを設定し、その中では禁煙について取り上げているところ

あります。

また、市保健所や市町村職員共済組合が実施しております禁煙をテーマにした事業への職員の参加を呼びかけているほか、職場健診時の保健指導や健康相談におきまして、人事課に配属しております保健師が禁煙相談を行っているところでもあります。そのほか、禁煙と健康について考えるきっかけとして、5月31日の世界禁煙デーにあわせまして、終日、市役所敷地内の全面禁煙を実施したところでもあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

喫煙行為は嗜好ではなく、その7割はニコチン依存症という病気であると言われています。だからこそ、ニコチン依存症の治療に保険適用があるということだと思います。

実を言うと県のほうが、この禁煙指導というか受動喫煙防止については大変進んでいまして、昨年、平成28年の12月16日付で条例をつくっています。御存じだと思いますけれども、その中で受動喫煙の防止として、「公共的施設等における受動喫煙防止のための配慮」ということで、「受動喫煙を防止するため、当該公共的施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。」とか「事業場における受動喫煙防止のための配慮」という、そういうことを条例の中で定めています。

それで、少しお尋ねしたいんですけれども、これ7年ほど前なので、平成22年なのでちょっと古いんですけれども、日本禁煙学会雑誌というのがあります。その中で、青森県内の市町村の公共施設の喫煙対策状況が載っています。その中で青森市の場合は——深浦町が1番なんですけれども、青森市が県内で20番目、八戸市、弘前市よりもおこなっているということになっています。

それで公立学校ですけれども、公立学校は全て敷地内禁煙。公共施設は、青森市の場合、敷地内禁煙が20、建物内禁煙が31、施設内分煙が45、分煙対策なしというのが55あるんですけれども、現在は分煙対策がない施設というのは、幾らあるのか教えていただけますでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

奈良岡委員お手持ちの資料と私の手元の資料、若干出どころが違うと思うんですけれども、私が手元にある資料として、平成29年、ことし6月時点での市庁舎及び市所管施設の状況、受動喫煙防止対策実施状況として、全体209カ所あるうちの完全禁煙が206施設です。完全分煙が2施設、不完全分煙が1施設、対策なしがゼロという資料が手元にあります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 随分そういう面では、青森市でも進んでいると思います。一般質問でも聞きましたが、特に総務部長に聞いたわけではないんですけども、総務部長みずから吸われているけれども、今後やめるように努力するということを答えられておられました。ぜひ率先垂範して、大変でしょうけれども頑張って職員の皆さんに禁煙を勧めていただけるようお願いして、これは終わります。

次に、青森駅の周辺整備についてお聞きします。

委員長のお許しを得て、パネルを使って少しお尋ねしたいと思いますが、これは見えますでしょうか。

〔奈良岡隆委員、パネルを提示〕

委員の方には見えないので申しわけないんですけども御容赦いただいて、これは青森駅前の北側の部分を拡大したものです。青森駅の東口、でこちらのほうが西口、これが青森のベイブリッジです。それで、これが緑に色をつけたんですけどもプラットホームです。それで、これが県でつくった東西の歩道橋です、黒く塗り潰していますけれども。それで、青森県でつくっている臨海道路がこの赤く色をつけているところです。東側がおよそこの部分まで、西側がこのベイブリッジの下を少し行ったところくらいまでだと思えるんですけども、この県の計画ではこれがずっとこういうふうにして通すということになっています。

それで、この青森駅の北側部分について、一般質問でもこの臨海道路、現在開通しているところの道路を生かした形で、東西市街地を結ぶ踏切を設置できないのかということをお尋ねしましたけれども、改めて踏切を設置できないものかどうかお尋ねします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 奈良岡委員から御質疑のありました青森駅北側の東西アクセス道路を踏切として整備することについてお答えいたします。

一般質問でもお答えいたしましたとおり、東西アクセス道路につきましては、県の青森港港湾計画におきまして、港湾と背後地との円滑な交通を確保するための臨港道路の一つとして、臨港道路西船線（1）が位置づけられており、これまでも港湾管理者である県に対して、重点事業として早期実現を要望してきたところです。

御質疑のありました現在の道路をつなぐための踏切整備についてですけれども、JR東日本によりますと、安全管理上、踏切の新設は認められないとのことでありますため、現時点では、位置を変えたとしても踏切として整備することは難しいものと考えているところです。

市といたしましては、東西アクセス道路の重要性は認識しておりますことから、今後も、県、JR東日本等に働きかけてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 JR東日本としては新設は認めないという御答弁でした。

私、何度もこの東西アクセス道路の設置を求めてきましたけれども、今まで同じ

ような答弁で、踏切をつくってほしいということについては随分お金がかかるという話をしました。JR東日本のほうにそういう市のほうで要望をしたけれども、JR東日本では新設は認めないというような答弁をずっといただいています。ということはJR東日本に、市としては東西アクセス道路をつくりたい、踏切をつくりたいという要望は出しているということによろしいのでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、東西アクセス道路につきましては、県の港湾計画において県が整備する臨港道路ということで位置づけられているものですので、要望といたしましては、県に対して重点事業として早期実現を要望してきているというところであります。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると、県には要望しているけれどもJR東日本には要望していないということですか、踏切も含めて。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、県の道路ということですので重点事業要望という形では県に対して要望していますけれども、さまざまな場面で、現在ですと青森駅自由通路の整備等でJR東日本と協議をする場面もありますので、要望という形ではありませんけれども、そういった打ち合わせの機会等を利用いたしまして現況について確認はしているものであります。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、確認ということでしたけれども、要望はしていないということですか。もう一度お答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

要望というのはどのように捉えるかということもありますけれども、口頭でそういった打ち合わせの機会にお願いをするということもありますけれども、先ほど申し上げましたような重点事業のような書面での要望ということでは、県に対して要望しているということでもあります。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 非常に不本意な答弁なんですけれどもね。要望ということはどういうことと捉えるかという話をされましたけれども、そうすれば我々が、理事者の方にこうこう、こういう要望をしますと一般質問でも予算特別委員会でもお願いした場合、普通に我々はこういうのをつくってほしいとか、こういうふうにしてほしいと要望しているんですけれども、あなた方はそういうふうには受け取っていないこともあるということですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の東西アクセス道路につきましては、県の港湾計画において位置づけられている、県が整備するという事になっている道路でありますので、しっかりと県に対して御要望しているということでもあります。当然、県におきましてはそういった御回答をいただく際には、J R 東日本とも確認、協議、要望いただいで、御回答いただいているものというふうに認識をしております。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば以前、踏切についても要望しましたけれども、踏切というのはJ R 東日本が1 番関係することだと思っていたんですけども、J R 東日本には要望していないで県に要望したということですか。J R 東日本には要望していないということでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県に対しましては、書面を通じて要望しているところですがけれども、まずは県を通じて要望するという事で、J R 東日本に対しては、先ほども申し上げましたとおり、打ち合わせ等の場を利用して御確認はしているところですがけれども、県に対して要望しているのと同じような形で要望しているものではありません。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この臨海道路は踏切を使わないじゃないですか。これを見ればわかりますけれども、ずっと外を通す計画ですよ。私は以前、踏切をつくってほしいという要望を出したんですよ。それについて、J R 東日本のほうに要望として市のほうとして聞いたら、J R 東日本では新設しないという答えだったと。踏切に関しては、県は関係ないじゃないですか。もう一度お答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県の港湾計画に位置づけられております臨港道路西船線（1）についてでありますけれども、こちらは現在の引き込み線がなくなったという想定で計画をされておりますけれども、現在の引き込み線をそのまま存置した場合に同じ箇所を整備するという事になれば、当然、踏切として整備をすることになりますので、それは県に対しましても、踏切での整備はどうかということも含めて要望しているところがあります。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば踏切についても、県に要望したということですよ、J R 東日本ではなくて。そういう答弁ですよ。もう一度確認のためにお聞きします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

書面での重点事業要望ということにつきましては、県に対して要望しています。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要望という話は、書面だけで要望していると私言っていないわけでしょう。口頭でも要望になるわけでしょう。ですから今の話だと書面については要望していない、じゃ口頭でJ R東日本にお願いしたのかと聞いているんですよ。青森市として、J R東日本に対して踏切の設置を要望しているのかどうか。

この東西道路、鉄道による東西の分断、その解消というのは、青森市にとって長年の念願ですよ。ずっと青森市にとって、東西の分断、南北の分断を解消するというのが市民の願いだったわけですよ。それについて私ずっと質問してきましたよ。それでJ R東日本については要望しているけれども、難しいという今までの答弁だったんですよ。ところが今の都市整備部長の答弁だと違うじゃないですか。要望していないんでしょう。要望していなければいいですよ。もう1回、要望しているのかどうか、そこをきちんと教えてください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

J R東日本に対して口頭でもお願いをしていないのかという御質疑ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、打ち合わせ等の場を利用してJ R東日本に対しては、口頭ではお願いをしているというところであります。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 お願いしていると最初から言ってもらえればこんなに時間はかからなかったんですよ。お願いしていると言わなかったでしょう、さっきは。ちょっと実を言うと、この後いろいろと質疑したかったんですけども、私、時間がないもので、せっかく農業委員会の事務局長が来られているので質疑しないわけにいかないの、この件はこれで終わります。また次の一般質問等でお聞きしたいと思えます。

それでは、農業委員についてお聞きしますけれども、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割の分担を教えてくださいませんか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○梅田喜次農業委員会事務局長 奈良岡委員の御質疑にお答えいたします。

まず、農業委員につきましては、これまでの法令業務、いわゆる農地法等に関する権利業務の許認可、そして農地転用に関する県への意見具申等が中心となります。また、農地利用最適化推進委員につきましては、主に現場を担当する委員でありまして、農地の利用の最適化、具体的には農地利用の担い手への集積、そして農地解消等の現場活動を担当する役割を担うこととなります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この後、条例をつくって農業委員、農地利用最適化推進委員の候

補者選考委員会の委員を決めて、その後決めることになると思いますけれども、やはりこの委員の選出に当たっては選考の透明なプロセス、選定する仕組みが私は大事だと思っていますので、ぜひ選定に当たっては透明なプロセスを、その仕組みをつくって選任していただきたいということで、ちょっと私の持ち時間は過ぎましたけれども、これで終わりたいと思います。

○花田明仁委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 20 分からといたします。

午後 2 時 47 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○花田明仁委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。

きょうは 3 点について質疑いたします。

まずは、1 点目はサンドームの改修計画でありますけれども、これは一般会計補正予算第 10 款教育費第 6 項保健体育費第 2 目体育施設費に関連をして、サンドームの改修計画ということでお伺いしたいと思います。

おとといの本委員会における木下委員、それからきょうも館山委員でしたか、質疑がありましたけれども、このたびの修繕の内容あるいはスケジュールについては了解いたしました。エアコン式にするということで、ことしの秋復旧ということで、基本的に今回の修繕については了解いたしました。

その上で 1 点だけ質疑いたします。施設の予防保全ということで、まず老朽化対策として将来にわたる改修計画がまずあるかどうか伺いたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 竹山委員のサンドームの改修計画の策定についての御質疑にお答えいたします。

サンドームは開館から 25 年が経過し、ここ数年施設の老朽化に伴い、主練習場の陥没や照明灯の不点灯、暖房温水配管からの漏水といった、大規模な改修を要する施設のふぐあいが発生しており、その際、施設の一部を使用中止にするなどの措置を余儀なくされ、利用者の皆様に御迷惑をおかけしたところであります。このような状況において、サンドームの老朽化に対応するため、施設の予防保全の観点から、計画的に改修等を実施することの必要性は十分認識しているところであります。

現在のところ改修計画の策定には至っておりませんが、今後におきまして

は、適切に施設の状況把握を行いながら、利用者の皆様に御迷惑をおかけすることのないよう、施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 教育委員会事務局教育部長ありがとうございました。

きょうも実は数名の委員からこのことだけではなくて、計画的な改修あるいは修繕を行うべきではないかと、立てるべきではないかと。その上で突発的な対応、緊急的な対応には、当然対策を講じていかなければいけないということになるんだと思います。まあ、厳しい財政でありますので、なかなか計画を立てたととしても、そのとおりいかないということは予想されますけれども、やはり数十年単位の計画をしっかりと立てておかないとなかなか長持ちしないということと、そのことによって多額の費用が発生する、計画的に修繕をしていればそれほどのお金がかからないということもあるわけですから、これからということになるのかもしれませんが、特にファシリティーマネジメントの中でも位置づけをしながら、ぜひ対応をしていただきたいということを要望いたします。

この項はもう1つ。他のスポーツ施設も含めて、現段階では改修計画というのではないということが多分いいんだろうと思いますけれども、お願いいたします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。改修計画、体育施設等、他の施設も含めてというお話がありました。

教育委員会では、学校施設につきましては、非常に施設も多くて、また多額の財政負担を伴いますので、今、お話がありましたファシリティーマネジメントの考え方で計画はつくっております。

体育施設は、当然、先ほど言いましたように老朽化も進んできている部分がありますので、そういう意味では基本的な考え方は予防保全ですとか長寿命化ですか。そういうようなファシリティーマネジメントの考え方はありますけれども、一応これまでも議会でも答弁しましたが、スポーツ体育施設等につきましては、今後のいろんな国体等イベント等があることを踏まえながら、やはりスポーツ促進という視点での考え方で戦略的な改修等をしていくというふうに考えておりますので、そういう範囲の中でちょっと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。いずれにしても、きょうは青森市全体のファシリティーマネジメントについてはお聞きはしませんけれども、ぜひ全体を考えた上で、行政の維持継続ということの中でしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

2点目は、アウガの庁舎への総合窓口移転について、これもこれまで数名の議員

あるいは委員の方から質問をされていることでもありますけれども、再度お伺いしたいと思います。

アウガ周辺の道路の関係であります。混雑が予想されますけれども、これまでの答弁であれば、まずは1月に移転をしてから周りの状況を考えた上で関係者と連携をとって対応するというお話でありました。私はやっぱり混雑が予想されるのにその時点で事を始めるということはちょっと遅いのではないかと。全ての部分までいなくても関係者との連携を含めて、あらかじめ対策を行うべきだと思いますけれども、その辺についての市の見解を求めます。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 竹山委員から御質疑のありましたアウガ周辺道路の交通対策についてお答えいたします。

アウガ移転後の総合窓口などには、1日当たり1300台程度の自動車での来庁が見込まれるところです。また青森商工会議所が旧サンフレンドビルへ移転した場合の自動車での来所は、1日当たり最大でも160台程度と見込まれ、これらを合計すると1460台程度となります。これに対しまして、アウガ周辺である新町通りの自動車交通量は、昭和63年の平日12時間当たり1万6145台から、平成27年度は半分以下の7054台に減少してきている状況でありまして、交通への大きな影響は生じないものと考えております。

しかしながら、総合窓口などを利用される市民の皆様に、より円滑に御来庁いただけるよう、公共交通機関の利用をPRする、あおもりレール・バスライドキャンペーンを行うほか、県警と連携した交通対策の実施、さらには駐車場の利用方法について周知するなど、これらにつきましては委員御指摘のとおり、あらかじめ対策を講じてまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

答弁はそういう答弁になるんだろうなと思っていましたけれども、最後に連携については、あらかじめとると。それから交通量は昭和63年をピークに現在は半分以下になっていると。ただし、あの辺の道路の状況も実は昭和63年当時とは変わっているということですから、やはりそういうことなども含めて考えていただいて、あけてみたらこんなはずじゃなかったということのないように、事前の連携はしっかりとっていただきたいと思います。

以上です。

3点目は、駒込ダム。市の事業ではありませんけれども、最近特に集中豪雨、ゲリラ豪雨で一気に川の水かさが増す。そして、そのことによって堤防を溢水するという被害がここ数年多発しております。そういう意味で、市の事業ではありませんけれども、駒込ダムの進捗状況それからスケジュールについてお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 竹山委員の駒込ダムの進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

駒込ダムは、青森市街地を貫流する堤川水系駒込川の上流部に、洪水調節、河川環境の保全及び発電を目的として、県が建設を進めている多目的ダムであります。

駒込ダムは、昭和 57 年度に国の補助事業として採択され、これまでに地質調査やダム設計などを行い、平成 14 年度からは工事用道路の建設工事に着手しているところです。平成 28 年度末時点での事業費ベースの進捗率につきましては約 22% になっており、来年度以降ダム本体の建設工事に着手する予定とのことです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

平成 14 年度から工事用道路の建設工事に着手した。そして来年度以降、ダムの本体建設工事に着手するという事です。

この種の事業というのは、計画から完了までというと 20 年あるいはちょっとすると 25 年、30 年という工事になります。ただ、地球温暖化の影響があるのかどうかというのは、科学的なデータ等に基づいた検証はなされておられませんけれども、最近の状況を見ると、雨の降り方というのは異常です。それが何か年々数が多くなっている、あるいはあちこちで災害が発生しているという状況を考えると、一刻も早く整備してもらいたいという気持ちはあるんですけども、そうもいきませんでしようから、とりあえず今年の台風 10 号の際の状況をここで少し確認したいと思います。

駒込字桐ノ沢地区で、堤防を溢水して被害が出ましたけれども、桐ノ沢地区より下流の 2 つの地点で、河川の水位をはかっているはずで。そのときの水位を教えてください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

駒込字桐ノ沢地区より下流には、南桜川——これは具体的には青い森鉄道の鉄橋付近ですが、この南桜川と甲田橋の水位観測所があります。この 2 地点での水位観測につきましては、河川管理者であります県に確認したところ、昨年 8 月 30 日の台風第 10 号通過時に、南桜川の水位観測所で 3.6 メートル、甲田橋の水位観測所で 2.2 メートルであったとのことです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 3.6 メートル、そして 2.2 メートルという話がありました。その地点で、堤防天端——堤防の一番高いところから河川の水面までは、実際はどのぐらい余裕があったんでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

こちらについても県に確認したところ、堤防の天端から水面までの余裕高につきましては、南桜川及び甲田橋両観測所において、どちらも約 1.7 メートルであったとのことです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 実は当日の夜、付近の住民からちょっと不安の声が寄せられましたので、私、夜中見に行きました。今の都市整備部理事の話だと、天端から 1.7 メートルの余裕があったという話でしたけれども、私は、見た限りの感想ですけれども、あふれるんでないかと思われるような水量でありました。1.7 メートルもあったかなという感覚を持ちましたけれども、特に命、それから市民の安全・安心ということを考えて、駒込ダムだけではないですけれども、ぜひ建設事業を急いでほしいなと思っておりましたら、何か先般、県はこのダムの建設事業の完成時期を 5 年間延長するというふうな記事が出ていました。これは命と安全・安心にかかわるものなので、ぜひ青森市から、1 年でも早くこの事業が完成するように強く働きかけをしていただきたいと思います。そして、きのうの新聞でしたか、国土交通省で中小河川にも避難の行動計画の作成を求めるということで、これまでもタイムラインの関係については、何人もの委員の皆さんから話が出ております。ぜひタイムラインの作成も含めて、お願いして終わります。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 自民清風会、木戸喜美男でございます。

2 点質疑させていただきます。今年度から新たに立ち上げた地域企業新ビジネス挑戦支援助成金の制度の概要をお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 木戸委員の地域企業新ビジネス挑戦支援事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

この助成金制度は、中小企業者等による新たな事業展開及び新たに創業しようとする方、いわゆる新ビジネスへのチャレンジャーに対しまして、産学官の連携により、初期投資に関する経費を支援するためのものであります。

まず、当該助成金の対象者についてであります。1 つに新事業型助成といたしまして、市内に本社を有する法人格のある中小企業者等であって、地域金融機関から融資を受けて既存事業とは異なる新たな事業を展開する方。2 つに、創業型助成といたしまして、地域金融機関から融資を受けて、市内で法人格のある中小企業者等として創業する方を対象としております。

対象経費及び対象事業費についてであります。研究・開発費、機械装置等購入費などの初期投資に関する経費を対象といたしまして、事業費の限度額は、1000 万

円以内としております。

次に、助成率についてであります。新事業型助成は、原則、対象事業費の3分の1、創業型助成につきましては、原則、対象事業費の2分の1といたしておりますが、本市の地域資源を活用する場合、あるいは障害のある方を2人以上雇用する場合などの割り増し条件に該当する場合には、それぞれ助成率を引き上げることとしております。

助成金交付までの流れについては、助成金の申請期限を来月31日までとしており、その後、提出書類を審査した上、産学金で構成いたします新ビジネス有識者会議からの御意見を伺った後に、交付決定を行うこととしております。

また、助成金の交付を決定した事業のうち地域への波及効果が極めて大きい事業など特に奨励すべき事業については、事業者からイベント等の場で事業内容を発表していただいたり、市が表彰するといった機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁どうもありがとうございました。

まず、申請受け付け期間が平成29年6月1日から7月31日までということでありました。また内容として、新事業型助成として助成率3分の1以内とか、また創業型助成として助成率2分の1以内とか、さまざまな条件があります。よって相談などいろいろ来られる方は、初めてなものですから、ボタンのかけ違いのないように、ぜひ相手の立場になってしっかり説明をお願いいたします。

再質疑として、助成金の交付決定はおおむねいつごろになるのかお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 助成金の交付決定の時期についての再質疑であります。

先ほど申し上げましたように、本助成金の申請期間は今月の1日から来月31日までとなっております。申請受け付け後、提出書類の審査を行いました上で、先ほど申し上げた新ビジネス有識者会議からの御意見を踏まえまして交付決定を行うこととしておりますので、本助成金の交付決定の時期は手続が順調に進めば、9月上旬ころが想定されるところであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

まあ、ことしの9月までをめどにということであります。相談そのものがあつたり、また実質実になるものもあるかと思うし、またこういったものは皆さんの努力があつて初めて実になるものと思います。

先ほども言うておりますが、官民金ですか、3つ。そういったものが一緒になって1つの事業を展開していくものに助成、交付させていただけるということであり

ますので、ぜひこれからも力を合わせて頑張っていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に、地域のプロスポーツクラブ等交流連携事業についてお知らせください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 木戸委員の地域のプロスポーツクラブ等交流連携事業についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、今年度から国内トップレベルの競技力を誇る地域のプロスポーツクラブ等と連携し、本市の小・中学生がトップアスリートと交流する機会を提供することにより、子どもたちのスポーツへの関心や参加意欲を高めることを目的に、地域のプロスポーツ等交流連携事業を実施することといたしました。事業内容といたしましては、小・中学校 10 校程度に青森ワッツ及びラインメール青森の選手が訪問し、体育の授業を利用したサッカー、バスケットボール教室、夢を実現するための目標設定等をテーマとした講演、部活動における指導などを行うこととしております。

本事業の取り組み状況であります。第 1 回目として、5 月にラインメール青森の選手が青森市立西中学校の全校生徒を対象に実技を交えた講演を行い、好評を得たところであります。

今後もプロスポーツチームの学校訪問を実施し、生徒と選手との交流を深めることにより、子どもたちにスポーツの楽しさや、夢を持ちそれに向かってチャレンジすることの大切さを伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 どうもありがとうございます。

本市では、小・中学校のトップアスリートと交流するという機会をまず提供しながら、そして、小学校あるいは中学校のそれぞれのスケジュール——行事のスケジュールがありますよね。そういった中にまた挟めて、うまくこう、そういったラインメール青森の方々が学校のほうに出向いて、また、全校の生徒を相手にしていろいろ講演したり、そういった機会を設けているということで、私、つゆ知らず、ああ、大変いいことをやっているんだなと思いました。

実は、私の孫も水泳をやっているんで、「じいじ、泳ぎ方教えるか」とかって言われるんですが、私は意外と、泳ぎは金づちなものですから、「いやいや、じっちゃんはいいや」という話っこをしながら、朝飯を食べている状況です。

よって、こういったトップアスリートの方々とまず交流を持ちながら、そして、子どもが関心を持って、スポーツにまず参加していく。そして、芽生えて、得意な分野を発揮していく。そういったものをこれからぜひ——この事業も新しい事業ですので、ぜひ皆さん——ほとんど大変な事業だと思います。手始めにやるというのは、いろんなことは言われますが、そういうことにめげず、ぜひ子どもたちがスポー

ツに参加して、そして将来いい選手になっていけるようお願いをして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○花田明仁委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 新政無所属の会の丸野達夫でございます。

持ち時間が7分しかないので、早速質疑させていただきます。

パサージュ広場で実施している商業ベンチャー支援事業の概要とこれまでの実績についてお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 パサージュ広場の事業概要とこれまでの実績についての御質疑にお答えいたします。

市では、中心市街地において開業する商業者を育成するため、起業意欲のある者へ低い開業資金で一定期間商売を実践できる環境の提供と経営指導等を行います商業ベンチャー支援事業を、平成12年度からパサージュ広場において実施してきております。

本事業につきましては、中心商店街の実情に精通するとともに、当該地域における経営ノウハウが必要であることから、地元商店主や商店街振興組合などにより設立されました有限会社PMOに業務を委託し運営されているところです。

これまでの実績につきましては、平成29年5月現在ですが、パサージュ広場に73名が出店し、このうち20名が中心市街地を含む市内で開業しているところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

73人のうち20人が中心市街地等で開業しているということなので、実績としてはそこそこあるのかなと思います。

その実績を踏まえて、アウガへの市役所窓口機能の移転や青森商工会議所の駅前移転など、中心市街地への来街者の増加が予想される中、今後のパサージュ広場の運営についてどのように考えているのかお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今後のパサージュ広場の運営についての御質疑にお答えいたします。

商業ベンチャー支援事業につきましては、将来本市の中心市街地で起業しようとする商業者の育成に一定の効果を上げてきたものと認識しておりますが、一方で、社会情勢の変化等によりまして、業種の偏りや一部出店者の固定化などが生じている状況です。

パサージュ広場が整備されている青森駅周辺地区は、商業を初めとするさまざまな業種が交わる場であり、都市の顔として魅力発信により、多くの人々を引きつけ

る場でもあることから、今後はビジネスを起業し雇用を生み、さらには新たな産業を育成するスタートアップの場としての潜在力を生かしていく必要があるものと認識しております。

本事業につきましては、若者等のチャレンジを支援する先駆的な取り組みと認識しております。青森駅周辺地区におけるにぎわいの創出に向けたスタートアップの場として、より魅力のあるパサージュ広場の運営に向けたブラッシュアップの方策等を、青森商工会議所や周辺の商店街等の関係団体と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

聞き取りの段階でも、詳細は言いませんけれども、パサージュ広場でいろんな今問題が起きていたり、うわさになっていることについて職員はよくわかっていて、改善に向けて対応してくれているので、そのことでよろしいかと思えます。

ただ、今、経済部長の答弁にあったように、業種の偏りや一部出店者の固定化が生じているということをおっしゃるので、それについて対策していただければいいのかなと思っております。これ以上の再質疑はないので、意見だけ述べさせていただきます。

パサージュ広場、実は2年ぐらい前に、私の知人でボア人の方が来たときに非常にがっかりしておりました。それは、従来のパサージュをイメージして、全く違うものだということががっかりしたんですが、パサージュ広場の概要というリーフレットがあるんですけども、その中でもパサージュのイメージを先導的に、モデル的に示しながらやっていくんだというふうに書いているんですが、パサージュという役割を、PMOの人も設計者の方もわかっていたのかわかっていないかわからないですけども、多分余りよく知らなかったのかなという感じがしています。やっぱりどうしてもパリなんかにあるパサージュですと、10カ所くらいあるんでしょうけれども、そこに行くとき文化的なものを背景とした店が多いです。やっぱりそこには、その町が持つ独特のものを配置していかないと、にぎわいというのは創成していけないのかなと私も考えております。例えば雑貨ですとかショコラティエ、アクセサリー、カフェ、レストランなどがあったり、やっぱりアーティストや職人、デザイナーなどのクリエイターが集まるところを創出して、にぎわいというものをつくっているはずなんです。そんな中、ボア人の彼がやっぱりがっかりしたというのは、青森らしさだったり、そのアイデンティティーというものを全くパサージュ広場から感じなかったと。だったらこれは、ただの屋台村とまではいかないでしょうけれども、そういう感じで捉えられたんだと思うんです。せっかくパサージュという名前を冠しているのであれば、もちろん起業意欲のある人たちに低い開業資金でチャレンジすることを目指すというのものもあるんでしょうけれども、人が集ってにぎわう

というところもやっぱりつくっていただきたいなと思います。

先ほど斎藤委員が、今、外国人の来訪者もふえているんだということを言ったように、やっぱり外国船が来たときにカフェみたいないところがないんだと、朝からコーヒーを飲めるところもないという話を一番よく聞きますので、そういう対応をしていただければと思います。

以上です。

最後に、通学区域再編に係る平成 28 年度の取り組み状況及び今後の取り組みについてお示してください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 丸野委員の学校の統廃合に関する質疑にお答えいたします。

学校統廃合に向けた通学区域再編につきましては、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきたところです。

平成 28 年度の取り組み状況につきましては、複式学級を有する小学校が 8 校ありましたことから、これら小学校の保護者や地元住民と教育環境に係る話し合いを計 14 回行ったところです。

教育委員会といたしましては、今年度も複式学級を有する小学校が 8 校ありますことから、引き続き関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 頑張ってください、期待しておりますので。時間がないので終わります。

○花田明仁委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。残り時間が 21 分ですので、よろしくお願いたします。

初めに、平和事業についてお尋ねしたいと思います。

平和首長会議は、都市相互の緊密な連携を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起する取り組みなどを推進し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、広島市及び長崎市が中心となり 1982 年に設立した機構です。1991 年に国連経済社会理事会の NGO に登録されています。現在 162 の国、地域から 7355 の都市が加盟しており、その人口は、世界の総人口の 7 分の 1 に当たる 10 億人に及んでいます。日本では、2017 年、ことし 6 月 1 日現在、1671 都市、加盟率 97.2%が加盟しています。

日本非核宣言自治体協議会は、核兵器廃絶を求める内容の決議を行った自治体が連携し、戦争の惨状や平和のとうとさを伝える事業を実施するなど、核兵器廃絶と

恒久平和の実現を広く呼びかけています。会員自治体が単独では取り組みにくい平和事業も、より多くの自治体が連携することでさらに実効性のあるものになるよう関連事業を行っています。ことし6月2日現在、会員数は、1県189市7区111町17村、計325自治体となっています。事務局は長崎市にあります。

青森市は、旧浪岡町で昭和61年、1986年9月19日、非核・平和のまち宣言、旧青森市では、平成2年、1990年7月28日、平和都市宣言を行いました。そして、平和団体等への支援を行ってきました。鹿内市長が誕生し、平成21年、2009年9月、平和首長会議に加盟し、平成25年、2013年4月には、日本非核宣言自治体協議会に加盟し、平和事業をこれまで以上に拡大し平和行政を進めてきました。

小野寺市長が平和大使の廃止を打ち出したことに、大きな憤りと失望を感じましたが、それだけにとどまらず、平和首長会議と日本非核宣言自治体協議会を脱退していたと聞きました。

確認します。これは事実か。その理由は何か。お答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 平和事業についてのお尋ねにお答えいたします。平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会の脱退についてのお尋ねでした。

本市が両団体に加盟した経緯等ですけれども、平和首長会議につきましては、昭和57年6月にニューヨーク国連本部におきまして広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画を提唱したものです。その後、昭和61年11月に広島・長崎両市長が、世界各国の首長宛てに核兵器廃絶の賛同を求め、これに同調した首長により構成されているものです。本市におきましては、平成21年9月に前鹿内市長が加盟を決定したものです。

また、日本非核宣言自治体協議会につきましては、昭和59年8月に広島県の府中町で設立されまして、核兵器廃絶を求める内容の決議を行った自治体が連携し、核兵器廃絶と恒久平和の実現を広く呼びかけている団体であります。本市におきましては、平成24年11月に青森市で開催されました中核市サミットの際に、前鹿内市長と長崎市長との直接の会話を契機に加盟したものです。

本市の平和事業につきましては、平成26年度までは、両団体への加盟のほか、戦没者慰霊祭の開催及び平和啓発活動を行っている団体に対する支援を行っていたものです。その後、戦後70年の節目の年であります平成27年度には、平和大使派遣に係る分を拡充し、青森市平和の日条例制定後の平成28年度には、平和の日を周知するための事業を拡充したところ です。

これらのことから、平成29年度当初予算編成におきまして、平和事業全体の見直しを行う中で、新たに市長が就任されたことも踏まえまして、両団体への加盟につきましては一旦見直すべきと判断し、両団体に対し脱退届を提出したところ です。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 なぜこの2つの団体をやめたのかという理由が非常に不透明だと思います。なぜ平和事業全体の見直しが必要だと思われたのか、鹿内市長が誕生して平和事業に取り組んできてその評価がどうだったのか、それとのかかわりでこの事業の見直しがこうこう必要なのだとなったのか、その辺について御説明していただきたいと思います。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。両団体の脱退の理由ということでした。

先ほど申し上げましたとおり、平成26年度までの平和事業に加えて、平成27年度、平成28年度に事業としては拡充しております。それを踏まえて平成29年度の当初予算の編成時におきまして、平和事業全体の見直しの中で、新たに市長が就任されたことをも踏まえまして、両団体への加盟については一旦見直すべきと判断したところです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 全くその理由がわかりません。

これはいつ脱退の届けを出したのか、それぞれの日にちはわかりますか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 脱退の日付に関するお尋ねです。

両団体とも本年3月21日付で提出しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 違うんじゃないですか。平和首長会議はことしの5月に脱退しておりませんか。日本非核宣言自治体協議会のほうは3月だと思いましたが、いかがでしょうか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

答弁を準備するに当たりまして、私の認識としては両団体とも3月21日付と認識しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 これは事実確認していただきたいと思います。

その前に、脱退届の理由については書面で送ったと思いますけれども、それには何と書かれて届けたのかお答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

脱退届のいわゆる書面での届けにどのような脱退の理由を記載したかということ

につきまして、手元に書類の現物がありませんので、確認した上で御答弁させていただきます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 私が日本非核宣言自治体協議会の事務局に問い合わせしたところ、たしか3月11日と私記憶しておりましたが、これには財政事情により脱退すると書かれてあったと事務局から聞いております。いかがですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

私の先ほどの答弁の3月21日というのは、今年度、平成29年度当初予算のいわゆる予算特別委員会が終わったタイミングです。私の理解としては、平成29年度当初予算の内容として両団体の会費が含まれていないという当初予算の内容でしたので、それが予算特別委員会が終わったというタイミングで3月21日の日付で脱退届を提出したと理解しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この2つの団体の年会費、負担金がそれぞれ幾らであったのかお答えください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。それぞれの団体の年会費に係るお尋ねであります。

日本非核宣言自治体協議会の年会費については、6万円。平和首長会議の年会費については2000円。ただし、日本非核宣言自治体協議会の加盟団体については、この2000円については免除になるものです。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この6万円を財政事情だと言ってその理由を説明するというのは、あんまりではないか。1カ月5000円だよ。また、今、答弁があったように日本非核宣言自治体協議会に入っていれば、平和首長会議の2000円は免除されるようになっていたわけでしょう。多分、私が聞いている平和首長会議の脱会が年度を越えて、新しい年度になって5月になったのは、3月には6万円を削ったんだと思います。多分、今まで6万円しか払ってないんだもの。ところが日本非核宣言自治体協議会のほうを脱退したら、今度は平和首長会議の会費を支払う義務が生じた。そこで請求が来たんじゃないですか。それで5月に平和首長会議はやめたと私は理解しています。

いずれにしても、この6万円を財政事情という形で届けるというのは、いかななものかと思いますがどうですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどの脱退届の書面が手元にまいりましたので、整理のために一度御答弁させていただきます。

平和首長会議の脱退届については、平成 29 年 3 月 31 日付で脱退させていただきたく届け出いたしますということを 3 月 21 日付で提出しております。一方、日本非核宣言自治体協議会については、これは退会届の受理書でありますけれども、本年 3 月 23 日付にて貴職から本年 3 月 31 日をもって当会会員を退会する旨の届けを受理しましたので、この旨通知いたしますというのが、日本非核宣言自治体協議会のほうの経緯であります。なお、日本非核宣言自治体協議会からの青森市長宛ての退会届の受理の通知の中で、このたび財政的な事情により退会されるとのことですがという、こちらからの退会理由を引用する形での受理の通知が届いております。これにつきましては、届出書の記載については、恐らく先ほど御答弁したとおり、平成 29 年度の当初予算上の会費の措置がなされていないということで、そのような記載になったものと存じます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 6 万円を払うのが財政事情というのは、余りにもせこいというか、平和事業や核廃絶の運動などに本当に冷や水を浴びせるようなもので、本当に許されないと思います。

青森県内で平和首長会議に初めて参加したのは、十和田市が 2009 年になっていますが、同じ年の 9 月に青森市が参加して、その後 2010 年には 3 団体、2011 年には 2 団体、2012 年には 3 団体、2013 年には 1 団体、2014 年に 3 団体、2015 年 6 団体、2016 年 11 団体、2017 年 5 団体となっていて今現在 35 団体です。青森市が入っていれば 36 団体だったんです。ことし、去年、おととしと、急激に加盟する自治体がどんどんふえているんです。それなのに青森市だけがここから抜けていくということです。

今、国連で核兵器禁止条約が議題になって、それがことしの夏にも議決されようとしていると報道されています。これは画期的なことで——原爆を投下されてから 72 年で、40 カ国が批准すれば、これが通るわけですけど、今の様子だと 100 カ国、120 カ国がこれを批准するのではないかとされているものです。そうなってくると、この核兵器禁止というのは、人権擁護の法律などの要素ともあわせて、国際的にはっきりと違反だというものになるわけです。そういう中で、青森市がこの運動と一緒に進めている自治体から抜けるということは、非常に許される話ではない。平和運動に対して背を向けるものだと言わなければいけないし、ひどいものだと思います。

青森県内でも、「ヒバクシャ国際署名」をすすめる青森県連絡会というのがあって、これに加盟する青森県の生協連が、6 月 17 日、市内の県民生協 9 店舗、八戸のコー

プで1店舗、おいらせ町の県民生協1店舗の合わせて11店舗で一斉署名行動を行いました。国連で始まった交渉に合わせて、核兵器廃絶への思いを可視化することを呼びかける「Peace Wave 2017」で呼びかけたものです。青森市では各生協の店舗で働く従業員が、入り口や店内で署名の呼びかけをしたそうです。エプロンをしながら、店内で署名の呼びかけを初めてやったという女性もいたそうです。こういう人たちが今、力を合わせて核兵器をなくしようと運動しているときに、これに対して6万円が入っていた日本非核宣言自治体協議会、それから平和首長会議、これは年会費2000円ですよ。これを財政事情だといってやめるなどということは、許されるものではないと思います。

本当に今、小野寺市長になって挑戦する街と言っていますけれども、平和運動や核廃絶に挑戦する、戦いを挑む、こんな青森市になってほしくない。これを撤回するつもりがないか、最後にお聞きします。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。脱退を撤回するつもりはないかというお尋ねでありました。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、平成29年度の当初予算編成の中で平和事業全体として見直した結果であります。

以上でございます。

あと、済みません。先ほど答弁の中で核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画と申し上げましたが、正しくは核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画であります。謹んでおわびし訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第108号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第111号「平成29年度青森市野木財産区特別会計補正予算」までの計4件を一括してお諮りしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思っております。

それでは、議案第108号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第111号「平成29年度青森市野木財産区特別会計補正予算」までの計4件についてお諮りいたします。

議案第 108 号から議案第 111 号までの計 4 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 館田瑠美子委員、何号に御異議がありますか。

○館田瑠美子委員 議案第 108 号に異議があります。

○花田明仁委員長 議案第 108 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 108 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立多数であります。

よって、議案第 108 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 108 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 4 時 23 分閉会